

平成 26 年第 6 回定例会

鋸南町議会会議録

平成 26 年 12 月 10 日 開会

平成 26 年 12 月 17 日 閉会

鋸南町議会

平成 26 年第 6 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算 (第 3 号) について)
- 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算 (第 4 号) について)
- 議案第 3 号 鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 鋸南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 号 鋸南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 6 号 鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について
- 議案第 12 号 平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 議案第 13 号 平成 26 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 14 号 平成 26 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 15 号 平成 26 年度鋸南町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

平成 26 年第 6 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号 (12 月 10 日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	12
小藤田一幸君	12
鈴木辰也君	25
緒方猛君	39
渡邊信廣君	53
笹生正己君	70
会議時間の延長	86
三国幸次君	86
散会の宣言	95

第2号(12月17日)

議事日程	96
本日の会議に付した事件	96
出席議員	97
欠席議員	97
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	97
本会議に職務のため出席した者の職氏名	97
開議の宣言	98
議事日程の報告	98
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
閉会宣言	129

鋸南町告示第60号

平成26年第6回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年12月5日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成26年12月10日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成 26 年第 6 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 1 号〕

平成 26 年 12 月 10 日 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 一般質問〔6名〕
① 2番 小藤田一幸 議員
② 4番 鈴木辰也 議員
③ 3番 緒方 猛 議員
④ 1番 渡邊信廣 議員
⑤ 9番 笹生正己 議員
⑥ 12番 三国幸次 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 渡 邊 信 廣 君	2 番 小 藤 田 一 幸 君
3 番 緒 方 猛 君	4 番 鈴 木 辰 也 君
5 番 手 塚 節 君	6 番 黒 川 大 司 君
7 番 伊 藤 茂 明 君	8 番 松 岡 直 行 君
9 番 笹 生 正 己 君	10 番 平 島 孝 一 郎 君
11 番 中 村 豊 君	12 番 三 国 幸 次 君

欠席議員（0名）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白石 治和 君	副 町 長 川名 吾一 君
教 育 長 富永 清人 君	会 計 管 理 者 篠原 一成 君
総務企画課長 内田 正司 君	税務住民課長 福原 傳夫 君
保健福祉課長 渡邊 昌廣 君	地域振興課長 菊間 幸一 君

教 育 課 長 前 田 義 夫 君
監 査 委 員 川 名 洋 司 君

水 道 課 長 山 崎 友 之 君
総 務 管 理 室 長 福 原 規 生 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 増 田 光 俊

書

記 醍 醐 陽 子

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名です。

定足数に達しておりますので、平成 26 年第 6 回 鋸南町議会定例会を開会いたします。

なお、9 番 笹生正己君より遅刻の届が出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配付漏れなしと認めます。

本日は、区長会から傍聴の申し出がありまして、許可いたしました。

なお、傍聴席については定員 28 名のほかに 12 席を用意してあります。したがって、40 名までを許可いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

なお、傍聴席の皆様には、お願い申し上げますが、傍聴規則に従い静粛に傍聴いただくようお願い申し上げます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤茂明）

これより日程に入ります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、

5 番 手塚節君、10 番 平島孝一郎君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤茂明）

日程第 2 「会期の決定」を行います。

この件につきましては、去る 12 月 3 日午前 10 時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 渡邊信廣君。

〔議会運営委員会委員長 渡邊信廣君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊信廣君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る 12 月の 3 日午前 10 時から議会運営委員会を開き、平成 26 年第 6 回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議をいたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から 17 日までの 8 日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案 15 件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い本日は、散会をしたいと思います。

12 月の 11 日から 16 日は、議案調査のため休会とし、12 月の 17 日は午前 10 時から会議を開き、議案第 1 号から議案第 15 号まで、順次上程の上、質疑、討論の後、採決を願いたいと思います。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には小藤田一幸君、鈴木辰也君、緒方猛君、笹生正己君、三国幸次君と私、渡邊信廣の 6 名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め 60 分以内とし、1 回目の質問時間は 15 分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日から 17 日までの 8 日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には 6 名の諸君から通告がなされております。一般質問の時間は 60 分以内とし、1 回目の質問時間は 15 分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないといたします。

お諮りします。

ただいま申し上げましたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 17 日までの 8 日間と決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

…………… 休憩・午前 10 時 06 分 ……………
…………… 再開・午前 10 時 06 分 ……………

○議長（伊藤茂明）

ただいまの出席議員は 12 名です。

◎諸般の報告

○議長（伊藤茂明）

日程第 3 「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和君 登壇]

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成 26 年第 6 回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜りまして厚く感謝を申し上げます。

本定例会に、町長として 15 件の議案を提案をさせていただいておりますので、その概略について御説明を申し上げます。

議案の第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算（第 3 号）について）」でございますが、所得税等納付金及び 10 月 6 日の台風 18

号による各施設の修繕料、7,100,718万7,000円を、10月21日付で専決処分をいたしましたので、議会の御承認をお願いをするものでございます。

議案の第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について）」でございますが、12月14日執行の衆議院議員選挙執行経費748万3,000円を、11月21日付で専決処分をいたしましたので、議会の御承認をお願いするものでございます。

議案の第3号「鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」でございますが、現在、事業を進めております、都市交流施設について、指定管理者による管理、利用料金等の規定をするものでございます。

議案の第4号は「鋸南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、保育所や幼稚園等の「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」にかかる、運営基準等を定めるものであります。

議案の第5号「鋸南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。町認可による、「地域型保育事業」の設置及び運営に関する基準を定めるものでございます。

議案の第6号「鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、新制度における学童保育所の設備・運営に関する基準を定めるものでございます。

議案の第7号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。千葉県人事委員会の勧告に基づき条例の改正をお願いするものです。若年層を重点に、平均0.42%の給料表の引き上げ改定及び勤勉手当を0.15カ月引き上げ改定をするものであります。

議案の第8号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、期末手当を0.15カ月引き上げ改定するものであります。

議案の第9号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の寄付金控除の対象となる法人の追加及び軽自動車税・小型特殊自動車の税率を引き上げようとするものであります。

議案第10号「鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」であります。子ども医療費に係る通院の助成枠を現行の「小学3年生まで」から「中学3年生まで」に拡大し、これに伴い所得制限を設けるほか、課税世帯にあっては、自己負担額を一律300円とするものです。

議案11号「安房郡市広域市町村圏事務組合理約の変更に関する協議について」であります。広域圏事務組合における、共同処理事務に関する規約変更に伴い、関係市町村と協議のため、議会の議決をお願いするものであります。

議案の第12号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」でございます。

ますが、1,460万6,000円を増額補正し、補正後の総額を50億2,063万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出の主なものを説明申し上げます。

各費目にわたる人件費につきましては、給与改定及び職員の人事異動等により、総額では954万5,000円を増額をするものであります。

総務費では、旧一中跡地への倉庫建設に係る設計及び地質調査委託費として58万9,000円をお願いをいたしました。

旧一中校舎解体事業については、工事費が確定したことにより、マイナスの2,728万円の減額をするものであります。都市交流施設整備事業では公有財産購入費及び建物移転補償費で1,270万3,000円をお願いをいたしました。

社会保障・税番号制度関係ではシステム改修委託費11万1,000円を増額及び中間サーバ利用等負担金66万3,000円をお願いをし、国民年金システム導入委託料100万1,000円その他、来年4月12日執行予定の千葉県議会議員選挙費167万1,000円をお願いしました。

民生費では、介護会計への繰出金81万8,000円、農林水産業費では、岩井袋漁港西護岸転落防止柵設置工事費120万円をお願いをしました。

次に、教育費ですが、小学校費では、鋸南小駐車場用地として借り受けていた土地を農地に復元するため、重機借上料43万2,000円等をお願いをいたしました。

中学校費では、校内放送チャイム等の修繕料56万7,000円を計上しております。

災害復旧費では、大崩地先・町道4043号線の道路災害復旧工事費800万円をお願いをいたしました。

次に歳入であります。歳出に充当する特定財源以外では、普通交付税1億228万9,000円、前年度繰越金4,510万9,000円、宝くじ交付金617万円を計上をいたしました。

歳入歳出調整後、余剰金1億5,350万8,000円が生じたので、財政調整基金繰入金を減額いたします。

今補正後の財政調整基金の残高は7億4,403万5,000円を予定しております。

議案第13号「平成26年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、124万9,000円を増額し、補正後の総額を、12億9,458万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものは、一般被保険者保険料過年度分還付金141万9,000円を増額するものであります。

議案の第14号「平成26年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、81万8,000円を増額し、補正後の総額を、11億9,979万7,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、給与改定に伴う、人件費81万8,000円を増額するものであります。

議案第15号「平成26年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について」であり

ますが、収益的支出で、給与改定及び人事異動に伴い職員給与マイナス 348 万円を減額するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしく、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、町政報告会について御報告を申し上げます。

10 月 20 日から 12 月 2 日まで、各行政区 24 カ所において区長さんをはじめ各区の役員の皆様の御協力をいただきまして開催をさせていただきました。また、議員各位にも御出席いただき無事終えることができ感謝申し上げます。

報告の内容は、一般会計、国民健康保険特別会計等の状況をはじめ、笑楽の湯の温泉化、鋸南病院の改修、介護予防事業、そして有害鳥獣被害の状況等の「町政について」。

また、現在進めております都市交流施設事業の施設整備の理由、目的、完成予定図、事業費等について報告をさせていただきました。

町民の方々の参加は 586 名で、有害獣対策、旧一中の跡地利用、人口減対策、地区コミセンの建設補助制度、汚染土壌処理施設、交流施設の収支・雇用見込み、直売所の運営体制等の質問や御意見等をいただきました。

今後の町政に活かしていきたいと考えております。

次に、有害鳥獣駆除実施隊の活動について御報告をいたします。

実施隊は、本年 9 月の定例議会において、非常勤特別職の報酬の一部改正を行い、実施隊員に係る報酬についても加えさせていただいたところでございます。

そして、9 月 12 日に 30 名の方を実施隊員に任命し、10 月 12 日から、元名・中佐久間・江月地区で、3 回に渡って捕獲を実施し、延べ 57 名が出動をしております。

成果は、イノシシ 5 頭、シカ 6 頭、キョン 1 頭を捕獲をいたしました。今後も有害鳥獣被害が低減するよう、実施隊の皆さんの活躍を期待しております。

次に、都市交流施設整備事業について御報告をいたします。

旧保田小学校を活用して整備する都市交流施設において、新鮮で安心安全な農産物や加工品などを供給するため、出荷組合が設立されました。

設立総会は、去る 11 月 11 日に開催をされ、組合会則や販売要項を定め、併せて役員を選出も行われました。会長には、元名の篠原茂幸さん、そして、その他 10 名の方々が役員として選出されました。

鋸南町ならではの魅力的な直売所づくり、そしてお客様に満足いただける商品の供給に御尽力をいただきたいと存じます。

次に、第 62 回千葉県乳牛共進会について御報告いたします。

11 月 20 日、千葉市にあります千葉県家畜市場で開催されました、千葉県内 10 支部から選抜された 72 頭が出品されました。

部門別に乳房・骨格、さらに歩き方など個体のバランスを比較し、審査が行われまし

た。

鋸南町からは安房郡市の代表として2頭が出品となり、鈴木修さんのネルエーカー
ス・ダミオン・カラー号が、未經産第1部において、県のチャンピオンとなりました。

そして、千葉県代表として11月12・13日に茨城県の中央家畜市場で開催された、関
東地区ホルスタイン共進会に出場をいたしました。関東大会では、第1部未經産牛に出
品された11頭の中、2等賞1席を受賞をされました。誠にありがとうございます。

次に、「地域活性化講演会」について御案内申し上げます。

12月15日月曜日、中央公民館多目的ホールにおいて開催をさせていただきます。

講師は、NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」で紹介され、多数テレビ等に御出
演されている木村俊昭氏で、小樽市職員を経て、内閣府などで御活躍、現在は全国120
箇所以上で講演、現地のアドバイス等を行っておられます。

今後の町活性化に向け、有意義な講演となりますよう、御来場いただきたく思います。

次に、第35回鋸南町農業祭について申し上げます。

1月17日土曜日と18日日曜日の二日間、農産物の栽培技術や品質の向上、農業の近
代化と地域農業の発展を目的に中央公民館で開催をいたします。

併せて、友好都市辰野町の「ほたるの里 特産品フェア」も開催されますので、多数
の御来場をお待ちいたしております。

次に、町内一斉清掃について御報告をいたします。

去る、12月7日日曜日に行われました一斉清掃でございますが、可燃ゴミやビン・缶
等含めまして、約6.5トンのゴミが収集されました。御協力をいただきました関係者
の方々、町民の皆様、大変御苦勞様でございました。感謝申し上げる次第でございます。

今後も、この事業を通して、官民一体となつての環境美化に努めてまいりたいと考
えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、年末から年始にかけての行事につきまして御案内申し上げます。

初めに、鋸南町の花まつりについては、第一章の「水仙まつり」を12月20日から2
月8日までの期間、第二章の「頼朝桜まつり」を2月21日から3月15日までの期間、
最終章の「さくらまつり」は3月21日から4月13日までを期間として実施されます。

各まつりの期間中にはJRがビュー商品として「水仙ハイキング」、そして「頼朝桜ハ
イキング」を実施をいたします。

また、水仙まつりイベントは、1月11日に江月水仙広場にて、1月18日には佐久間
ダム公園にて予定をされております。さらに、竹灯籠まつりは3月7日に保田川、権現
橋周辺で実施される予定でございます。

今年も多くの観光客が当町を訪れますよう期待をしております。

次に、出初式について、申し上げます。

1月4日日曜日午前10時から、岩井袋町民運動場を会場として行います。是非、御覧
いただきたく思います。

次に、健康・福祉まつりについて、申し上げます。

「健康まつり」と「社会福祉大会」の合同開催として、今年で7回目となります「鋸南町健康・福祉まつり」を、1月31日土曜日中央公民館で開催をいたします。多彩な催しを通じ、町民の皆さんに健康と地域福祉への関心を高めていただきたいと思います。

次に、教育委員会関係について、申し上げます。

初めに、新春マラソン記録会について、申し上げます。

正月恒例の新春マラソン記録会は、1月11日日曜日午前10時から鋸南中学校を会場に行います。1キロ・2キロ・3キロ・4キロの各コースを設定しておりますので、個々の体力に応じて参加できます。

今回も大勢の参加を期待しております。

次に、成人式について、申し上げます。

1月11日日曜日午後2時から中央公民館で成人式を行います。

今回は、93名の方々が成人の仲間入りとなり、恩師からのビデオレターを上映し、新成人の門出を祝っていただきます。

また、御自身も成人を迎える観光大使を務めBOSO娘で活躍中の「二宮はな」さんも成人の主張を予定しております。

次に、第54回鋸南町青少年健全育成柔剣道大会が、1月25日日曜日、鋸南中学校を会場に開催され、町内外から大勢の小・中学生が訪れます。

鋸南町の児童・生徒の活躍を期待しております。

最後に、菱川師宣記念館の特別展について、申し上げます。

1月2日金曜日から3月1日日曜日まで、前期・後期の2期に分けて、特別展「めでた・おもしろ・江戸絵画展」を開催いたします。江戸時代、健康・長寿・繁栄を願ってユーモアに富んだ「めでたおもしろ絵」がもてはやされたことから、新春にちなんで縁起の良い、おめでたい絵画の数々を御紹介します。

ぜひ、御観覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願いを申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

町長から、提案理由の説明、並びに諸般の報告がありました。報告事項で確認したいことがございますか。

○議長（伊藤茂明）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎2番 小藤田一幸君

○議長（伊藤茂明）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり6名の諸君から通告がなされておりますのでこれより質問を許します。

初めに小藤田一幸君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

2番 小藤田一幸君。

〔2番 小藤田一幸君 質問席に着席〕

【ベルが鳴る】

○2番（小藤田一幸君）

それでは、都市交流施設建設について、5点質問をさせていただきます。

まず1点目です。

6月補正予算で計上された都市交流施設建設工事費について、現在建設資材や人件費が上昇していることから、入札を執行する段階で設計内容が見直しされたような部分があるか。

2点目、都市交流施設のオープンは来年秋の予定だが、この事業により地域での雇用が何人くらい生まれるものと、見込んでいるのか。

3点目、指定管理者に対しては、維持管理費として見込んでいる年間の委託料の金額は。また、指定管理者との契約期間は何年か、及び収益の状況によっては指定管理者が撤退することも想定しているのか。

4点目、直売所の野菜売り場面積はどの程度か。また、現時点で農産物（加工品・仕入れ品）の出品を予定している方々の数は。

5点目、町政報告会では交流施設整備事業をメインに、24会場にもわたってきめ細かく住民の皆さんに説明した。その中で住民の皆さんはこの事業に対して、どのような反応があったのか。賛成意見やそうでない意見もあったと思うが、それぞれの意見に対して町長の率直な感想は。

以上5点を質問いたします。

○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

小藤田一幸議員の一般質問に答弁をいたします。

「都市交流施設建設について」お答えいたします。

御質問の1点目の、「6月の補正予算で計上された都市交流施設建設工事費について、現在建設資材や人件費が上昇していることから、入札を執行する段階で設計内容が見直しされたような部分はあるか」についてでございますが、設計業務を委託した時点から、建設資材や人件費の高騰の懸念があり、それらを踏まえた設計、積算業務に取り組んでまいりました。

しかしながら、11月28日に執行した工事の入札では、予定価格に達する応札がなく、落札業者がない不調に終わりました。

本町の入札に限らず、建設資材等の市場価格が積算単価を上回る状況にあつて、入札が不調となる結果が生じているように伺っております。

さて、御質問の「見直しをされたような部分はあるか」でございますが、各施設の備品や仕様などの追加、変更について、設計事業者と協議を行い、最終的な成果品を整えましたが、入札をする段階で建設資材等の上昇に伴う設計内容の変更は行っておりません。

御質問の2点目、「地域での雇用が何人くらい生まれるものと、見込んでいるのか」についてでございますが、指定管理の候補者が行った人件費の試算では、社員、パートを併せ27名としております。このほか、施設内ではテナント店舗での雇用が想定されますので、40名程度の方が新たに雇用されるものと見込んでおります。

御質問の3点目、「指定管理者に対する年間の委託料の金額は。また、指定管理者との契約期間は何年か、及び収益の状況によって指定管理者が撤退することも想定をしているのか」についてであります。指定管理者に対する年間の委託料は、指定管理者として議決をいただいた後に、双方協議の上、協定書の締結によって指定管理料を支払うこととなっております。

現時点で、指定管理の候補者が試算した概算の事業収支では、初年度の平成27年度では、収入のない準備期間を含めていることから1,500万円程度のマイナス収支、2年目の平成28年度では400万円程度のマイナス収支、その後、3年目以降では、利益が生じる試算となっております。

ただいま申し上げた収支の差分を指定管理料として支払うわけではなく、候補者が見込む事業収支を参考として、今後双方で協議を行ってまいりたいと存じます。

契約の期間ですが、5年間とする予定でおります。

なお、開業が年度途中となりますので、期間を調整して、年度末の3月末を期間満了とすることも想定をしております。撤退の想定ですが、この施設に限らず、事業者である方々は、収益の状況や将来的な見込みを考慮して、事業から撤退する可能性はあると思います。しかしながら、今回の候補者は、町が募集提案をした施設に対し、関心を示して、事業提案をいただいているわけですから、積極的に取り組んでいただけるものと受け止めております。

御質問の4点目、「直売所の野菜売り場面積ほどの程度か。また、現時点で農産物の出品を予定している方々の人数は」についてであります。直売所の販売スペースなど、実際のレイアウトは、指定管理の候補者を中心に、これから協議を始めますが、直売、物販のスペースは、概ね320平米、100坪程度となる見込みでございます。

また、出荷組合への加入状況でございますが、昨日現在70名の方に加入の申し込みをいただきました。農作物や加工品の出品を予定をされております。

御質問の5点目、「町政報告会の説明を踏まえ、住民の皆さんからこの事業に対して、どのような反応があったか。また、それぞれの意見に対する町長の率直な感想を伺う」についてであります。町政報告会では、交流施設に対する町民の方々の御意見等はさまざま、事業に対する懸念などの御意見がある一方で、建設的、積極的な御意見も伺うことができました。懸念事項の中では、保田の交差点から都市交流施設に至る県道の改良に対する要望、そして高齢化や人口が減少している中での施設運営の成功の可否などに関する御意見をいただきました。

一方、建設的な事項では、施設の活用を高めるため、ソフト事業の充実に関する御要望や、旧鋸南一中跡地の活用方法に関する御質問もございました。

報告会の中で、交流施設に対する関心が低いのではないかと御指摘も受けましたので、そのような観点からも、この時期に報告会を開催をし、直接御説明を行うことができたことは、大変有意義であったと感じております。実際、報告会の翌日には、出荷組合への加入申込みや問い合わせが数件あることもございました。

これからも機会をとらえ、積極的に情報の提供を行い、より多くの方々の参画を進めてまいりたいと存じます。

役場関係者のみならず、施設の運営に関する事業者の皆様にも同様の対応を図っていただけるようお願いをしております。率直な感想としましては、少子高齢化、人口減少など、過疎化が進展している現状にあって、町民の皆さんは将来を悲観し、自ら地域の活性化に取り組む姿勢が少なく感じました。このような現状を踏まえますと、生活環境などの整備だけではなく、地域の核となり、地場産業や地域の活性化を図るための施設づくりが将来に向け不可欠なものであることを改めて認識をいたしました。

施設の整備には、多額の町負担を伴いますので、地域の皆さんを始め、多くの方々に利活用いただけるよう、これからも関係者とともに協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君、再質問はありますか。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

3月議会、6月議会、この2回、このえ一、件について質問をさせていただいてます。

6月、あ、3月議会でこの交流施設、総事業費が12億6,000万という答えをいただきました。この12億6,000万という金額は、例えば南房総市である道の駅がつくられたわけですが、大体倍の値段がかかっています。決して安い金額ではありません。

その12億6,000万のうち、確か国の農山漁村活性化プロジェクトだとか、あるいは過疎債を使ってできるだけ安くやるような方向だということも聞いておりますが、12億6,000万のうち、町が負担する金額はいくらか教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

それではお答え申し上げます。

現時点で平成24年度から28年度までの事業費といたしましては12億6,600万円。そのうち国の補助金が4億2,000万円。あとは一般財源となるわけでございますけれども、その残りのうちですね、5億3,380万円は過疎債の適用を予定をしているところでございます。

起債を除きました一般財源といたしましては、3億1,200万を予定しているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

○2番（小藤田一幸君）

えっと、この前の6月のあれでは10億何千万の中で確か計算通りやると3億4,000万かな。そのくらいのお金がかかる。町から。

したがって、後ね、何億か残りがあるんでそれをプラスした合計の金額を教えてくださいんですけども、以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

えっと交流施設ですね、農山、農水省の補助金を使った交付金事業といたしましては、補助対象事業といたしましては12億6,600万円先ほどお答えをしたとおりでございます。

その他、あの、当初お示しした中ではですね、単独事業といたしまして、例えばその県道の改修工事等で1億ほどの確か事業費として御説明を申し上げたと思っておりますけれども、事業を実施する中で特にですね、進入路に、進入にあたっての県道の改良工事等は特に必要がないということになりましたので、そのような単費事業等が減額となりますので、現時点では、12億6,600万円の範囲でですね、事業の方は実施していきたいと予定をしているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

とにかく12億6,000万のうち町はいくら出すかっていうのを教えていただきたいと思っています。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

先ほども申し上げましたが、12億6,600万円のうち、国庫補助金、交付金として来る金額は4億2,000万円でございます。その残りの財源といたしましては、過疎債を5億3,300万。残りの一般財源として、3億1,200万円を予定をしているところであります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

挙手願います。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

11月28日に入札不調ということでしたけれども、私は3月議会でこういう質問をしています。現在2・3割建築費が高騰しているが、総事業費はどのくらいか。総務企画課長、12億6,000万円を見込んでいます。社会的な要因などで費用が増大することは御理解願います。

この段階ではまだもう少し値段が上がるということをあれしていただいたんですが、次の入札はいつやるか。それから、そのときに設計の見直しはあるか。それをお聞きします。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

現在ですね、再入札に向けての準備をしております。

当然あの、不調ということになりましたので、設計事業者の方には設計のですね、再度の見直しということをお願いをしておりますが、予定といたしましては1月末にですね再入札を実施する方向で現在事務を進めているということでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

設計の見直しをいたしますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

設計の見直しというのがどこの範囲を示しているかわかりませんが、基本的には現在実施する設計図面、それに伴います工事を進めるということで考えておりますので。

見直しするということは、要するにその設計のですね、積算単価等につきまして再度精査をするということで、基本的には第1回目に発注をしました建物の設計内容で事業を進めていく予定でございます。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

まあ設計の見直しについてははっきり聞かれましたけれども、私の考えでは随分この交流施設が手広くなっていると思います。直売所だけじゃなくて、例えば宿泊施設、そしてまた、2階に風呂場をつくると、そういう設計になっていますんで、相当これお金がかかるんじゃないか、私はそう思っているんですが、そういう点についてはどういう考えですか。

ちょっとお聞きします。そのまま続けるつもりですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

議会の方に特別委員会等も含めてですね、御説明しているとおりの内容で現在進めております。設計的なものについて再度触れさせていただきますが、単価等の関係で、資材の値上がり等でまあ不調が大きな原因でございますが、それらを含めてですね、設計、これは次の発注については、入札についてはどのような形で入札をかけるかということについて事務的に先ほど内田課長が申しましたとおりですね、進めているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

それでは指定管理料のことについて御質問をいたします。

6月議会で約9億円の、えー、小学校施設の改修工事の補正予算が出てきました。そのときに議決をしたときに私は反対をした一人ですが、これはあの、指定管理料がわからない。これはあの、私自身は反対しかねない、くて、反対をいたしました。

つまり、指定管理料というのは、交流施設には、公共施設がつくられるわけですよ、道の駅ですから 24 時間使えるトイレだとか、それから観光案内所、休憩所、そういうものをつくらないと道の駅の条件が満たされませんから、認可されません。

それから、まあ先ほど言ったね、風呂が付くんですね、そんなあの、もともと設計がなかったところへ 2 階へつくる、水物を 2 階へつくるわけですから、これは相当経費がかかるかと思います。

で、前に言ったとおり、できたものを改修するっていうのは、ちょっと考えると安くなるかなと思うんですが、実際には 1.5 倍くらいの値段がかかるんですよこれは。改修費っていうのは非常にかかるんです。むしろ新しくつくった方が安いんですよこれはね。

まあそういうことで指定管理料っていうのはこれから毎年、これ、払っていかないといけないんですよ、公共施設は。業者に払っていかないと。それが一体いくら払われるかっていうことに対してわからないと、何千万かかるとか、私は昔、2,000 万 3,000 万はかかるって言ったんですけどもね、わからないんですよ。

だから私は反対したんですけども、まあ今回入札不調で設計がちょっとまた変わるかもしれないんですが、この指定管理料をどのくらい考えているか。というのはですね、何回言ってもこれ、えっと、例えばこれは議会だよりです。ちゃんと議事録が残ったやつをそれをまとめたやつなんで嘘は言っていないので。

えっとこれは 3 月議会ですね、私は年間町が負担する施設の管理運営費をどの程度見込んでいるか。これに対して町長は基本設計ができていないので算出していません。続いて 6 月の一般質問で、私もそれを、指定管理料を聞いたならば町長は実際の管理運営費用については、現在進めている実施計画が整った時点で試算を示します。

6 月でもわかりませんでした。で、今回一般質問して、まあ一言だけ言いますと、今後双方で協議をして、協議を行ってまいりたいと存じます。だから指定管理料わからないんですよこれ。でやっぱり何千万ってお金が町から出るわけですからこれ指定管理者に対して。これがわからないということは、ちょっとこれは行政のチェック機関としての一議員としては、賛成しかねませんので、しかし、え、ぜひこれ指定管理料いくらか教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

指定管理料につきましては、施設ですね、まああの、形態と言いますか機能、また入るテナント、その管理運営事業者の考え方等もございますので、なかなかお示しができなかったということでございます。

それであの、現在ですね、指定管理者の、いわゆる、まあまだ候補者でございますけれども、指定管理者をやっていただけたところはですね、当然プロポーザルの時点で収支を見積もって出してきました。その後町からのオーダーですね、当然公共の部分の管

理等、こういうテナント構成になりそうだということ、また産直所の運営等を含めまして、再度ですね、先ほど町長が答弁したものにつきましては10月31日時点ですね、指定管理者側から示された収支の見込みでございます。これについてはその時点のものでありますので、さらに精査をしていただきまして、その収支というものが、今やっているところでございます。

それで、答弁の中にありましたとおり、初年度ですね、初年度につきましては1年フルの稼働ではございませんので、11月からの稼働と想定して、約1,500万ほどの収支差があると。2年目についてはそれが400万円程度、3年目からは黒字になるということでのシミュレーションとなっているところでございます。したがって、その赤字分をですね、全て町が指定管理料として補てんをするということは考えておりませんので、まあそこにつきましては当然初期のインシャルコスト等はどちらが負担するんだというような、細部にわたっての協議は今からなされるわけでございます。それで明確に今いくらの指定管理料ということにつきましては、ちょっと今私もこの時点ではお答えできませんが、ある一定のラインについてということであれば、もう9月の議会でお答えをさせていただいておりますので、当然それ以下に収まるような形になります。

それで後町が持ち出しになるんじゃないかということの御質疑でございますけれども、当然3年目・4年目・5年目の収支につきましては、黒字ということになりますので、その黒字の中でですね、逆に町の方に交付金として指定管理者の方が納めてくれるというようなことが、今の収支の計画となっております。

ちょっと今の時点でお答えできるのは、ちょっと明確には数字申し上げられませんけれどもいずれにしても3月までにですね指定管理者の候補者としてのまた議会の方に御提案をしなければなりませんので、その時点までには、当然協議した数字でお示しをしたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

いろんな契約の仕方があると思いますが、普通あの指定管理者を決める時は最初にこういう公共、パブリックですね、公共施設、トイレ、それから観光案内所、それからあの、光熱費の中で一番かかるのはこれ電気料なんです。ものすごい電気がかかるんですこれは。例えば体育館で直売所をやる。冬は暖房、夏は相当あれ西日受けて暑くなるんじゃないかと思うんですけれどもね、冷房かけなきゃいけないんです。それから宿泊施設だってね、電気やって風呂場だって燃さなきゃいけないでしょ。やっぱりその最低限の費用というのを指定管理料として指定管理者と契約してこれこれかかるけれどもって言って、契約をするのがこれは普通なんです。で、ちょっとごっちゃになっているんですけれどもね、今あの、南房総市の道の駅の変遷をこう辿ってみると、ちょ

っと調べたんですがね、富楽里は第三セクターです。市と農家の団体が一緒になってやる、それからその後が丸山町のローズマリーのあれが指定管理者ですね。その後でできたあの「WAO！」はあれは完全に地域に、最初は1年目いくら出す、2年目いくら出す、3年目から自分たちでやれよとそういう形で、建てられた施設なんですね。

だから、時代によって、この南房総市の道の駅のやり方が変わってきている。今言った最初は何千万の黒字だとか赤字だとかなんとかって、3年目はなんとかっていうのはちょっとそれは「WAO！」みたいな形をつくるんですけれどもね。

鋸南町の場合は完全に指定管理者を最初からもう5年契約、普通は3年契約でやるんですけれどもね、5年契約でポンとやっているわけですね。だからちょっと形態が、和田の「WAO！」みたいに地域から挙がってきたあれじゃなくてちょっと違うんですよ。

それはそれとして、時間が後30分、ですけれども、とにかくあの、最初に非常にあの、契約する場合には人件費、案内所のね、これは人件費が必要ですから、それから光熱費、電気代、どのくらいかかるか、あるいは風呂を沸かせばどのくらいかかるか、それが町がどのくらい負担するかによって契約を結ぶんですよ普通はね。だからそれを、年間維持費としてどのくらいかっていうことを聞いているわけで、そういうことなんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

最初に申し上げさせていただきますが、あくまでまだ指定管理者の契約、議会の議決を含めてですね、行っておりませんのであくまでも候補者という形で現在協議の方を進めている状況でございます。

それで、年を明けて3月の議会の中で指定管理の議決をまあお願いをしたいということで事務的に進めているわけでございます。そういう中におきまして、本来の一つの形が整ったものを管理をすると、管理をお願いするということではなくして、並行の部分というのがありまして、いろいろと細目にわたって詰めていかなきゃいけないものがまだまだ不確定な要素がございました。そういうものを含めて今管理、管理候補者と、指定管理の候補者と協議をしているわけでございますが、指定管理者自体も中で、施設の中の宿泊等々ですね、行うという形もありますので、ここら辺をきちんとですね、後テナント業者もでございます。そして産直所もでございます。そういうものからきちんとした形が出てこない通常の維持管理ベースも含めてですね、はっきりとした数字はつかみきれない、そういう状況でございます。

したがいまして、3月の予定しております、3月議会での指定管理者の議決にあたりましてはですね、その前の段階で、適切なものを議会の方にお示しをし、御説明をしていきたいとこのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

はい、わかりました。じゃあ3月議会まで、はい。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

小藤田議員のですね、指定管理についてのですね、お話をですね、多少させていただきたいと思います。

指定管理というのはですね、鋸南病院も指定管理というような形でお願いをしているわけでありますので、鋸南病院は鋸南病院としてですね、自ら自分であそこで事業を行ってですね、自らの所で収益を上げながら運営していく制度と言いますかね、そういうような形になるわけでありますので、先ほど小藤田議員さんから和田の「WAO！」のお話をされましたが、あそこもあのですね、ある意味では指定管理というような形になるわけでありますので、指定管理をお願いするということは、あそこのエリアの我々が整備をする都市交流施設そのものをですね管理をしながらそこでも当然仕事をしていくということでございますから、そこが仕事をしながら収益を上げながらというような募集の仕方をしてあるものですから、当然今の候補者の方ですね、そういう事業展開をするということですね、想定の中で応募をしてきているわけであります。先ほどあの答弁の中でお話をさせていただきましたが、そこで営業をしながらですね、将来的には指定管理料いらないという形になればというようなことになるわけでありますので、その辺をですね、御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

最終的にね、指定管理はいらないということで町長今答弁されましたけれども、それが一番理想的なんでしょうけどね。はい、わかりました。まあこの辺で、じゃあやめたいと思います。

次の質問をいたします。

心配なのはですね、体育館がいわゆる農作物の直売所になるわけですが、指定管理者の今現在南房総市でやっている丸山のあそこなんかは、確かに農産物がきれいに並んでいるんですけどもね。レタスがいくつ、人参がいくつ、きれいに並んでいるんですが、まあそれに比べてね、こっちの方は、私なんかは出しているから、トマト、こんな大きいやつガンって持っていく、ちょっと形は違うんですがね、ただ私が心配するのはです

ね、この交流施設、これはどうしても富楽里をやっぱり意識しなきゃいけないと思うんですよ。もう高速で3分・4分あれば行っちゃいますからね。

そこへまあ変な話ですけども、喧嘩を、なんて言うんですかね、それと対等かそれ以上のものがないとこっちへこないんですよ。もう十何年の富楽里は実績がありますんでね。関東地方ではもう知らない人ないでしょ、きっとね。

そこに対して新しく施設をつくる、そういうわけなんですけれども、そこで二つ質問なんですけど、やっぱりあの、今指定管理者がまだってということなんですけれども、その丸山のあそこみたいにきれいにこう飾ってあるだけのあれだけでちょっといいのかな。片や40坪くらいの所へと農作物がデンとあるわけですよ。

その違いで果たして勝負ができるのかという、そういう心配があるんですよ。しかもあの、指定管理者が決まればもう指定管理者が全部責任を負ってやるわけですから、売れなければドンドン他のものを入れてやってくるわけですから。あの100坪の体育館、あの中に果たして今70人というあれがありましたけれども果たして農作物がどれだけ並べられるかという、そういう心配があるんです。だからもしあれだったら、最初にこれだけは確保してくれよと。まだ決まってないわけですからね、その100坪のその展示が、まあそういうあれがあるんですけども、いかがでしょうか、その点については。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

体育館のですね使い、当然レイアウト等につきましては、今後でもですね、生産組合と管理者の方といろいろ協議してまいります。それで当然あのまあ中ですね、棚と言いますか荷台のレイアウトあるいは品揃え等の話につきましても生産組合または運営管理者等ですね協議の中で来ていただきましてもお品物がないというような、そういうことのないようにですね、きちっとした品揃えで運営をしていくことになると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

それからもう一つ、今70人という数字を言いましたけれども、まあ3月はちょっとねあれでしたけれども、6月のあれでは出荷希望者が46名、検討したい方は131名、これアンケート結果で町長答えているわけですが、今回は70名に変わったわけですけども、増えたわけですけども、この人数について多いのか少ないのか、今後増やしていくのか、その返答を、答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

昨日現在で70名の皆さんが出荷組合と言いますかね、そういう、入会されました。当然これから事業を展開をしていく中で、おそらくあのですね、実態として、実態としてですね、そういう動き方が出てくればさらにあの出荷をしてみたいというような皆様方も出てくるような気もいたします。

当然このことはですね、まだあの建物も全く改修されていない。そしてまたオープンもしていない状況の中で出荷していただけますかというような問いかけをさせていただいておりますので、それがスタートしてですね、ある意味では稼働し始めると言いますかね、それが目に見えてくるような状況になれば、さらに出荷をしていただける方々もですね、参加をしていただけると、そんなことも実は思っております。

小藤田議員さんも今あの直売の方にお持ちいただいているということでございますので、ぜひあの出荷組合の方に申し込みをしていただければ1名増になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

私もがんばりたいと思います。

またあのね、また町の方の意気込みをね、地域に伝えて、もっともっと伝えていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

ただ私心配しているのは、今私の出している直売所、公民館のメンバーだけで160人いるんですよ。富楽里の方は300人くらいいるんですよ、多少変動はあってもねそれくらいはいるんです。

常時出している人は120くらい。1,000万以上ね、出している人もいますしね。だからそういうところと、あるいは勝山の人間は10分以内に富楽里行けますし、おどや行けますしね、そういう地域のあれがありますので、やっぱり競争していると思うんですよこれはね、資本主義ですからね、お互いに競争は認められているわけですから。

だからそういうものを負けないでね、やっぱり良いものをつくってもらいたいなど、そう思うわけです。

最後に一つだけちょっと私も町には大変お世話になっているあの、土地改良の理事長として今一番心配しているのは、とにかくあの、農業専門者がですね、どんどんいなくなっているんですよ。まああの統計的にはいるんですよ百何十名、私も農業専門者に統計的にはなっているんですけどもね。

農業だけで商売をしている人、そういう人が少ないんです今。上佐久間で一人二人、中佐久間で一人二人、そんなもんですね、多分少ないと思います。

保田の方は、ちょっと同じような状態だと思いますね。で、竜島を見た場合に、今年

だけで専業農家が4人できなくなっちゃったんです。その中でね、最高に土地を持っている人だとか、高齢でやんない人だとか、死んだりした人だとか、そういう人がいて、竜島だけで、だから他も段々少なくなってきた、とにかく未収金がいっぱいあって大変なんですよ。これからまた考えていかなきゃ本気になって考えていかなきゃいけないんですよ。

それで、町長さんにちょっとお伺いいたしますけれども、専業農家です、何歳くらいまで働けると思っているか、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

ちょっと小藤田さんあの、今回の質問は都市交流施設についてということで質問されていますので、関連がその、これから出てきますか。

○2番（小藤田一幸君）

出荷する人がですね、高齢化の問題っていうのが出て、あの、ね、町長さんの町政報告会の中で出てきているんでね。大体高齢化でそういうように、いる人が増えてきているというのに、その辺をどう考えているのか。

何歳まで働けると思っているのかそれで聞いたんです。

○議長（伊藤茂明）

答弁お願いできますか。

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

まああの何歳までっていう話でございますが、これはもうそれぞれですねあの、個人差と言いますか、状況によって変わるわけでありますから、何歳までっていうことは一言で言いきれないことがあると思います。

どうしてやっぱりこの施設をやっつけていかなければならないかっていうことでありますが、先ほど正にあの小藤田議員さんがですね、土地改良の理事長さんをおやりになってですねいらっしゃるわけでありまして、我々のところはですね、我々は鋸南町全体です、経済的な広がりをつけていこうという視点を持っております。当然あの、農業にしてもですね、やはり経済的にですね、少し潤いがなければいろいろところで、例えば賦課金をという話もあるわけでありますから、そういう形でですね、少しでも経済を広げていただきたいという視点でこの事業を取り組んでいるわけでありますので、ようやくあの我々の町がですね、財政的に非常に厳しかったことをですね、少しずつ町民の方々が御理解していただいて、少しずつある意味では起債もですね少なくなってきたですね、多少はですね、我々の町が経済的な広がりをつけていくための投資ができる状況になってきたということを御理解いただきながらまさにですね、まさに、一次産業のですね再チャレンジをしていきたいというような考え方のこの事業でございますので、どうぞあのそれぞれ何歳までというような話もあるわけでありますが、当然それぞれがですね、いろんな年齢的なこともございますので、一概に何歳までと言いきれない部分もござい

ますから、少しでも意欲のある方はですね、その施設を御利用いただきたいと、使っ
ていただいて、経済的な広がりをつけていただきたいというわけで、私の何歳というよ
うな答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

私もできるだけ元気で、農作物をつくりたいと思っています。

保田小の場合入会金っていうのがありますね、ああいうのが段々なくなればいいんで
すけれどもね。5,000円ですか、で後2,000円ですよ。ちょっとその辺がハードルが高
いかなと、感想ですけれども思っています。

まああの、私が見た限り75くらいかなと思って、今鋸南町の平均が70くらいですね、
多分ね。国全体がもう66くらいだと思うんで後何年かまあそういう目標をね、出荷する
目標を持ってがんばりたいと思っていますので、できるだけ町としてもPRをもっとし
た方がいいと思います。その辺をお願いして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（伊藤茂明）

以上で、小藤田一幸君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をします。

11時25分から再開をいたします。

…………… 休憩・午前11時18分 ……………

…………… 再開・午前11時25分 ……………

◎4番 鈴木辰也君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、鈴木辰也君の質問を許します。

4番 鈴木辰也君。

【ベルが鳴る】

○4番（鈴木辰也君）

私は「都市交流施設について」と「町防災について」2点質問させていただきます。
まずは都市交流施設について質問をいたします。

11月5日に鋸南町都市交流施設商工業者向け説明会が開催されました。配布された資

料には、『道の駅は本来、地域住民の方々が商品販売や飲食提供などを通じて、継続の利益を育みながら、都市住民との交流を推進する場所であると考えています。そうした意味から、直売所「里山市場」（仮称）も農産物生産者ばかりではなく、広く商工業を営まれている鋸南町町民の皆様にも気軽に参加できる、開かれた「市場」でなくてはならないと考えています』とありますが、その取扱商品と手数料についての資料、また説明を見る限りでは、聞く限りでは、商工業者が気軽に参加できるようなシステムではないと考えられましたが、町のお考えを伺います。

次に「町防災について」質問します。

平成 26 年度から、27 年度まで、限度額 1,200 万円の債務負担行為を設定し、平成 11 年 3 月に策定した地域防災計画について、防災基本計画・千葉県地域防災計画との整合性を図り、現下の諸情勢に併せて計画の見直しを行っていくとのこととあります。

そして、平成 26 年度は当初予算において、鋸南町地域防災計画の策定委託 700 万円が計上されました。防災計画の見直しがされているわけですがけれども、今現在の進捗状況をお伺いします。

また、今の防災訓練の形式になって 3 年目になります。1 年目、2 年目、3 年目と訓練についてのいろいろな課題、町民の方からの意見等があったと考えられますが、町は、この課題、町民の方からの意見等に対し、どの様な検討をし、今後の訓練に活かしていくのかお伺いします。

1 回目の質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の「都市交流施設について」お答えをいたします。

11 月 5 日に開催をいたしました都市交流施設の商工事業者向け説明会は、都市交流施設の施設概要の説明も兼ね、そして豊かなまちづくり寄付金の特典出品事業者の説明会と併せて開催を行ったところでございます。

旧体育館で行う直売所の運営に関する基本的な考え方ではありますが、町政報告会で説明をさせていただいておりますとおり、町民の皆様の売場として御活用いただきたいと思っております。

説明会の資料にも開催を。記載をさせていただきましたが、指定管理の候補者の考え方も同様でありまして、町内の方々が参加できる体制づくりと鋸南ならではの特徴的な売り場づくりを目指しております。

商工事業者の方々が、地域の特産品など、鋸南ならではの商品を陳列いただくことで、

集客につながりますし、町の宣伝、町内への波及も図られるものと思っております。

御質問にあります取り扱い商品と手数料の件であります。指定管理の候補者は、卸問屋などが扱う一般的な事例を参考に、箱菓子や加工品類など一般的な土産品の委託販売手数料を30%から35%とお示しをいたしました。

一方、町内の商工事業者の方々が扱う商品につきましては、出荷組合の例に倣い、20%を上限に、委託販売にかかる手数料を徴収をする方向で、指定管理の候補者とも協議を進めているところでございます。

町内の事業者の方々に、直売所での販売方法など、新たな提案がございましたら、役場の担当あるいは指定管理の候補者にお問い合わせをいただければ、関係者での検討を図ってまいりたいと考えております。直売所の運営に役立つような取り組みや方法であれば、大いに活用をさせていただきたいと考えておりますので、事業者ならではの工夫、企画の御提案をお待ちをしております。

なお、鈴木議員御指摘のとおり、先般の説明では不十分な部分もございましたので、直売所のレイアウトや陳列をする商品構成、さらには委託販売や仕入れなど商品の調達方法など、直売所の運営方針を定めた上で、指定管理の候補者とともに個別訪問あるいは説明会を開催して説明に努めてまいりたいと思います。

また、この直売所は、来訪者に地域の特産品を販売するほか、地域の皆さんが日常品を買い求めることのできる商品構成としていきたいと考えております。直売所で販売する商品は、可能な限り町内から調達をし、品揃えができない商品等につきましては、町周辺あるいは県内外から仕入れることとしており、直売所の運営管理を行う予定の指定管理の候補者とも合意をしているところでございます。町民の皆様には、御商売を行っている方に限らず、鋸南町の魅力を発信できるような特産品を御提供いただきますようお願いをいたしたいと思っております。

なお、商売を行う以上、良い品物をできるだけ安く仕入れ、消費者に提供することが、収益を上げる原則であると考えますので、それらを踏まえた選定となることも御承知いただきたいと存じます。

2件目の「町防災について」お答えいたします。

御質問の1点目、「鋸南町地域防災計画策定の進捗状況」についてであります。今回策定する計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、国においては防災基本計画が、県においては千葉県地域防災計画が見直しをされたことに準じて、平成12年1月に策定した「鋸南町地域防災計画」を見直すものであります。

したがって、上位計画との整合性を図るとともに、最新の知見に基づき現行の計画を見直し、見直しをすることにより、安全で安心なまちづくりを目指すものであります。

本事業は、平成26年度、27年度と2カ年にわたり策定を予定しております。業務を委託するにあたり、10月22日に指名参加競争入札を行い、同日、千葉市中央区の朝日航洋

株式会社と 1,058 万 4,000 円で業務委託契約を締結をいたしました。なお、契約期間は、平成 28 年 3 月 26 日までとなっております。

進捗の状況であります。計画準備である作業工程や手順等の協議を終え、現在は、鋸南町の人口、土地利用、最近の罹災歴、災害危険区域、消防力、町や県の防災体制、周辺自治体の地域防災計画等の資料収集に取り掛かっているとの報告を受けております。

平成 26 年度では、地域防災計画の立案のための基本方針の検討、職員のワークショップ及び庁内検討会議の実施、計画素案作成の着手まで予定をしております。

そして、平成 27 年度は、地域防災計画・資料編及び職員の初動マニュアル、ハザードマップの作成、庁内検討会議及び防災会議の開催、県との協議、パブリックコメントの実施を経て完成を予定をしております。

東日本大震災をはじめ、大島や広島で発生した大規模な土砂災害などを目の当たりにして、災害は他人ごとではなく、いつ自分が被災するかと不安に思っている人は多いと思います。

このような中で、今回策定する計画が、風水害、土砂災害、地震・津波災害等あらゆる災害に関して、基本的な指針となるような計画としたいと考えております。

御質問の 2 点目、「防災訓練について町は、課題や町民の方からの意見等に対し、どのような検討をし、今後の訓練に活かしていくのか」についてであります。現在の防災訓練は、東日本大震災の教訓を踏まえ、巨大地震発生に伴う津波の発生を想定をし、各区で日頃から話し合われている避難場所となる高台への避難訓練を中心に行っております。

また、加えまして、1 年目は、東日本大震災で被災をした。被災をされた方等による講演会を行い、2 年目は、各区の代表者を対象とした避難所を開設したことを想定した机上訓練を実施をいたしました。

訓練には、毎年 2,000 名を超える町民の皆様が参加をされており、防災に対する危機意識が高まっていると感じております。

区長さんからは、「土砂災害に対する訓練を実施したらどうか」「避難するだけではなく他の訓練も必要では」「防災弱者の避難訓練も必要」等の御意見をいただいております。

現在行っている津波に対する避難訓練も重要と思われますので、引き続き実施をしていく予定ですが、町民の皆様からの御意見を反映をさせるには、年 1 回だけではなく、他に訓練の機会を設けていく必要があると考えます。

訓練内容については、実践的かつ効果的な訓練となるように計画をしていきたいと思っております。

しかし、町が主体となって実施をするには限りがありますので、将来的には区の皆さんや地域ごとに住民の皆さんが自発的に行う訓練に、町は支援する等の体制ができれば良いと考えております。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

まずは、都市交流施設について、質問させていただきます。

先日の商工業者向けの説明会では、町長の答弁にあったように販売手数料、委託販売手数料が30から35%という説明でした。あの、今、答弁の中では町内の商工業者の扱う商品に対しては20%を上限とすることで指定管理の候補者と協議を進めているという答弁がありました。一般の商店がですね、そこに参加しようとするにはやはり私は上限が20%くらいでなければとても参加し辛いと考えております。先般あの、その指定管理の候補者の方と商工会の職員の方、また、町の職員の方と町内の商店、商工業者ですか、回って、20%で検討しているという説明をさせていただいているところだと思います。

そういうことを鑑みればですね、もうこの上限を20%ということで決定ということで認識してもよろしいでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

その予定であります。議案としてですね、予定をされております設置管理条例の中でも利用料上限ということで20%ということで条例の方の制定をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

そうすれば、よりですね、いままで以上に商店の方々もですね、参加しようという意欲が出てくるのではないかなというふうに思っています。1店でも多くの人がやっぱり参加しなければこういう施設というのは成功しないと思いますんで、参加しやすい状況を町としてはつくっていただきたいなというふうに思います。

また、直売所の販売要項の4というところで販売の項目にですね、万引きや自然災害などの損害については、その賠償をいたしません。あの、管理者の方ですね。ということに、項目があります。それは私もその通りで当たり前だと思いますけれども、指定管理候補者にはですね、やはり、あの、そういう万引きが行われづらい売り場づくり、人員配置等ですね、できる限りの対策を取ってもらうよう、要求をしていただきたい。町の方からですね、していただきたいというふうに思います。

また、人員を増やすことについては、どうしても人件費というコストがかかりますから、そのバランスというのは業者の方でどうしても取っていかなくてはいけないと思

ますけれども、このことについてもですね、検討はされていると思うんですが、どのように今なっているかお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

議員御質問のとおりですね、大変万引きというような行為がですね、各施設においても多発しているかどうかわかりませんが、こういう事例があるということでございます。うちの方の直売所においてもですね、そのような対策については十分とっていかねばならないと考えています。それでまああの、現在話し合っている関係につきましては、例えばレイアウト等も含めてですね、共生動線、こういう流れ、人の流れですね、を、どうやってつくっていくか。まあその、効率的にと言いますか、安全にですね、レジカウンターを通っていただくようなそういうようなこと。あるいは人的な配置っていうんですかね。当然警備員の配置などということも、まああの必要性もあるかもしれません。

その辺につきましては、含めてですね、そういう対応が取れるかどうかということも含めましてですね、現在管理運営事業者の方とは協議をさせていただいているところであります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

その協議の結果業者の、業者さんの方がどのよう、どこまで対応してくれるかというのは今現在ではわかりませんが、できる限り、そういう良い売り場になるようにしていただきたいと思います。

また、一つの考え方として、これができるかどうかは別としてですけども、まあ、出荷者や出品者の方がですね、自ら売り場に立って町外から来た人と話をしながら売ると、物を売る。それが都市と田舎の交流、人的交流にもつながると思いますから、この都市交流施設の主旨にも合致するところがあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういったことがね、この売り場でできるのかどうかっていうのは、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

また生産者組合等ともですね、協議をする話になろうかと思いますが、基本的にはですね、そういう対面販売というようなことがですね、非常におもてなしという部分につながるのだと思いますので、またレジをやる方もですね、なおかつ商品の説明ができるとか、案内ができるようなことが理想的だと思いますので、そういう人員の配置

等につきましてもですね、十分協議をして対応をしていただければと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

あの、答弁の中で、直売所のレイアウトや陳列する商品構成、商品の調達方法など直売所の運営方法を定めるということですが、今後のスケジュールっていうのは工程表とかわかっているところで教えていただけたらと思います。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

レイアウト等につきましてはですね、随時設計事業者、あるいは生産組合、管理者の方とやっているところでございます。それであの特段的にはですね、年明けまして1月22日でしたかテナント、いわゆるテナント候補者の方とですね、そういう協議をするような日程を取っているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

オープン予定が来年度平成27年11月頃を予定しているという説明でした。それは予定ですから、しかしまあそのオープン時から逆算してまあいろいろなスケジュールっていうのは必然的に組まれてくると思いますけれども、今入札が不調に終わったということで、このオープン時、オープンの時期に関しては町の方ではどのように考えていますでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

予定がですね、先ほどの小藤田議員の一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、次の再入札を1月末に予定しております。実質的にはですね、その契約が遅れますので、ひと月、あるいはひと月半くらい、の遅れも想定されるところでございますけれども、極力ですね、その11月、目標のですね、開業に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

まあ、そういうオープンの、できるだけ遅れないということでもありますから、でもまあその、そのオープン時から考えて、そのスケジュールはですね、いろいろこの先ほどの直売所の運営方針とか商品の調達方法、それはあの、必ず、あのいついつくらいまでにこういうことを決めていくということもですね、町民の人に随時ねやっぱり伝えていかないと、商店の人もいつじゃあどのように参加したらいいかというですね、意思表示もできないと思うんですね。ですからできる限り参加しやすい、まああの、販売手数料については参加できるような範囲まで下げてくださいということで認識しましたので、後はその他の条件で、できる限りですね、参加をしようと、意思決定ができる条件ですかね、それをできるだけ早く町としては町民の人に開示してほしいと思うんですがどうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

そういう方向でいきたいと思っております。

それで12月ですね、くどいですがけれども条例案の中で、きちっとした料金が決まらないとあの、それこそたればの話になってしまいますんで、その中でですね、いかに効率的にまた皆さんが参加しやすいようなそういう使用料って言いますか、料金設定ができるかどうかということだと思いますので、そこら辺はまた事業者の方と協議をさせていただきまして、できるだけ多くの方に参加していただけるように、また広報なり、そういう説明会の機会につきましては、順次決まりましたらお知らせをしてみたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

この施設に関しては、やはり商店にとっては、ある面においては競合施設になるわけですね。ですから全体の、今鋸南町の売上げのパイが広がれば競合じゃなくて共栄、共に栄えるような施設にしていかなければいけないというのはもちろん町長もそれでやっていると思います。

ただ、そういう施設にしようということであれば、町民、町、町民の人も全ての人ですね、同じ方向を向いて進んでいかないとなかなかそういう施設になっていかないと考えますんで、そういう施設にするためにもですね、やはりあの広報っていうのは啓発、啓蒙活動っていうのは非常に大切だと思います。まだあの、確かに決まっていない、そこでたればの話ではいけないということはあるんですけども、やはり商人の人にとってはじゃあいいよって明日参加できるというような状況にはならないと思いますんで

やはり計画を立てて、参加する方の方もですね、やっていくと思いますから、できる限り早いですね、情報を提示していただきたいと思います。

まあ、12月が、の、あれですね、その規約が決まった以降、まあ年が明けてできるだけ早い時期にお願いしたいと思います。

それでは次に町の防災について質問いたします。

答弁の中では地域防災計画はまだ計画の素案の段階にはなっていない。今年度末までに素案までを策定していくという答弁がありました。この地域防災計画とは、どちらかというところですね、行政の災害対応のための計画という側面が強いと思います。ただ、しかしですね、この防災計画がどのような計画になっているかっていうのをですね、町民の方にも私は周知することが大切だと思います。考えています。これから26年度中に職員、ワークショップや町内検討会議を実施するということから、この地域防災計画に基づく行政の対応をですね、町民の方にお知らせするためですね、冊子等をですね、作成すべきではないかなと考えます。

そのぜひですね、これから行われるワークショップや庁内会議のときにですね、その冊子作成等に関して検討していただいて前向きな、前向きって言うか、ぜひ私としては、つくっていただきたいと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

業者との契約と言いますか、今のその仕様の中では、いわゆる厚いもの、冊子の製作というところまででございますけれども、あるいはその概要版みたいなものができるのであれば、それはまた手作りになるかどうかわかりませんが、その内容についてはできるだけお知らせをするような手法をとってまいります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

どうしてもそういうものをつくるとなると予算がかかることでありますので、ぜひ町長の答弁をいただければと思うんですが。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

概要のような形でのものを、という話でありますから、ひょっとしたらですね、あの、自ら今町報等も町の方でつくっておりますので、町の方でつくったものを配布するような形にもなるかと思いますが、努力はさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

ぜひ手作りでもなんでも私がかまわないと思います。ぜひお願いしたいと思います。

またあの、災害時応援協定という協定がありますけれども、災害時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について自治体と民間事業者や関係機関等の中で締結される協定ということで認識していますけれども、今町はこの協定というものは結ばれて、結んでいるのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

全部です、18 のですね、災害時の応援協定等を締結しているところであります。

まああの、市町村相互のものであれば、例えば足立区でありますとか、長野辰野町とかですね、まあ、城西大学、あと東京都、あるいは身近な所では町内の郵便局とかですね、石油スタンド。そういうようなところとの契約しているものが18 ございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

そうすると町内の事業者さん、まあライフラインを工事するガス屋さんとか水道屋さん、工務店さん。そういった民間の事業者さんとの締結というのは、今のところはしていないというふうに考えてよろしいですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

災害時における復旧協定の中ではですね、水道等の災害につきましては町内です、町内の管工事組合と提携をしております。また、LPガス・石油等につきましてもですね、災害時における燃料供給に関する協定というようなものをスタンド、石油事業者ですね、町内の2社としているところでございます。

ただちょっとその、大工さんというような、工務店というような御質問がありましたか。

あの、現在は水道・ガス・石油事業者との協定は結んでいるところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

あと想定されるのは医療機関ですか。そういった、鋸南病院があるわけですから、そういったところの協定を結んでいただいて、避難所でも、もし災害が起きて避難所に避難した方々がまあ安心して過ごせるような状況もつくっていただきたいというふうに思います。

それではあの、避難訓練について質問させていただきます。今年の避難訓練に、今年の避難訓練を私は参加しましたがけれども、今年はですね、まあ残念なことなんですが、「同じ訓練なら来年は参加しないにしようかな」という声が2、3、聞かれました。

まあ訓練内容はですね、答弁の中で訓練内容は実践かつ効率的な訓練になるよう計画をすると、来年度ですね、という答弁がありましたけれども、今現在どのような訓練を行おうと考えていますでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

今はちょっと具体的にはこうとは申し上げられませんが、先ほど町長答弁がありました通りですね、町がこう3年くらいやっているわけですがけれども、同じような訓練というような御意見もございます。できればですね、理想的にはですね、その地域の中でのそれぞれ自主的な訓練というようなことをやっていただけるのが一番かなと思っております。そのような方向でですね、またあの地域の皆さんとですね、相談しながらですね、より実践的なことを考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

今の課長の答弁が私は全てだと思うんですけども、それは最終的にですね、地域の町が主導するのではなくて、地域の住民の人たちが考えて自発的にこういう訓練をやるから町の方で応援をしてくれ。そういう形が最終形で一番良い形だと思っております。ただ、そこまで行くにはですね、一朝一夕な短期間ではですね、なかなかそういうふうにはいかないわけですから、そういうふうな意識にさせていただくようにですね、やはり町はあの啓蒙活動をしていただかなければいけないと私は思っております。

ぜひですね、そういう活動をしていただきたいと思います。それで、まあ、答弁のなかにもですね、区長さんからの意見ということで防災弱者の避難訓練も必要という意見があったということです。

要支援者名簿、この作成についてはですね、行われていると理解をしていますけれども、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正によって高齢者障害者乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を

要する方の名簿、避難行動、要支援者名簿の作成を義務付けること等が規定されました。またこの改正を受けて避難行動、要支援者名簿の作成活用にかかる具体的手順を盛り込んだ避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針を、が、公表されていますけれども、まあ鋸南町では、このような名簿というものは作成されていますでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

災害時要支援者名簿につきましては、災害対策基本法で避難行動要支援者名簿と規定されておりますが、現在鋸南町では現有しておりません。それに代わる要支援者の対象となるものの名簿といたしまして、保健福祉課といたしましては、通常業務等を通じて保有しております要介護者や身体障害者等の名簿がございます。

また、要援護者台帳システムを導入させていただきまして、70歳以上の一人暮らしの方や、身体障害者・介護認定者・生活保護者等の要援護者の台帳は作成してございます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

今の答弁ですと、まああの、福祉の立場からの名簿はあるということですが、そうすると非常に範囲が広くて多くの方の名簿と思われまして。それでまあ、その名簿の中の方でも十分お年は召していても1人で元気に逃げられる方もいらっしゃるかもしれません。

ただあの、この災害時の要支援者名簿っていうのは非常に大切なことだということは私は考えております。先日の長野の地震の後に毎日新聞のコラムで載っていましたが、そこはあの、災害時住民支え合いマップ。まあ、地域の人たちで自分たちで高齢者の方とか、避難が難しい方を地図に落として、その地図を作成して情報を共有していたという。それが、それが、それをやることによってですね、どこにどういう方がいらっしゃる、そういうものがわかってですね、今回の地震の対応につながったという記事がありました。

災害弱者を地域全体でどう助けるかっていうのは非常に地域防災の重要な課題だと思います。この鋸南町は、よくコミュニティがあるから大丈夫というような話は聞きますけれども、それはそれとして、ありとあらゆる方法を使ってそういう一つずつの積み重ねがそういう名簿があったり、地域の人々のコミュニティが構築されていたり、そういったことが全て合わさってですね、災害に強い町に、最終的に町になっていくと思います。ぜひですね、その、個人情報保護法があって、大変だと言いますが、そこが壁になるという意見もありますけれども、長野の、その長野県においてはですね、県独自の事業と

してですね、行って、県内の 77 市町村のうち、66 市町村でその取り組みを行ったという記事がありましたので、鋸南町でも私はできないことはないと思いますので、ぜひそういう取り組みを行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

議員御質問の災害時の支援者名簿につきましては、形としては結局その今保健福祉課長の方から答弁ありましたけれども、障害者でありますとか要介護者・要支援者というような方が対象となると思いますので、名簿的には共有するような形になろうかと思えます。

それで、災害対策基本法の中でもあるわけでございますけれども、基本的にはその、個人情報保護の範疇になりますので、やはり手挙げ方式と言いますか、その御本人の同意ということがまずあの前提となろうかと思えます。

ただそこを過敏にしちゃうと進まないんじゃないかということだと思えますので、またその同意って言うんですかね。手挙げ方式ではございますけれども、また働きかけをして、情報提供をして良いというような形をつくって、提供できるかということは検討させていただきたいと思いますが、先ほどの防災訓練の話もそうでございますけれども、防災に限らずですね、やはりそういう弱者の方の訓練云々ということが話題になるわけでございますけれども、これは常日頃のコミュニティ活動と言いますかね、災害とかそういうことに限らず日常生活でのそのコミュニティというようなことが非常に相互扶助ということの中でも大事になろうかと思えますので、また一層の地域の皆さんにはそのコミュニティの醸成を図っていただきたいと思えますし、また町の方もですね、そういうようなことが醸成できるような施策なり御援助できるようなことは積極的に取り入れていかなければならないと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

その名簿をつくるのにはですね、もちろん今課長がおっしゃったように手挙げ方式で、その、それぞれの方の情報を公開して良い、いけない、という個人の方の意見はまずそこから始めなければいけない。それはわかります。

ただその第一歩として、第一歩じゃない、その名簿をつくるということですね、町が踏み出さない限り、その今ある要支援者名簿から、災害時の要支援者名簿を作成する次の段にいかないわけですから、ぜひですね、それは町の方で動いていただいて、名簿作成にですね、取り組んでいていただきたい。そして、本来使うことがあってはいけないと思いますが、そういう名簿があることによってですね、地域の、地域住民

の人の命が助かる。この長野でもその、そういうことがあったからすぐに隣近所の人が助けに来て、もし遅れていれば死者が出たかもしれないという記事でした。

ですから、できる限りその初動の助け合いってというのは非常に大切なところがありますから、そういうところをですね、加味していただいて、町としてぜひ作業に入りたいと思いますけれども、再度いかがですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

基本の名簿と言いますか、把握しているものがあるわけでございますので、今議員の御質問のとおりですね、そういう方向で進めてまいりたいと思います。

また個別のですね、本来はその個別計画みたいな行動計画みたいなものまでつくるのが理想、しなければいけないと思うんですけれども、なかなか一気にそこまでは難しい面もあると思いますので、まずはその名簿の作成、本人のそういう情報提供に関する同意についてですね、できるだけとれるような方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

本来その作業と併せて、町民の側もですね、本来は各区、各区の中の班で話し合いをしていただいて、逆にですね、町の方にそういう名簿が挙げられるような体制をとるといっても併せてやはりやっていかなければいけないというふうに私は考えています。

ぜひですね、そういったこともですね、啓発、町の方で啓発、啓蒙活動していただいで行っていただければ本当に災害に強い良い町になると思います。

あとはもう一つの考え方として、災害が発生したときにですね、町がやるべきこと、また町民事業者の方がやるべきことをですね、明文化するというのも一つの考え方だと思います。

そういう資料が、明文化されたものがあればまた災害が発生したときに町が、町、って言うてもですね、町の職員の方も同じ町民で被災者でありますから、同じ状況になるわけですからお互いにやはり助けあっていかなければいけない。町にやってくれ、全てやってくれでは私はいけないと思います。

ですからその意識をですね、変えるというのがなかなか難しいんですけれども、その啓発活動、啓蒙活動ということが最終的には町の一番重要な仕事になるんじゃないかなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

このことはですね、前々から考えていることをごさいます、常にあの、避難訓練をやった後にですね、まあいろんな講演をやったりですね、避難所を開設をした机上の訓練をやったり、以前にはですね、津波が来た時の避難の場所の机上訓練をやったりしておりますので、どこかの時点でですね、例えば訓練としてですね、訓練として、それぞれの区の中で組ごとと言いますかね、そういうような話し合いをするような訓練もですね、考えていたわけでありまして、まさに議員からですね、そういうお話があればですね、今後避難訓練の中でそれぞれの地域の行政区の中でもですね、それぞれの組の中でそういうお話をさせていただくということも訓練で重要な部分であると、そんなことを思いますから、そういうことの訓練もですね、取り組んでいってもいいのかなというようなことは前々から考えていたことをごさいますので、正に議員おっしゃるようなこれからの訓練の中でそういうことも取り入れてですね、やらせていただくことも一つの方法かと思えます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

前々から考えていただいたということであればですね、ぜひ来年度からですねその訓練を実施していただきたいと私は思います。

終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、鈴木辰也君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩とします。

午後1時30分から再開しますのでよろしく願いいたします。

…………… 休憩・午後12時11分 ……………

…………… 再開・午後 1時30分 ……………

◎3番 緒方 猛 君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

なお、質問者から資料の配布を求められましたので許可いたしました。

次に、緒方猛君の一般質問を許します。

3番 緒方猛君。

[ベルが鳴る]

○3番（緒方猛君）

あの、午後の時間帯の質問になりましたけれども、一つよろしくお願ひします。

まず初めにですね、人口減対策ということについて縷々お尋ねをしたいという具合に思ひます。

私の考えはですね、何回も申し上げていますように、自治体経営の総合評価がですね、急激な人口減に現れているということについてはですね、非常に町長も危機感を持っていて思ひますけれども、私たち町民も議員も危機感を持っております。

当町はですね、少子化も高齢化も人口減もですね、残念ながら県下ワースト1から3位であることは御承知のとおりだと思ひますね。で、人口減は、自治体の活力をなくす、加えてですね、各自治体はしたがって、自ら知恵と工夫と汗を絞りですね、競い合っていくことが求められている。

こういうことが全国のですね、あの、すばらしい自治体だなというところの長はですねインターネット等でこういう考え方を流しております。

私は平成23年の12月、ちょうど3年前になるんですかね、4年前ですかね。議会から、人口減対策は当町の最重要課題ですよということの考え方のもとにですね、他自治体の活動事例等を含めてですね提案をしながらですね、質問をさせてもらってきました。

途中でですね、町長もこの人口減対策が喫緊の課題だと、この町の喫緊の課題だというお話もありました。で、後で資料で説明しますけれども、わが町の人口は過去30年で30%減少しております、10年先はですね、さらに20%減少するということを22年の町の総合計画で推計をしております。

昨年度の出生数はわずかに28人です。この数字を見るとですね、何の歯止めも効いていないというのが現実ではないかなという具合に思っております。

詳細は若干後の資料で説明いたしますが、具体的な質問に入らせてもらいます。

まず1つ目、交流人口と定住化とはですね相関関係がないという答弁が過去にありました。しかし、保田小跡の道の駅では応分の活性化は期待されるという具合に私も思ひます。いままでの二人のですね、議員さんの質問についてもそのようなお答えをしておりました。人口減対策のですね主要な施策と考えているということをお過去に私の質問に対して答弁をされております。しからばですね、この人口減対策ということについてはですね、具体的展望がどのように時系列で考えられる、考えられるんでしょうかと。

いろんなことをやっています。それはそれで結構です。私も必要だと思ひています。予算の審議会のときに私はこの場で賛成の挙手をしております。基本的には賛成です。なにもしなかったらますます陳腐化していきます。挑戦して行って、それを成功させるということは絶対に必須条件だと思っております。

そういうことを考えながら私は賛成をしております。ただし、いままで何回も質問し

たように、あるいは今日これから質問するような疑問はですね、持ってあげてじゃなくて、疑問は持ってますと、そのことをきちっと町民に対して晴らしていこうじゃないですかというのが私の今回の質問の主旨でございます。

1点目はそういうこと。

それから2つ目はですね、これも何回か言ったことですが、雇用がなくてですね若者が町に残れない。町長ですねトップセールスで雇用創出を、ということを私はお願いをしました。近隣市の例、いろんなところの例を挙げながらですね、いろんなところはいろんなことをやっていると思います。しかし、この要請に対してですね、一度は必要とあらばトップセールスも考えるという答弁がありましたけれども、その後ですね、全庁挙げて取り組むとかですね、町長職にある私が動いていること、そのことがトップセールスであるという具合に答弁をされました。一部は私は正しいと思います。

で、一般論としてはですね、しかし私の考え方とは大きく異なります。

ここにいてですね、やれることと、僭越ですけど首相だとかですね、知事だとかですね、トップセールスを海外に行っていてやっているという、私今からトップセールスをやるんだと言いながら、部隊を連れて行ってやっています。それは私は必ずしもそれはね、その方々の行いを全て容認するわけではありませんけれども、要するに常日頃の日常、ルーチンワークの仕事以外のことで首長さんが、トップの方が旗を振ると、このことが僕はトップセールスだという具合に僕の認識では思っております。

したがって、今、若干文書で説明しましたこれから資料でも説明しますが、町の危急存亡をですね、救うために首長の長が目の色を変えて働きをするということのですね、現実には、私の判断から言ったら、まだ至ってはいないんじゃないかなという具合に思っております。したがって、町長さんの言われるトップセールスって一体なんですかということをごここではっきりお尋ねをしたいという具合に思います。

それから3つ目、空き家はですね、防火、防犯、環境面で問題が多い。定住化に向け「空き家バンク」事業についてですね、一部事業、自治体の活動実績を紹介し、紹介もしました。去る3月議会ではですね「導入の検討を指示した」という答弁がありました。9月の議会ではですね「事業を導入するか否かの検討のため町民に意向調査をする」というような形になって、なんて言いますかね、振り出しに戻ったということでもあります。ところがちょっと僕が遡ってですね、議会だよりを調べてみたんですが、私どもが議員になる前の年にですね、ある議員さんが、これは平成22年ですけども、3月議会と同じようなことを論議されています。この時の町長の答弁はですね、定住化は町の活性化に重要な施策と認識していると。また、多くの自治体が手がけていると、「空き家バンク」創設が理想だと考えている。事業実施についてですね検討を進めると答弁されています。それから考えるともう5年経っています。

私がこのことには気が付かなくて今年の3月に質問をしたんですが、それから言ってもですね、ざっくり1年は経っている。この間の経過。一体どのような経緯って言

いますかね、状況って言いますか、どういう具合になっているんですかっていうのが3つ目の質問です。

それから、大きな2つ目ですが、これも以前質問したことなんですが、「町報きよなん」のですね声のバトンタッチについて。

これについてはですね、町民からの提案・要望とも思えるですね「行政に望むこと」ということの見解を書いてもらっています。これは私はですね、活かすべきだという具合に昨年の、昨年の3月の議会で要望しました。いろいろあるんですが、現実はですね最近この記事がなくなっているようだと、どうしてなんだろうというのが大きな二つ目です。

以上で、えー、あの、文書を出した方の質問を終わりにします。

参考資料についてポイントだけ、質問の関係と関係がありますので、説明をさせてもらっておきます。

若干ですね、数字に関係する質問になっておりますので、数字がわからないとチンプンカンプンですので、そこに皆さんに見てわかるようなグラフを、これは行政サイドから貰ってつくったものです。

一番1ページ・2ページがありますが、1ページの一番上、これは、これも何回か出しましたけれども、10年単位ですね、わが町の人口の推移です。平成22年までの黒い線までが実績です。それから32年の、平成32年までが総合計画に載っているということですね。見てわかりますように、1万2,800からですね1万1,700、1万500、9%、10%、12%、20%と、こういう具合に10年刻みでどんどん下がってきている。歯止めはまったく効いていないという、そういうことです。

減少がその下の丸で、減少率が段々大きくなっている。22年から32年の12年間に、10年間には、実に20%の減少を想定してますよということですね。それから地区別の減少率につきましては、どういうわけだかって言ったら怒られちゃいますけれども一番下にコメントが書いてありますが、下佐久間地区の減少はですね、この30年間の間に4.3%しか減っていません。平成59年1,853だったのが、平成25年で1,777です。減少率4.3%。えらい優等生ですね。こんなところって滅多にない。まあどンドンどンドン1回目減らなくてですね、福井県の鯖江町、鯖江市っていうのは後ほどネットで見てもらいたいんですが、1970年から1回も減っていません。こういう所もありますけれども、普通の地方都市はなかなかそうはいかない。これは僕は優等生だと思います。どういう理由があるかはまだ調べておりません。それ以下は御覧のとおりで30%から一番下の小保田に至っては50%減っているということですね。30年間の間に。

ここで、僕はなにを言いたいかって言ったら、町長さんは、田舎ってですね、都会に比べたらつながりもある。まあ絆っていう言葉は使わなかったんですが、付き合いも深い。したがって消滅するようなことはねえよという具合に言ったんですが、えー、都市の人口がですね、まだ増えている段階でもうすでにこうなっちゃっているわけです。こ

れを異常と思わないんだったらどう思うんですか。異常だったらそこにですねトップセールスが入って当たり前じゃないですかというのが私の主張です。

で、裏をかえしてください。

鋸南町の年齢別人口を申し上げます。左側が平成元年の集計です。右側が平成 25 年。ここで言えることはですね、10 代 20 代及び 10 歳までの若年層が大幅に減少している。高校を卒業した段階でポンといなくなっちゃうというのが一つ大きくこのグラフから読み取れますね。したがって、15 から 65 の生産年齢の人口が大幅に減っているということです。

まあ高齢者がそれなりに増えているというのは、自然にそうなるっていくことですから、これはそうだと思います。それから一番下の出生数ですが、これはまた大変問題だと僕は思うんですね。昭和 60 年は 143 名の方がこの町で生まれていました。平成 25 年には 28 名です。もう一クラスできなくなっちゃったような人数で今の子どもが生まれていません。

ここでちょっと注意してですね、説明しておきたいのは丸 2 の方、平成 25 年度はですね、国保対象者、国保ですね、国保の対象者は全部で 3,140 人います。ただし、この中からですね、この御家庭で出生数はゼロです。

以上資料の説明をさせていただきました。

第 1 回の質問の方はこれで終わりにします。

よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の「人口減対策について」お答えをいたします。

御質問の 1 点目の、「保田小跡の都市型交流施設は応分の活性化は期待されるも、人口減対策の主要な施策と考えていることに対し、具体的展望を時系列で示されたい」についてであります。都市交流施設の整備は、農林水産省所管の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付を受けておりますが、この交付金を受けるために策定した「鋸南町保田地区活性化計画」において、大きな二つの目標を掲げております。

一つ目は、地域活力の低下などの懸念を解消するため、保田小学校を新たなコミュニティの核となる施設として再生を図り、交流の拠点として活用を目指すこととあります。

二つ目は、農林水産物の需要拡大を背景とした農林漁家の経営安定化を図ることにより、離職や地区外の流出を抑制することで地区の定住を促進をすることとあります。

1 点目の交流拠点としての活用につきましては、都市住民との交流による地域の活性

化、強いては交流人口の増加が主眼となりますが、鋸南町の良さを知っていただき、その先に、移住、定住への転換が図られる可能性を秘めているわけであります。

したがって、施設の窓口では、観光資源などの情報提供や体験メニューの案内や受付のほか、空き家情報やふるさと納税の情報など、移住や定住に関連した情報を提供できるよう検討を進めているところでございます。

2点目につきましては、人口減少の最大の課題とも言える就業の場の確保であり、地場産業である農水産業を安定的に経営をしていただくことで、離職率を是正し、転出の抑制を図ろうとするものでございます。

時系列で想定する対策とその効果を申し上げます。

まず始めに、施設開業時には、施設自体での雇用が発生をします。

町内の方を優先して雇用する方針ではありますが、業種などによっては町外からの雇用を行うことも想定されますので、定住化の大きな課題とされる雇用の創出が見込まれ、町内外の方々に向けた定住促進となるものと思っております。

次に、施設の機能に関してですが、直売所における日用品の品揃えや、テナント店舗での飲食や物販の提供、子ども広場の設置など、地域の方々の利便性を高める施設を目指しております。

さらには、重点道の駅構想において、地域の生活に必要な機能をこの施設に集約をすることで、人口減少に適応したコンパクトシティの実現を可能とする計画も有しており、これらの取り組みは、地域の居住環境を高めるもので、間接的ではありますが、定住促進にも役立つものと思っております。

さらに、来訪者に対しては、施設の窓口を通じて、豊かな自然など町の素晴らしさを情報発信をするとともに、移住、定住に関する情報提供を行ってまいります。鋸南町に訪れる方々をリピーターに、そして町自体のファンになっていただくことで、二拠点居住や移住、定住が図られるものと思っております。

そのためには、積極的な情報の提供とともに、住環境の整備を進めていかなければならないと思っております。幸い、旧保田小学校の周辺には、町の保健や福祉、医療の施設が集中をしており、施設自体も避難場所として活用いたします。

安心して暮らせる地域であることも、定住促進の一助となるものと考えております。

最後に、この施設の開業による大きなメリットとして、人や物が施設に集約することにあると思っております。今までのようにセンター的な機能がない中での取り組みに比べ、地域の核となる施設を開設をすることで、検討段階にある活性化の施策等は、加速的に推進するものと思っております。町内外を問わず、人、物が集まることによって、知恵や工夫が集約され、新たな事業が生まれる可能性もありますし、特徴的なイベントや取り組みも図られることが期待をされます。

また、今回の出荷組合に参加される方の中には、移住をされてきた方々も多く、今後の取り組みや御活躍によって、新たな移住、定住を呼び込む宣伝効果もあると思っております。

物の集約についても、都市部への物流の可能性や、六次産業化なども加速をすることが期待され、定住化の促進に大きな影響をもたらす可能性もあると思っております。

御質問の2点目、「町の危急存亡を救うため、組織の長が目の色を変えて働いているとは思えない、改めて認識を問う」についてであります。緒方議員は、企業誘致などによる雇用創出を想定をしているようですが、地域の雇用対策は、地場産業の振興や、地域での新たな起業、あるいは都市部への通勤、通学の向上などによる対策など、さまざまだと思います。

企業誘致を否定するものではございませんが、空き施設の利用に関する募集状況などでは、相当の雇用が発生する実現可能な提案はございませんでした。

人口減少を抑制するための大きな課題は、雇用対策であり、なんとか対策を講ずる必要があると認識をいたしております。

国においても、「まち・ひと・しごと創生法案」ほか地方創生関連法案が可決、成立をし、これからは、国と地方が総力を挙げて地方創生に取り組むこととなります。当町におきましても、地域の特性を生かし、国の支援を受けながら、自ら考える地方創生に取り組んでまいり所存です。

私が町長選挙に初めて立候補を表明した折、応援して下さる皆さんとともに、鋸南町を元気にするため、農漁業、観光など異業種が連帯する産業おこしを提唱いたしました。農漁業や観光などの連携により、地場産業を生かした新たな産業を生み出すことや、農水産物に付加価値を高めることによって経済的に自立できる経営を支援していこうとするものでございます。

また、都市住民が求めている自然の中での安らぎや農漁村での出会いや触れ合いを提供することが、交流人口の増加策とも提唱いたしました。町長に就任後は、再三御説明をさせていただいておりますとおり、財政の再建が待ったなしの状況にありましたので、重要、最重要課題として取り組み、経済的な波及効果を目的とした対策に大きな予算を投じることができませんでした。

今回の都市交流施設の整備によって、就任前から提唱してきました地場産業による新たな産業おこしや、六次産業化など付加価値を高める取り組みが実現可能な状況となってまいりました。

また、少ない予算の中で、地域の皆さんとの連携によって取り組んでまいりました自然景観の醸成も、実際に成果を上げる状況となりつつあります。

緒方議員とは取り組みの手法など考え方が異なるとは思いますが、私は、自身の政策を示して、町民の皆様から信任を得てまいりました。就任以前に提唱した鋸南町を元気にするための施策を実現するため、思い描く理想に向かって、本職を全うしていると自負をしております。

御質問の3点目、多くの自治体が手がけている「空き家バンク」創設が理想と考えており、それから5年近くも経過をしているがどのようになっているのか」についてであ

りますが、本年3月に、危険家屋対策として空き家等の適正管理に関する条例を制定をいたしました。現状においては、鋸南町における空き家状況を把握しきれていないため、9月定例会において御質問のありました空き家の把握に向けて、地域振興課に調査を指示をいたしました。

現在、空き家と推定される建物を地図上に示して、「空き家となっている箇所は転出等によるものか、別荘なのか」また、「空き家のうち危険家屋と思われる家はあるのか」さらには、「その他に空き家となっている家はあるのか」などについて、地域の実情に詳しい区長さんに協力をお願いし、調査を実施いたします。

その後、区長さんから報告をされた調査結果を基に、職員による現地調査等を行い、建物の状態の把握や所有者の意向調査などを行っていきたくと考えております。

2件目の「町報きょなん」の声のバトンタッチについてお答えいたします。

御質問の、「最近記事そのものがなくなったようだ、なぜか」についてであります。町報に掲載をしておりました「声のバトンタッチ」は、町民の皆さんの「声」をバトンでつないで、“友だち”から“友だち”へネットワークを広げていくもので、「仕事や趣味」「最近心に感じた事やうれしかったこと」「町政に望むこと」を伺って、掲載をしておりました。

平成14年3月からスタートをし、平成26年3月までに12年間286人の方に登場していただき、この間、幅広い世代にわたる方々の仕事や趣味を御紹介させていただくとともに、町への御意見をいただいたところでございます。

現在、事業を進めております都市交流施設の建設につきましても、「子どもの遊び場を整備してほしい」「雇用の場を確保してほしい」「町が活性化することを望む」など、この連載の御意見を参考とさせていただいたところでございます。

長期間の連載により、次に記事を書いていただく方を探すのが困難との御意見が多くなり、掲載を終了をし、新たなコーナーに移行することといたしました。地方分権が進展し、まちづくりの主役は住民となり、住民と行政との関係はパートナーに変化、変化をしてきました。

議員のおっしゃるとおり、住民と行政との協働によりまちづくりを行っている現在、住民の声を聴くこのコーナーは、重要な役割を担っていたものと考えております。

新シリーズに向け、準備を進めておりますが、新コーナーが町と住民、あるいは住民同士のコミュニケーションが図られるようなものとしたと考えております。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君、再質問はありますか。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

ありがとうございました。

それではですね、再質問については、時間の関係もありますので、簡単に片付きそうだと思うものから質問させてもらいたいと思います。

一番初めにですね、町報きょなんの声のバトンタッチについて、再質問をさせていただきます。

これについてはですね、私が以前職員の提案制度をつくったらどうだという要望もいたしました。これについては、小さい職場だから、改めてのですね、仕事を追加するのはいかがなものかということで、叶えられませんでした。で、この声のバトンタッチは町政にですね、望むことというのを書いてもらっており、町民から行政に対するですね、いわば貴重な提案要望の類であって、官民のですね、距離を近づける良い企画であるという具合に私は判断をしていました。で、毎月来るのをですね、それなりに目を通しておりました。

しかし、これが十分活かされてなかったんじゃないか、活かされてないんじゃないかということで、私はですね、3年3カ月、76人分のこの提案をですね分析をしてみました。その中には大変、なんて言いますかね、貴重な意見もあったという具合に記憶しております。意見はですね、可能な範囲で活かしてあげないと、アホらしくてですね、次から次に書いてくれって言ったってなかなかそうは続かない。私はここに行き詰ったんだという具合に思うんですね。ちゃんとして、要望の答を出たらですね、答を、正しい答えをですね、その人の言うとおりに政策に反映する。実施をするということはこれは不可能です。だから当を出たうちのですね、一つか二つなりに、二つなりをですね、ややそれに近いことでこういう具合に考えますよ、考えますよと、将来それは政策に入れますよと、そういうフィードバックが提案者との間になれば長続きはしません。したがってこれは僕は行き詰ったんだなという具合に感じております。

ちょっと話が飛躍しますけれども、これも途中で1回言ったと思うんですけどもね、私は自動車の出身です。トヨタ自動車の繁栄はですね、昭和30年代からの、30年代っていうから50年前です。30年代からの現場の提案、改善、看板方式、トヨタ生産方式が大きくですね、今の行政、今の、隆々たるトヨタって言ったら今、アメリカのGMを除くトップの企業に、世界的にもトップ企業になっております。

そのことにですね、もちろんお金の問題だとかですね、そういう問題がいろいろあったんだと思います。だけど、現場の活動としては、今言った提案だとか改善だとかですね、トヨタ生産方式が大きく寄与しているということは、私は実感をもってトヨタに行ってみ学をしております。

新シリーズになるということですね、これはそれで結構だと思います。その中ではですね、ぜひ住民の意見を聞く運営をですね、この企画の中に入れていただきたいという具合に要望しておきたいと思います。私の考え方は、提案がないところには改善はないという具合に思っております。いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

声のバトンタッチの関係でございますけれども、記事的にはですね、3点ほどのインタビュー、町への要望事項を含めての3点というようなことでございました。

緒方議員から、その、要する提言に対してのフィードバックがないから行き詰ったんではないかというような御指摘でございますけれども、まあそのような要素があったかどうかはわかりませんが、いずれにしてもなかなかですね、人と人がつながっていかないというのが実状としてございました。それで、まああの全てですね、いただいた意見は100%は無理かもしれませんができるだけ反映すべきだという点はそのとおりでありまして、あの、事実反映できる点については町としても努力をしてきたと思っております。

新しいシリーズについて、企画の中でですね、町民の意見を聞くようなこともですね、考慮してほしいということでございますので、また、その、企画等についてはですね、考えていただきたいと思えます。

ちなみにですね、新しいシリーズの中ではですね、例えばその、公民館のサークル活動でありますとか、そういう、スポーツ少年団でありますとか、そういう町民の方がですね、実際活動しているようなですね、自発的に活動しているような方々のグループを紹介していったりですね、そのようなことを考えております。

よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えーっと、以前ですね、回答を貰った時と今の回答は若干違いますけれども深入りはしません。あの、私の要望をぜひ聞いていただきたいと、いう具合に思っています。

次の質問にいきます。

人口減対策の関係のですね、丸1で質問したことの再質問をさせていただきたいと思えます。

くどいようですが、答弁ではですね、配布資料にもありますように現に、異常なですね人口減少が続いております。毎年140人から180人くらい以前調べた時ですが、人口が減っております。これは4人から7・8人入ってくる人を入れた結果140から180くらい毎年減っているということです。町長がですね、以前の答弁で「任期中に過疎を食い止める筋道を立てるあるいは立っている」という具合に答弁をされました。それは何を指しているかという、都市型交流施設が、かつてない投資をしてできるわけですからそういうなんて言いますかね、勢いをもつのをこれはまた、当然のことだと思えます。

活性化もですね、施設に関する雇用も。あ、ごめんなさいあの、活性化もですね、施設に関する雇用もあるでしょう。それは否定はしません。で、そこで、希望的観測を含めてですね、希望的観測を含めてどういう、どのようなですね、人口減に対する効果がですね、今回の都市型交流施設で町はですね、想定しているのか。

で、先ほどの小藤田議員に対する回答で新たな雇用が40人ということを確認言われたと思うんですが、それはそれで結構です。町民はですね、やっぱりこの人口減の中でこういうことをやる、町長さんの言われるとおりに野菜を出して、いろんなを出して、手づくりのものを出して、ステージをつくりますからその上で思う存分活躍してくださいと、これはわかります。わかりますけれども、この町の最大の、なんて言いますかね、問題は、何回も言いますが、人口減このままいったらどうなっちゃうんですか。それにブレーキがかからないことには町なくなっちゃうですよ。

日本創成会議が言う前から私は言っているわけですが、日本創成会議というのは今年の5月です言ったのは、私は4年前から言ってます。これはこの先ほどのグラフを見たらですね、そうならざるを得ないですよほっとくと。だから、トップセールスで、これを回避するという努力をしてくださいと。

それは簡単にはできないと思います。だけど何回も何回も行ってですね、なんとかこの町に雇用を間接的にも直接的でも良いですよ、生む方法はないかというものをですね、町のトップリーダーとしては探すべきだと、それが僕はトップ、トップのですね、え、あの、仕事のあり方だし、やり方だと、やるべきことだという具合に私は企業の中で考えてきました。そのようにすることを進言申し、実際やってきもしました。

そういうようなことからですね、具体的な展望ということで私は質問したんですが、具体的な展望というのはですね、要するに人口減がこれで先を見通した筋道が立ったよということをおっしゃっているわけですから40人を含めて当面、3年・5年・10年のですね、この関係の人口減を食い止める雇用としてはですね、どのくらいになっちゃうのかと、いうのを想定範囲内で御答弁いただきたいと。

要するに町民はそこを待っているという具合に思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

なかなか想定ということは難しいんですけれども、例えばあの、確かにあの、人口減少の話はございまして、いわゆる自然減の部分とあと社会的なですね、転入転出等の人の流れということがあられるわけでございます。

それであの、先ほどあの、現在ですね、農水省の方の農山漁村活性化プロジェクト事業の、その事業計画、目標の中ではですね、なかなかあの、例えば100あるものを110にするというような計画は現実的ではないと、そういうこと、農水と相談する中で、例

えばその計画目標というのは、一つにはですね、定住人口のまあ確保、要するに保田地区はですね、他の同じ町内の中の勝山地区と比べても転出入の割合がかなり低いと言いますか、大きいっていうんですかね、それを緩和するということで、例えばその20年から24年までのその転入転出の割合を見ると83%ということで、ちょっと今手元に申し訳ないんですけども83%、あ、87%ですね、というような割合になっているものをこのプロポの事業の中では6%増加して25年から29年までの転出割合をこれを93%に上げなさいということ、それが、ですからその、端的にですね人口増、定住人口になるということではないんですけども、その定住人口減の緩和をすることは一つ数値目標として、事業の中にございます。

もう一つの目標はですね、その交流人口の増加と、いうことをございまして、入込客数ですね、これについてはまあ、23%の増加ということでおおむねまあ30万人くらいですかね、その期間に増加するような目標を立てて事業に取り組んでくださいということをございます。

それでまああのなかなか端的にですね、そういう意味でその何年に移行という人口のですね、今は数値をお示しできないわけでございますけれども、一応計画上の中では、一応まあ人口減の緩和、それで、付随してですね、さらに交流人口が増えて、計画以上にお客様が来ていただきまして、あるいは定住化に向けてですね、地域のことを認識していただいて、そういう定住される方が一人でも多く増えてくれれば良いなということで事業の方に取り組んでいるところをございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

ちょっとですね、今のところでですね、補足をしておきます。こういうところが私は気になっているので、今の質問をしているわけです。

前にも言ったことですが、私ども皆でですね、道の駅の研修に行きました。栃木の「どまんなか」って言う所に行きました。それから近くではですね、私は富楽里に何回も行って聞いております。富楽里はですね、あれほどの12、3億売っているというんですが、あれほどの売る道の駅ができてはですね、旧富山町の中、旧富山町の範囲内で、18年のですね人口が、8,000、あ、5,820人だったのがですね、26年は5,361、約500人減っているんですよ。これはどういう割合かと言うと、8%減です。

南房総市全体 of ですね、人口減はどうなっているかと言うと、5年で5%です。だからこれ8年で8%だから全体となんら変わらないということなんですよ。あれだけのものができて。それが一つ。

それから、都市型交流施設はですね、こんなことは、こんなことではないとは思いません。いろいろ、夢がいっぱい語られましたから、そうではないということが少しはわか

りましたけれども、建設が目的ではなくてですね、当然のことですが、都市型交流施設の建設が目的ではなくて、目的、建設は手段なわけですね、手段の先に目的があるんですよ。その目的はなにかって言ったら、縷々申し上げてきた人口減どうするの、その見通しを立てるよ、筋道を立てるよと言ったのが都市型交流施設なんですね。したがって、目的のその人口減に対するですね、読みがどうなっていくのか、どうなっていくのかと、どうなっちゃうのということをちゃんと管理指標的につくっていくのは当然のことだと思うんですよ。大体あの行政っていうのはですね、箱物つくって後は面倒みないっていうことはよくありますよね。僕は大黒山の上のあの、お城みたいなのはなにかわかりませんが、あれはなにが目的だったのかよくわかりません。つくることが目的だったんじゃないんですか。そういうことにならないようにするためには、少なくともこれをつくることによって、なにとなにとなにを達成するんだと、なにを目標にするんだと、その目標がどういう具合になっていっているかと、こういう管理指標が、町長さんのもとにちゃんとつくっていただきたいと要望しておきます。

ちょっとコメントがあったらください。

なければ次にいきます。

じゃあ3つ目、これは飛ばしましょうかね。

空き家バンクのことに、空き家バンクのことにについて再質問させていただきます。

空き家バンクについてはですね、5年前検討するというのを言われたわけですが、その後ほとんど手つかずだったということが今の答弁でわかりました。

他自治体のですね、例も以前話をさせてもらいました。これも人口減の一つの対策と言いますか要素だという具合に思っております。で、日本全体のですね、自治体というのは御案内のとおり1700いくつあるわけですが、2005年くらいからですね、全国の自治体がこの事業に急に取り組んできております。今やですね、63%の自治体が市町村の63%の自治体が空き家バンク制度を実施しております。今後ですね、実施をするというのを含めるとですね、76%になります。

人口減対策は繰り返し言いますが、企業誘致以外はですね、これだけやればオーケーというものはないと思います。人口減対策は、あの、私今頭をちょっと整理しながら言っているんですが、企業誘致以外はですね、これだけやれば人口減対策がオーケーだよというのはなかなかない、あれもこれもなんですね。何一つ、これだけやれば人口減対策が止まるよということにはなりません。なんでもそうです。だからいろんなテーマが出てくるわけです。要は、町外の方にですね、この町にこういう、なんて言いますかね、えー、行政の施策をやっている町にですね、どれほどこの町を、に魅力を感じて来てもらえるかと、そこが勝負なんですよ。という具合に私は思います。その結果がいままで現在は県下1・2・3番目くらいですね、減り方をしている。

高齢化が高いと言ってもですね、皆高齢になっていっちゃうんですよ。なんで高齢化率が高いかと言ったら若い者がいなくなっちゃうから高齢化が高いだけなんです。

子どもさんが生まれません。二十歳を過ぎたら皆出て行っちゃう。そうしたら高齢化の人だけしか残らないわけですから、高齢化率が高くなるのは当たり前ですよ。だからこの町は住みやすいとかそんなことは全然考えないんです。

だから、高齢化率を下げるためにも、子どもさん、生まれる子どもさんを多くすることか、若いものですね、多くここの町にとどまってもらう、あるいは来てもらうということにならないことには高齢化も下がってはきません。どんどんどんどん上がっていく。ますます上がっていくだろうと思います。そういうことから考えると、空き家バンクこそですね、早急に事業化を取り組んでいただきたいという具合に思います。

今回は、まあいままでのことは過去のことですから水に流してですね、調査だけはされるということのようですので、調査だけでは終わらずにですね、ぜひあの実のある効果につながるまでですね、一例を言いましたあの、大分県の豊後竹田の例を言いました。1人のスタッフがですね、2年間で110人の方を移住させて、している実績があります。

これはその人が自分が30過ぎだけど、自分が年配になったときにですね、この町が減ってしまったらかなわないと、だから今がんばるんだということでもがんばった結果がそういうことなんです。

例えば館山もですね、この5年間で109世帯、138人の方が移住をしております。年代的には20代から40代です。だからやる人ですね、それに取り組むスタッフの意気込みって言いますかね、どれだけの努力をしてですね、そのことに、その仕事に挑戦するかということでも答えはガラッと変わると思うんです。やってみただけなんにもないやと言ってくる人もいます。この空き家をですね、どこかに使ってくれと、これが一番難しいんですよ。登録してくれる人がなかなか出ない。それを含めてですね、やっぱり相当な意気込みでやらないといけないと思うんですが、この件について、一つ答弁をいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

空き家対策につきましては、鋸南町のこれからの環境、例えば空き家で危険家屋なんかありますとですね、台風のときに心配しているとかですね、空き家であるとやはり火の始末とか管理、それらのことを含めた中におきまして、空き家対策の調査を行っていきたいと思っております。

その中においては、やはり、我々だけでやってもだめですので、地域を交えたということで、区長さん方をお願いして、地域と一緒に歩いていくという考えでおります。

それから、まあ当然ですね、この空き家を成功させるには、につきましては、移住希望者に適合する物件がないと伸びない。あるいは空き家のリフォームの補助金等も考える必要があるだろうと。さらには所有者地域住民及び関係者にとって利益がなかなければいけないだろうというような点をですね、探りながら、しっかりと調査をしていき

たいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

この関係はですね、えっと、私は事務局の方で取り寄せてもらったんですけども、国はですね、1,700のですね、自治体に、県を含めて、県を含めると1,800近いんですが、市町村だけでいくと1,730ですけれどもね。その全部にどういう取り組みをいつからどうしているんですか。それで効果はどうなんですか。どういうことが問題なんですか、というデータがあります。私この間貰いました。

そういうデータをじっくり見ながらですね、いずれにしたってこれからやるんですから、じっくり見ながら、最善の道を選んでですね、やっていっていただきたいなという具合に思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で緒方猛君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をします。

2時30分まで休憩といたします。

…………… 休憩・午後 2時22分 ……………

…………… 再開・午後 2時30分 ……………

◎一般質問

◎1番 渡邊信廣君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、渡邊信廣君の一般質問を許します。

1番 渡邊信廣君。

[ベルが鳴る]

○1番（渡邊信廣君）

私からは2件の質問をさせていただきたいと思っております。1件目は有害獣対策についてでありますけれども、当町では有害獣対策については講演会や、わな狩猟講習会など積極的な取り組みを行っていると思っております。さらには今年度から県下2番目となる有害鳥獣被害対策実施隊を組織し捕獲活動など協議会を中心とした有害獣対策事業に力を入れ

ていると思っております。しかし、有害獣被害防止対策の補助事業については平成 25 年度から国庫補助の事業化に伴い、県補助事業これ内訳としてですね、県が 3 分の 2、町が 6 分の 1 補助。この事業がなくなり町単独の補助率 6 分の 1 の事業になったことから、補助率も低く活用の少ない補助事業であると思っております。したがって、被害は年々増加傾向となっているように思いますが、耕作ほうちき、ほうちき、ごめんなさい。耕作放棄地の増加に歯止めをかけるためにも、活用のしやすい補助事業は大変重要だというふうに考えているところでございます。

また、最近ではこの街中ですけどね、田町や内宿地域でもイノシシの目撃が確認されており、町の中がですね危険な状況になっていることも考えられます。そこでですね、4 点の質問をさせていただきたいというふうに思います。

一つ目は、現在の取り組みと成果について。二つ目として近隣 3 市の単独による被害防止対策事業の状況について。三つ目は同じく近隣 3 市の有害獣捕獲に対する報奨金の状況について。4 点目は今後の取り組みについてを伺いたいと思います。

次、2 件目でございますけど、2 件目については旧佐久間小学校の活用についてでございます。これは質問に入る前に僭越ですけどね、苦言を呈したいことがございます。それは、旧佐久間小学校の活用について私は全員協議会等で何度か今後の計画について、協議をすべく質問したことがございます。しかし、何の説明もなく今年の 3 月の議員の一般質問により自衛隊が利用する答弁を町はいたしました。私はわが町に半世紀以上のね、駐屯している歴史を持つ、自衛隊が活用することですから、これについてとやかく言うつもりは一切ございません。しかしながらですね、旧佐久間小の立地条件というのは、まあ非常に良好っていうかね、まあ良好な敷地、そして環境の素晴らしい、町を興す上では非常に重要な場所だとこのように私は認識しております。

まあしかし、町からは議会に何の説明もなく進めたことはいかがなものかなど、まあいうふうに思っているところでございます。また目標そして、計画性のないやり方だとこの佐久間小学校の事については思っております。この件については特に答弁は求めません。

まあそれでは本来の質問の方に、入らせていただきたいと思います。旧保田小学校は今年度事業により都市交流施設として、事業化されております。が、佐久間小学校については、以前佐久間地区区長さんの要望に応じて地域活性化の拠点として、位置づけるべく利用者の募集を行ったというふうに聞いておりますけど、まあ利用者が現れなかったと。そういう状況の中でですね、現在の状況になっていたというふうに伺っています。私が議員になって 3 年半になるわけですけど、旧保田小学校について、失礼いたしました。旧佐久間小学校については、その間この佐久間小学校についての協議をしたことは一切なかったと、いうふうに私は思っています。

たまたま今年度からですね、年 2 回自衛隊が利用している。このことから今後の佐久間小学校の活用について町の方針を伺いたいと、いうふうに思います。まず 1 点目から

ですけど、年2回2カ月の自衛隊活用以外の期間をどのように活用するのか。

2点目は施設の老朽化による修繕等維持管理は今後どのように考えているのか。

最後になります、3点目ですけれども佐久間小学校について、将来的地域振興につながる計画があるのか伺いたいと思います。

1回目の、これで1回目ですね質問を終わります。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、渡邊信廣君の質問について、町長から答弁を願ひます。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「有害獣対策について」お答えいたします。

御質問の1点目、「現在の取り組みの成果について」であります。有害獣の捕獲対策といたしましては、本年9月12日、30名で発足いたしました有害鳥獣対策実施隊での活動、82名で構成される有害鳥獣対策協議会へ委託しての事業、わな猟免許取得者に対する免許取得費用の補助などを実施し、また、被害防止対策としては、電気柵などの設置に対する補助などを実施しております。

捕獲対策による成果は、有害鳥獣対策協議会による一斉駆除では、今年9月末日までにイノシシ289頭、シカ21頭、猿56頭を捕獲しており、前年同時期と比較すると、イノシシでは129頭の増、シカでは2頭の増、猿では27頭の増となっております。

今年度のイノシシ、シカ、猿の捕獲数は、昨年度の捕獲数703頭を大きく上回ることが予想されます。

実施隊では、発足した9月以降に一斉駆除を3回実施し、イノシシ5頭、シカ6頭、キョン1頭を捕獲しております。

わな猟免許の取得費補助につきましては、今年度2人の方が免許を取得し、補助金を交付しております。

次に、被害防止対策による今年度の成果ですが、侵入防止柵は、国庫補助対象となる電気柵を1カ所で687メートル、町単独補助となる電気柵を2カ所で503メートルを設置いたしました。

平成18年度から今年度までの侵入防止柵の設置は、274カ所で総延長は112.84キロメートルとなっております。

御質問の2点目、「近隣3市の単独による被害防止対策事業の状況について」であります。館山市、鴨川市、南房総市とも、有害獣の侵入防止柵設置に対する補助率は対象経費の2分の1となっております。平成25年度の実績では、館山市は電気柵2カ所で延長1,071メートル、鴨川市では平成25年度の実施はなく、南房総市は、電気柵、物理柵

合わせて 82 カ所で延長約 1 万 8,000 メートルとなっております。

鋸南町は、電気柵 6 カ所で延長 2,196 メートル、物理柵 1 カ所で延長 1,200 メートル、合わせて 7 カ所で 3,396 メートルであり、その補助率は対象経費の 6 分の 1 となっております。

御質問の 3 点目、「近隣 3 市の有害獣捕獲に対する報奨金等の状況について」であります。猿に対する報奨金ですが、館山市では交付の対象としておらず、鴨川市では 1 万 6,000 円、南房総市では 7,000 円、鋸南町は 1 万 3,000 円を交付しております。シカについては、館山市と鴨川市では 1 万 3,000 円、南房総市では 7,000 円、鋸南町は 1 万 3,000 円を交付しております。

イノシシについては、館山市、鴨川市、南房総市は 1 万 3,000 円、鋸南町は 1 万 1,000 円を交付しております。

その他の有害獣については、館山市は対象としておらず、鴨川市では、キョンは 6,000 円、その他の小型獣は 1,000 円、南房総市では、その他の小型獣は 1,000 円を交付しています。鋸南町では、キョン、ハクビシンは 2,000 円を交付しております。

御質問の 4 点目、「今後の取り組みについて」であります。有害獣の問題は、勝山漁港にもイノシシが出没するなど山間部だけでなく鋸南町全域に活動範囲が広がっており、引き続き、捕獲対策と被害防止対策を併せて実施していく方針であります。

捕獲対策では、実施隊員やわな猟免許取得者の高齢化の対応策として担い手の確保を図ってまいります。捕獲に対する報奨金に充当しておりました緊急捕獲事業ですが、国の上乗せ分を千葉県が基金化して交付を行っておりましたが、直近の情報では、制度が見直されるとも伺っておりますので、その内容を精査した上で、来年度以降の捕獲に対する補助金額を検討してまいりたいと考えております。

被害防止対策では、個々の農地の保全を中心に行っておりましたが、今後は、赤伏地区が行ったような、山際に侵入防止柵を設置する広範囲な対策も推進してまいりたいと考えております。

2 件目の「旧佐久間小学校の活用について」お答えいたします。

御質問の 1 点目、「年 2 回の自衛隊の活用以外の期間をどのように活用するのか」についてであります。初めに、現在の活用の状況をお伝えします。

まず、自衛隊ですが、約 1 か月間を単位として、年 2 回、南房総地区の野外訓練基地として御利用いただいております。

利用の範囲は、校舎棟、特別教室棟、そして車両駐車のための校庭で、90 名程度の隊員が訓練を行います。このほか、水上降下訓練で 3 日間ほど、宿営に御利用いただいております。

今年度の利用実績ですが、60 日間で延べ 5,400 人程の隊員が滞在いたしました。その間で、地域で食材など調達をしていただいたほか、隊員それぞれも、地域の店舗で食料品や日用品など購入していただいております。

参考までに、入浴を提供した笑楽の湯の実績ですが、期間中は 1,941 人の隊員に御利用いただき、入浴料は 56 万円程となりました。

次に、自衛隊以外の利用状況ですが、町内の宿泊施設に滞在する方々のスポーツ競技の練習用に体育館を利用、また、サッカー練習と農業体験の受け入れの会場として体育館や校庭を利用、このほか、町内に合宿した際のスポーツ競技用、町内団体が行う活動やイベントに御利用いただいております。

自衛隊の訓練基地として活用する前の平成 25 年度の利用実績ですが、“佐久間アグリサポート”が行っている農業体験により、年間 26 日、推定で述べ 2,000 人程の方に御利用いただきました。

また、町内に宿泊する方のスポーツ練習用の体育館等の利用により、年間 31 日、推定で延べ 1,200 人程の方に御利用いただき、その他の利用も含めると年間 68 日間、述べ 3,500 人程度の方に御利用いただいております。

今後の活用方法ですが、現在御利用いただいております“佐久間アグリサポート”は、まちづくり支援事業の補助団体で、県外の企画会社を通してサッカー教室に通う都市部の子供を受け入れ、農業体験メニューを提供する活動に取り組んでおり、農業体験は旧佐久間小学校周辺の遊休農地を活用、サッカー教室やその他のメニューは、旧佐久間小学校施設を御活用いただいております。

東京近郊から 1 時間あまりの立地にある当町において、“佐久間アグリサポート”の活動は、地域の立地や特性に根差した取り組みでありますので、観光や農業の振興、佐久間地域の活性化の観点からも、大変意義があり、効果的で、将来性のある活動だと思っております。

引き続き御活用いただければと考えておまして、“佐久間アグリサポート”の活動がさらに拡大していただくことや、その他の団体が同様の活動に着手していただくなど、御期待をしております。

また、従前から御利用いただいております町内の宿泊施設に滞在する方々のスポーツ合宿や、町内団体等のイベント、活動での御利用ですが、保田小学校の閉校に伴い、利用施設が少なくなることから、引き続き御利用いただこうと思っております。

御質問の 2 点目、「施設の老朽化による修繕等、維持管理はどのように考えているか」についてであります。自衛隊が宿営する校舎棟、特別教室棟につきましては、旧第一中学校の例にならい、大きな修繕等は町が負担し、細かな修繕等は自衛隊にお願いして、維持管理を図る方針です。

また、一般に開放している体育館ですが、施設の瑕疵によって事故が起きないように最低限の維持補修に努めてまいります。

耐震改修が済んでいない施設でありますので、補修等を行う際、専門家の判断を仰ぐ中で、使用の可否など適宜判断していく必要があると考えております。いずれにしましても、施設自体が広域避難場所となっており、佐久間地域に旧佐久間小学校に替わる規

模の施設はありませんので、維持補修を行うことによって、長期間使用できるよう努めていきたいと考えております。

御質問の3点目、「旧佐久間小学校については、将来的に地域振興につながるような計画があるか」についてであります。旧佐久間小学校に関する利用計画はありません。

しかしながら、現在御利用いただいている農業体験の取り組みは、地域の特性や人材を生かした将来性ある活動であり、農業や観光など、地域振興につながるものと考えておりますので、引き続き御利用いただければと考えております。

自衛隊の訓練基地として占有する期間があり、利用の制約はありますが、農業体験の受け入れなど同様の取り組みや、地域振興が図られるような提案があれば、検討をさせていただきたいと思っております。

以上で、渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

渡邊信廣君、再質問はありますか。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

それでは順番にいきいたいと思いますけども、1点目のですね有害獣対策に対する現在の取り組みと成果についてはですね、まあ色々な取り組みをされ、努力をされている結果がですね、昨年度の数大きく上回るということで、昨年度がイノシシの場合160頭、今年度の上半期で約289頭かな。というように非常に努力の結果だというふうに思いますし、この場を借りてですね駆除隊の皆さんと言うんですかね協議会の皆さんに感謝を申し上げたいし、地元の皆さんにも感謝申し上げたいというふうに思います。なお18年度から実施している侵入防止柵の中ですね、電気柵について耐用年数は5年ぐらいというような話を聞いておりますけれども、この補助事業の中で耐用年数を過ぎた箇所がどのくらいあるのか。もしもわかったら教えていただければ、と思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

この事業につきましては、18年から行われておりまして、耐用年数5年といたしますと、18・19・20・21、4カ年におきまして2万3,615メートルとなっているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

何か所くらいというのがわかったら、その辺もですね教えていただければと思います。わからないかな。わからなければ、後でも結構ですよ。

○議長（伊藤茂明）

後で、答弁願います。はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

わかりました。これ、いずれにしてもかなりのね、耐用年数を過ぎた箇所があるように思います。まあこれは後での、質問に、あの、つながっていくと思いますけど、その時またよろしくお願ひしたいと思います。

2点目のですね、近隣3市の単独による被害防止対策事業の補助金の状況ですけども、町長の方の答弁にもありましたけど、3市の場合は単独補助、2分の1を交付しているということでございます。鋸南町の場合には、6分の1ということもあるんでしょ、あるんですよ。非常に格差が大きい、まあ結果的にそれがですね、非常に使いづらい補助金であったりとか、国の補助金も非常に制約が多いわけですよ。まあそういう中ではですね、さっきの説明の中のように、国庫を利用したのが1件、単独が2件しかなかったというような、ことだと思ひますが、そういう中ではですね、今の時期は来年度の予算の時期に来ていると思ひます。そういう中ではですね来年度にですね、できれば近隣と同じような状況の補助率にさせていただきたいと、いうふうに思ひていますが、この辺について、財政もですね来年度予算の取り組みをしている最中かもしれないけども、これは町にとって非常に大きな問題だと私は思ひています。

他の町に比べると非常にうちの方の町は積極的に、協議会の皆さんも地元の皆さんも自分の仕事をうっちゃって、ちょっと言葉は悪くなっちゃいましたけどもね、取り組んでいただいている結果が今回のような、大きな数字にはなっているけども、結果的にですね、この安房の地というのは非常に環境条件がいいのかどうなのか、かなり捕っても捕ってもと言うんですかね、増える数の方が多いように思ひます。

したがって街中にも出てきている。神戸の方にですね、いろんな危害を加えられて大変な状況もあります。まあその中でとりあえずは、防護ということの中で、来年度この辺の近隣に合わせたような補助金にさせていただけるかどうか、これは町長副町長の答弁になってしまいますかね。答えられればお願ひをしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

先ほどの箇所数ですけども、65カ所となっております。それから今の予算の関係でございしますが、イノシシにつきまして鋸南町では1万1,000円、あとほかの所が1万3,000円ということで2,000円の分につきましては、県費で3,000円きまして、あと町の一般財源で2,000円ということになりますので、あと2,000円を足しますと2,000円かける500頭であれば100万円というような形の予算が必要になるということになるかと思ひます。

○議長（伊藤茂明）

質問は補助率を3市と一緒に、合わせられないかということですが。防止柵。その点については。

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

改めて比較をすればですね、防護っていいですかね防除するための費用についてはですね、我々の町の方が確かに低い補助率だと思います。しかしやはりあの、当然これは町だけでですね判断できるものではございませんから。有害鳥獣の対策協議会の皆様ともですね、協議をさせていただかなければならないことだと思いますし、当然これ補助金がですね、そのままどんどん使えるということでもこれは非常にあの、町の財政にとって懸念になることだと思いますので有効活用させていただければ、というような視点は私は考えております。ですからある意味では有害鳥獣の対策を、協議会の皆様方、そしてまた駆除隊の皆さんとですね十分協議をさせていただいて、どういう形でですね対策費のですね組み方が一番有効なのか、そして例えば防除する、防護する方が有効なのか、でまた駆除をする方が有効なのか、そのバランスをどうとっていった方がより良い形ですね、対策がとれるのか。そのことをしっかりと、把握をさせていただいて、その方向が定まった時点でそれを行うという方が、私はいいような気がしておりますので、例えば電柵ですね、物理柵と言いますかね、どれがどういう形でいいのかということまでですね、協議をさせていただいて、直接にですね、その土地の所有者と言いますかね、そういう皆様方もおられる訳でございますので、その辺まで精査をさせていただきながらですね、今後検討をしてまいりたいと、そんなことと思います。

○1番（渡邊信廣君）

今町長の方からですね協議会の皆さんと協議をする、状況を把握するというような答えいただきました。まあ、これ本当にそういうね、会の皆さんと協議をさせていただいて、本当にその使いやすいと言いますかね、現実合った補助金をとということが一番理想だと思いますので、それをお願いしたいと思います。なお、今ですね色々その、防除をしながら駆除ということが基本だと思いますが、今の段階で街中まで出てきている中でですね、その一つは、高齢化もあるでしょう。しかしなかなか被害額も、毎年出てくる額は同じぐらいです。しかし過去の分を足していくとですね、非常にまあ耕作放棄をしている土地が増えているということです。ていうことはやはり、駆除が基本ですけども、防護もしていかないと耕作放棄地が増えてしまうと、いうこともございますので、先ほど町長が言われたように、協議会の皆さん現実の把握、これについてはぜひお願いしたいと思いますし、さらに加えていけば、先ほど菊間課長の方に質問させていただいた耐用、バッテリーで使う、防護柵というのはですねバッテリーでの電気を流すということにもなるでしょう、そういう中では機械そのものがかなりね、年数を過ぎてしまうと、使えなくなるというような状況でですね、他市の場合にはだいたいその補助金の対

象期限が5年ぐらいで更新ができるようなこともあるようですので、この辺についてはですね、先ほど町長の言われた協議会の皆さんと協議をしていただいて、なるべく使いやすい、町も財政もありますのでね、使いやすい、できれば近隣に合やすような形の補助金にさせていただくことを要望してですね、この点については終わります。

続いてですね3点目なんですけども、すでに菊間課長が言いましたけどもね、捕獲これは本当に捕らなければどんどん増えちゃうということですよ。そういう中でこれもですね、各町村、町村じゃねえ各市町、あの数字的にばらばらですよ。特に先ほど町長の説明にあったように、制度がどのようになるかわからない部分もありますけども、たとえば、これはうちの方の被害で一番大きいのがイノシシそして猿、シカというような、またハクビシンもそうですけども、特にイノシシの被害というのは地元で一番困っていることのように思います。そういう中で3市については1万3,000円、鋸南については1万1,000円というようなことだと思います。これについてもできれば、今後の事もありますけどもね、今後国の制度がどうやって変わっていくのか、その辺があると思いますけれども、これはあの取り組みは鋸南町だけじゃなく全体でどうするんだというような、ことになろうかと思えますけれども、その辺の金額もですね、合わせるような形で統一をしていただくことが、望ましいと思っておりますけども、この辺についてまた、答弁がいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

数を数えておりましたので失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

これにつきましてはですね、館山市さんなんかは猿はやっていないとか、ですね、いろんな状況がございます。鋸南町におきましては、県費でイノシシの場合3,000円いただきますので、町の2,000円を出してそれから上乘せの6,000円をやってですね、1万1,000円となっております。確かにその他の3市におきましてはイノシシについては一般財源を鋸南町よりも2,000円追加してですね対応しておりますが、この辺は総合的にですね、判断していただいて、町の方にも財政がございますので、それらと考えるがらですね対応していくような形になろうかと思えます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

はい、今課長からありましたけど財政のこともあります。またあとはその近隣という部分でですね、これは1町村ではどうしようもないことだと思います。まあそういう意味では同一歩調ということで、できうれば金額の方も低い方に合わせるのではなくてね、捕らなければ数は減らない訳ですから、そういう部分で少なくともイノシシだとか猿、

シカ、まああの南房総市さんだとか鴨川市さんみたいに今 1 万 3,000 円と言いましたけどね、まあ同じ金額に合わせていただくことを要望をしたいと思います。

それからですね、あのまあ、鋸南町ってすごいなと思うのは県下 2 番目にですね、この今年度から非常勤特別職っていうんですか、非常勤公務員って言うんですかね、そういうような形でですね、有害鳥獣被害対策実施隊というのを作っていただきました。

30 名ですかね、これはすごいことだと思います。今の高齢化する中でね、なかなか駆除をする方も少なくなってくる中で、30 名でこういうのを組織をつくっていただく、非常に素晴らしいなと思っています。まあ、しかしそのこれは 9 月だったですかね、非常勤特別職としての条例化そして、金額の方はですね 1 日あたり 2,000 円というような金額でのごことだったと思います。しかし、この私は 2,000 円という金額についてはですね、過去にも例えば警備保障だとか、いろんな所に頼んだらいいんじゃないかとか色んな話も出ました。これは地元の地形を知っている方が一番、その今までも誤射があったりとかいろいろなことがありましたけども、これについては地形をよく知っている方々でね、まあやっていただくことが非常に良いことだなという中で、やっぱりボランティアではなかなかできないことだと思います。まあ 2,000 円という金額がボランティアかどうかわかりませんが、今ですねやっぱり自分の仕事の中々忙しいわけですよ。そういう中でその 1 日 2,000 円っていう金額についてはね、いかななものかと、まあいうふうに思っています。

山を上がったり下がったり、まして犬を飼ってですね犬の世話までしなくちゃ中々この有害獣は捕れない。そういう中に 2,000 円についてはですね、できうればですよ私は個人的に思うことは、今の最低賃金てのは 798 円だった。さっき調べてきましたですけどね、あの 1 時間あたり 798 円というふうな金額になるわけですね。そう意味ではですね、今中々高齢化してきて中々自分でも捕れない、そういうような方がいらっしゃる中ではこういう組織で一生懸命捕っていただいてこれについては、それなりのですね、報酬というのは、やっぱりあの今言った 1 時間 798 円というのは決して良いわけじゃないんですけど、それでもお願いすることが町にとって、これから有害獣を少なくする、被害を少なくするというのは、非常に重要なことだと思いますので、これについてもですね、ぜひ金額の方の改正をですねお願いしたいと思っております。これについて答弁ができましたらお願いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

その話も含めましてね、皆さんと御相談させていただきたいとそんなことを思っています。当然あの 2,000 円という数字で決まっていることは何か話し合いの結果ですね、こういう数字になっていたと思いますから、当然あの皆様方と御相談させていただきながら、それでですね検討させていただきたいと、そう思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

それではですね、今町長から話がありましたけども、前向きにですねこの辺についてはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

じゃあ次に移ります。

4点目ですけどね、まあ今後の取り組みということについては、課長、町長から答弁がありましたように、こういう形でよろしくお願ひしたいと、今言われたような形でお願ひしたいと思っております。

が、しかし、これからですね、先ほど言いましたけども、これは鋸南町だけの問題ではない。千葉県全体の、それぞれ違いますよ、しかしこれは、町県挙げて本当に一生懸命になってもらわない限りはこれから第一次産業というものは大変なことになるだろうと、ましては先ほど言った町長の答弁の中にもありましたようにね、街中まででてきてると、というような状況でございますので、この問題はですね、安房が一つになって、いろんな所で県に対しての要望活動というのは、うちの方が抱えている問題で、少しでも要望活動というのは必ずやっていただくことを要望をして、まあ2番目の方に入らせていただきたいと思ひます。

今要望と言いましたけど、何かありますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

この対策につきましては安房につきましてもですね、3市1町で事務局での対策会議等設けておりますし、この前安房振興協議会という組織もございますが、その中でもですね、個々の町村だけではなくて、まとまって要望していこうというようなことで話し合っておりますので、これは1町村の問題ではないというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

これは確かに鋸南町だけの問題じゃない。多くのですね、地域からの要望として声を上げることが非常に良いことだと思いますので、これはぜひお願ひをしたいと思います。

続いてですね、2件目の方の佐久間小学校の方に、旧佐久間小学校の方に入らせていただきたいと思ひます。え、年4回、町長から4回の利用があるようなことでございましたけども、それ以外の期間についての利用ということで、これは町長の方がですね利用人数についてはございました。

けどもあそこはすでに普通財産になっておりますけども、そこから上がる収入というのはね、どのくらいあるのかどうかわかったら教えていただきたいと思います。あとできれば、自衛隊の方からの収入ってどうなっているのかなど、言うことも分ければ教えていただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

25年度の実績になりますけれども、それぞれですね利用団体、スポーツ少年団等ですね、中での使用料といたしましては、約7万円弱です。それから自衛隊の関係でございますけれども、当然施設の使用料、実費分ですね水道料等実費で約15万円その他笑楽の湯の入浴料につきましては今年の2回の訓練の実績で56万、約56万5,000円となっております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

まあ利用金額についてはわかりました。これあとです、2問目の修繕の方でまた色々質問させていただきたいと思います。

私もですね過去にすこやかにいたときに自衛隊の方とお付き合いをさせていただいた中でね、あれが、まあ町長から4回くらいという話がありました。

実際の話がね自衛隊が使ってしまると、それを固定した人がなかなかあそこには入れなくなる、そういうことからするとですね、あの施設、今の収入を見てもわかるようにですね、自衛隊が1年間使えるとか、そういう形にしてもらうことについて、我々の友好都市である辰野町では国から基地交付金っていうのがございますよね、それを頂いていますよね。私もちょっとすこやかな時の鋸南二中のときに、これはまあ話をしたことがあったんですけど、それはある人を介してでしたので、そこまで今まで話が通じなかったこともありますけども。この辺についてね、まあどうせ使うのであれば自衛隊が常時使えるような施設として、町がそこから収入を得られるような形そしてまた消費活動していただくことになれば、佐久間は佐久間として、あれが拠点として生きてくるものだと思いますけども、何か月間であると、なかなか制約事項が多くて使い勝手が悪くなってしまうという中で、その辺についていかがか。もしその辺がわかればですね、答弁いただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

辰野町の例で御質問がありましたけれども、その基地交付金の対象となるにはですね、

これは固定資産税の代替的な財源として交付されるとのことで、ある程度大きな面積と言うんですかね、を占有して使用するようなケースでの交付金となろうかと思imasuので、鋸南町の施設の状況ではですね基地交付金としての対応は該当にはならないのではないかと思います。それと後いいですか、交付金の関係については以上でございます。

○町長（白石治和君）

確かですね、中村議員、渡邊議員が現職の職員の時かもしれません。過去にあの保田小、旧一中の場所ですね、10坪でもいいから20坪でもいいから一部をですね防衛省の方ですね所有してほしいと、要望させていただきました。

結果的にですね、防衛省の方の内局と言いますかね、私服組と言いますかね直接の私服組の皆さんが7、8人来られまして、調査をしてくれました。

結果的にですね、なかなか現在の状況では難しいということになりまして、省の所有にしてもらいたいという要望がですね、通らなかったことがございますので、現在もそういうような形ではないかというようなことは推察はできます。

たまにあのですね、自衛隊の皆さんにそういう話もさせていただくんですが、非常にあの予算的に厳しいだろうというような話もございますので、またどっかですね、機会をとらえながら、本省の方にですね、そういう問いかけをしてもいいというようなことは思ってますので、私のあの職の中でですねどこかの機会をとらえてですね、そういう要望を再度させていただく状況もあるやもしれません。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

今、町長の方から、これからということですけど、これはあの当時我々がね、旧鋸南一中の場合の施設と今回の施設とは全然違うと思うんですね。ですからそういう意味でまだ、その先ほど面積だけの問題ではないかもしれないので、この辺についてはですね、あたってみていただけることをまずお願いしたい。でもだめならば仕方がないですね。そういう意味で、できれば町長の方にですね防衛省の、ごめんなさい、お願いして、その辺がいいのかどうかわかりませんが、折衝してみて、まずはいただければと思います。

この問題はこれで終わります。

次に、2点目のですね、維持管理費の関係になります。これはあの一般開放している体育館についてはね、町長の説明に、答弁にあったように広域の避難場所とまあいうような位置づけになっておりまして、答弁にあったようにこれから耐震とは別に専門家の意見を仰ぎながら維持補修にして長期的に使えるような状況にするというような答弁をいただきました。

まあただその中で今使って、自衛隊の使っているのは教室棟と特別教室棟、あ、2階

の方ですよね、まあこれを自衛隊が年2回、これから4回になるかもしれませんが、使っていることについて大きな工事は町でやって、まあ普通の工事、修繕と言うかな、そう言うのはまあ自衛隊がやるとゆうような、これは旧鋸南二中の場合と同じだと、まあそういうようなお答えいただきましたけどもね、私も一般質問するからには現場を見に行きました。まあそういう中ではですねもう既に軒下って言うんですかね、まあこれは特別教室棟の方です。大穴が空いちゃって、ハクビシンとか入るかもしれません。まあ、そういうような状況になっておりましたし、あの屋根材というのはですね、コールタールを固めたものが貼ってあるわけですね。でもまあこれ飛んでしまうってことは雨漏りに、現在なっているかどうか分かりませんが、必ず雨漏りになってしまう。とするとですね、結果は鋸南一中の時の青空天井になっちゃうような状況が考えられるわけですから、鋸南一中の二の舞にならないようにというようなことが私が一番心配するわけですね。

あの施設は佐久間の住民の方々にとっては一つの大きな拠点だと思います。だから、それをですね鋸南の一中のような形になっていくのは非常に惨めに思うわけですし、まあこれはある程度あのままにいくのであれば、それなりに町も手を入れなければ、あの施設の維持は難しいというように思いますが、現状踏まえてですね、このとりあえず既に今の施設がかなり傷んでいることについて、修繕、今の現状の修繕をですね町としてどうやっていくのか、その辺りのお答えがいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長内田正司君、失礼いたしました。

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

現状ではですね、なかなか大規模修繕ということも予定しておりません。今現在はですね、自衛隊の駐屯施設として利用させてもらっているわけでございますけども、まずあの財源の見地からすると最小限の修繕で当面对応するしかないかなと思っております。

本格的にもしですね、まああのやるような形になればそれこそ、耐震診断なり何なりというようなことを、まああの手続きと言いますかね、そういうことをしてからでないと施設の本格的な改修って言うかですか、手を入れないと思いますし、また本当にそこをどういう形で将来的にしようしていくのかということも、まずこれからの検討になるかと思いますが、当面は現状の中で必要最小限の投資と言いますか修繕ということで対応していきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

これはですね、あの雨漏りをしてしまうとね、施設って皆すぐだめになっちゃうんで

すね、ですから、まあその大々的な修理はいずれにしてもですよ、屋根に上がっていただいて、あるいは下から雨漏りがしていないかの確認も含めてですね、まずその周りよりも屋根が一番基本なんですよ建物は、町長よく御存じだと思いますね。ですからまあその辺はね、自衛隊がどこまで使うかわかりませんが、今の状況でいけば自衛隊がずうっと使うわけですよ。他にないわけですから。そういう意味では、やっぱりその最小限度のね、屋根、まあ少なくとも屋根とかあるいはハクビシンだっていっぱいいるわけで、まあその辺に巣をつくられたら大変なことになるわけですよ。

まあそういう意味でお金をかけなくても修繕はできるかもしれませんが。まあそういう意味での修繕はですね、雨漏りしないようにまあ最低限の維持管理、補修はしていただくことにしていただきたいと思います。これは、当然修繕料はかかるだろう、じゃあそれを収入をどうやって上げるんだらうということも踏まえてですね、検討はしていただければと思いますけどいかがですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

まあその辺りのお話になりますと、どうしてあの佐久間小学校にですね自衛隊が行ったかというようなお話になるわけでありまして、まああのですね、あの先ほどの答弁をさせていただきましたが結果的にですね今は自衛隊の皆さんが2カ月ほどお使いいただいて、5,400人の方がですね、え、延べですよ、延べで5,400人の方がお使いになっているわけでありまして、俗に言うですね、言えばですね5,400泊って言いますかね、5,400人の方がお泊りになったというようなカウントの仕方にもなるんです。で、鋸南一中をですね解体をするのにあたってですね我々のところは、ここは使えませんか、今後使えない状況になりますよと、自衛隊にしたんです。そしたら、他の自治体でも誘致って言いますか、来ていただきたいっていう話もチラチラきているということでもありますから我々にとってはですね5,400人の方が1泊泊まってということは、以上に大きな交流人口であるというような判断をさせていただきました。確かにあの直接ですね町に収入にはなりません、自衛隊の皆さんはある意味では、全てをですねその地域で、食材なりを調達するというようなことがあるわけですので、これはやっぱり他の自治体に行ってもらっては困るというような考え方がございましたので、自衛隊の皆さんと色々な町内の場所を見ていただきましたので、結果的に佐久間の小学校であればという話になりましたし、で、その中で例えば野営してですね、野営をしてやっていただけないかというようなことも話をさせていただきましたが、現在の状況では野営をするのはなかなか難しいというようなことがあっての佐久間の小学校なんです。その小学校に行くについてもですね、当然あの地元の皆さんが御理解をいただかなければなかなかし得ないことですので、当然あの佐久間地区のですね区長さんの皆さんにも御相談させていただきまして、当然あの佐久間地区の議員の皆さん方にも御相談させていただき

ながら、結果的に佐久間の小学校を自衛隊が使っても良いだろうというような話の中で、佐久間の小学校を現在使っている訳であります。で、先ほどのあの登壇してですねお答えした中で年4回というような話もございましたと話をさせていただきました。どういう理由か自衛隊の方の事情だと思いますが、当分の間年4回ですね訓練をさせていただきたいというような話でございますから、5,400人かけるまた倍になるわけでありまして、1万800人がそこで1泊泊まるというような考え方になりますので、当然町は直接のお金って言いますかね、使用料はあまり、お風呂の方が倍になるわけでありまして、食材をカウントしたらかなりの金額のですねお金が動くということにもなりますので、これからやはり、相関をしながらですね、最大限度の修繕工事をしていくということであろうかと思えます。

で一中の場合もですね、もうすでに20何年か自衛隊の皆さんがあのままの形で使っておりましたんで、まあ後何年かは使っていただければと我々は希望を持っております。仮に鋸南町から、鋸南からですね、鋸南町の施設を使わないということになれば、自衛隊は当然他へと移動するわけありますから、ある意味では居ていただけるような、努力をさせていただくつもりでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

なんか移転をしていただく努力もするというような話もありましたけどね、それで町長から言われる、何人来たからというような話でその中の経済効果をおっしゃいますが、我々にとって町長も言われている定住化の促進ですか、今の中ではですね、今は例えば昔はやったようなサテライトオフィスであったりとか、ベンチャー企業であったりとか、今もすでに幼稚園の、元幼稚園の方には木工をやってらっしゃる方も入ってらっしゃる。そういう定住化の促進に向けることもですね、非常にあの佐久間については非常に環境の良いあれだけの敷地を持つような所はなかなかないわけですよ。

まあそういう意味ではですね、先ほど言った基地交付金というようなことも私も取り上げました。まあしかし自衛隊は私はこの鋸南町に居ていただければという意味はやっぱりそれだけの人数がいれば、鋸南町での消費活動としては非常に大きいだろうと思えますが、しかしまあそこだけじゃなくてですね、鋸南町の町有地も使っていただいた中で他にあるわけですから、その辺についての検討。仮設建物、町がつくってもいいじゃないですか。まあそういう意味でまあ自衛隊さんには年間じゃないわけですから、しかし佐久間のあの小学校については地域のあそこには拠り所だったわけですよ。ましてはあれだけの良い環境の中での場所です。施設はまあどうなるかわかりませんのですね。まあそういう意味では計画がないということもおっしゃいましたけども、いろんなことも含めて再度検討して、これはあのいろんな専門家を入れても良いでしょう。あそこを

どうしたら、あそこが町の地域ですね、拠り所になって、この地域を興すことになるのか。まあこれは我々の議会もそうです、町長もそうでしょう。町を興す。これが我々町が自立をしてですね、まああの 8,600 人しかいませんですけども、これが、底力みせるのが、これからのことだと思います。それは知恵だと思いますね。そういう意味で我々も一生懸命やりますけども、再検討いただいて、できればあれがですね、非常にこれからの町の活性化の拠点になるように努力をいただくことを要望して私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

これはですね、渡邊議員おっしゃるように当然の話でありまして、決してですね、現在はないですという話をさせていただきました。これはあのどういう形であその場所をですね、活用していくかということはずうっと課題としていて、検討していかなければ、ならないわけでありますから、当然あのより良い活用の仕方があれば、そしてまたより良い佐久間の人たちの拠点になるというような位置づけがあればですね、これはあの今の使用の形態をですね止めるということも選択の中にあるわけでありまして、が、現在は、現在はですよ、そういう形になっていない訳でありますか、現在は自衛隊の皆さんに使っていただいていると、その方がより良いですから。現実的な使い方であろうということも判断の中でありますか、これから当然ですねこれからも佐久間地区の拠点としてですね、佐久間小学校の利活用を考えていくことは当然のことであります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1 番（渡邊信廣君）

町長の方からありましたように、我々も小学校等特別委員会というものがあるわけですから、これは保田の交流施設だけではないと私思っております。

そういう意味ではこれからもですね町長言われたように佐久間小学校、旧佐久間小学校についてもいろんな知恵を絞ったり、情報を取ったり、そういう意味であそこが生きる施設になっていただくことを、まあお願いをして、我々も努力します、お願いをして、再度になっちゃいます。

一般質問終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、渡邊信廣君の質問を終了します。

………… 休 憩・午後 3時29分 ………
………… 再 開・午後 3時40分 ………

◎一般質問

◎9番 笹生正己君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、笹生正己君の一般質問を許します。

9番 笹生正己君。

[ベルが鳴る]

○9番（笹生正己君）

私は3件の質問を通告してありますので、順次質問をさせていただきます。

まず、「農業振興策について」、この題は公表されるので、「農業振興策」としましたけれど、実際には鋸南町の産業が衰退しないための施策と考えた方が良いと思いますけれども、について伺います。

今総力を挙げて取り組んでいる都市交流施設もそうでしょう。また、ふるさと納税もその施策の一つでしょうが、目標は100人が100万、他の出荷にプラスなので、確かに今より生活は楽になると思います。また、町長が町政報告会で説明していたように、確かに外部から来て就農している方や、若い方が営農している例はありますが、実際、農業に従事している方々の平均年齢を考えたら、今後10年、そして15年経ったら、今のままでは鋸南町の農業は衰退してしまうのではないかと危惧されます。

農業従事者の高齢化について質問した際、富山も含め、どこも同じだから大丈夫というような答えが返ってきたことがあります。そうではないと思います。どのような施策をもって、町の農業を継続させていこうとしているのか、まず伺います。

続いての質問ですが、私が40代の頃、町内で農地の基盤整備が盛んに行われていました。耕作も水の便もよくなり、営農が楽になるなど思っていました。それから20年経過し、今では農地の所有者の中には体力的な点も含め、さまざまな理由があるかと思いますが、賦課金が大変重くのしかかっているという方々がいらっしゃると聞きます。

一方町は、灌漑分は残っているものの、償還助成は25年が終わりですよね。国の進めようとしている農地の集約化等も含め、今後どのようにしていこうと考えているのか伺います。

また加えて、農業委員会は、町とは別な組織ですけれども、農振除外あるいは農転について、この鋸南町の農業の将来を見据えてどのような考えを持っているのか、わかっている範囲で伺います。

2 件目、頼朝桜の費用対効果をどのように思っているか伺います。

頼朝桜とした河津桜は、あと 2 カ月後には咲き始めるでしょう。この前狂い咲きが 2 輪ほど咲いていましたけれども。

一期目の白石町長が河津町に桜を見に行っただとと思った桜だと思えます。お金がかからなくて大きな効果がある。桜にこだわるとして、さまざまな声のある中始めた、日本一を目指したこの桜。

最初の植栽から 2・3 年して、桜の花の数が年々倍々になってきている。あるいは数年後にはすばらしい名所になるよと話して、それから 10 年近くなろうとしています。

そこで 2 点に分け、質問します。

植物は手入れしなければ、ただ植えただけではものになりません。桜に掛かった経費は通算でどのくらいあるのか伺います。

2 点目、昨年度の効果、この桜に対する、桜を植えた効果、それをどのように感じているのか伺います。

3 件目の質問、道の駅きよなんについて。

私は 9 月の定例会で物産センターの看板枠だけ付けたことについて質問しました。指摘されたからと言っているようですが、「個々の看板」を無償で付けるということが、今は違いますけれども、この時点ではそういうことがありました。これはどういうことかその経緯なり、考えなりを伺います。

また、保田小学校の跡地を道の駅とするということです。今の道の駅きよなんは形態が異なるから廃止を考えることなく 2 カ所の道の駅ということになると説明がありました。今後の吉浜にある道の駅きよなんをどのように考えているのか伺います。

以上、1 回目の質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

笹生正己君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

笹生正己議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の「町の農業振興策について」お答えをいたします。

御質問の 1 点目、「今後 10 年・15 年を考えたらこのままでは済まないと考えますが、いかがですか」についてであります。鋸南町は、佐久間ダムの建設やほ場整備事業の実施により農業環境は整備をされています。

しかし、2005 年農林業センサスにおいては、鋸南町の基幹的農業従事者の平均年齢は 65 歳となり、2010 年では、68 歳と、高齢化が進んでいるのが現状であります。

また、販売農家数は、2005 年に 426 戸、2010 年は 340 戸と減少しており、今後も後継者不足及び高齢化はさらに進み、結果的には離農、耕作放棄地の増加につながるものが

懸念をされます。

さらに、近年では有害鳥獣による農作物への被害が増大しており、その対策が急務となっております。このような中、耕作放棄を未然防止するための中山間地域では、中山間地域等直接支払制度を導入をし、協定を締結した地域ぐるみで農地の維持管理や農業生産活動を推進をしております。

一方、平地については、多面的機能支払事業により協定を締結した活動組織により、非農業者と共に農地や農業施設の保全管理や環境保全活動を推進をしております。

また、農業委員会による農地の流動化や今年度からスタートした農地中間管理事業により農地の貸し借りや農地集積を推進をしております。

有害鳥獣被害対策としては、実施隊による捕獲や電気柵等による農地の被害防止を行っております。

さらに、新規就農対策として、青年就農者確保・育成給付金事業を昨年度から取り入れ、後継者対策も行っているところであります。これら対策を講じ、しているところですが、鋸南町では個人農業が中心となっているため、耕作放棄地や後継者対策の実質的解消にはつながっていないのが現状でございます。農業従事者の若返りを図るためには、農業で十分な収益を得られるようにすることが重要であり、安定的な収益を確保することによって、後継者の確保、新規就農者の発掘につながるものと考えております。

収益性を高めるためには、効率的な農地の集約や農産物の販路確保による収益の安定化などを図る必要がございます。

また、地域の農産物や資源を活用した六次産業化を含め、鋸南町にも農業法人の設立が必要と考えております。販路の拡大につきましては、保田小学校跡地を都市交流施設として整備をしていきますので、積極的に活用していただき、収益の向上を図っていただきたいと考えております。

御質問の2点目の、「町の償還助成は平成25年終了で灌漑のみとなった今、どのように考えているのか伺います」についてであります。灌漑排水事業に係る償還は、平成29年度で完了する予定となっております。

佐久間ダムの受益地の多くは、ほ場整備事業の実施により農地に道路と排水路が接続をし、水も自由に利用できる優良農地となっております。

しかし、所有者の農地保有面積が少なく、ほ場の面積は最大でも1区画30アールとなっていることから、農地の効率化としては難しい面も抱えており、ほ場整備工事費用の負担金やダムからの農業用水引き込み費用に対する賦課金が重荷になっている土地所有者の方もいると把握をしております。

町といたしましては、鋸南土地改良区・農業委員会等との連携により、整備をした優良農地を貸借権。賃貸借権設定など、農地の有効利用を図りながら農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

御質問の3点目、「農業委員会の考え方はどのように思われているか伺います」につい

てであります。農業委員会は、法律に定められた組織であり、その業務は、農地の所有権の移転、農地転用などの法令業務によって、日本全国が一律の考えのもと、農産物の生産拠点である優良農地の確保に取り組んでいます。鋸南町農業委員会では、平成 27 年度から農地台帳を公表するため、農地の現況や利用状況を調査をして、生産性の高い優良農地と一般の農地を特定する作業に取り組み、併せて遊休農地を再生可能な農地と再生不可能な農地とに区分けをしていく方針と伺っております。

これまでに、鋸南町農業委員会では、農業経営の確保を推進するため、平成 23 年 10 月から農地の権利移動の際に必要な下限面積要件を 50 アールから 30 アールに緩和するなど、新規就農等の促進のための措置を講じております。

今後も、効率的な農業経営促進のため、遊休農地の解消や、農地中間管理機構の活用により農地の集約を進めるなど、積極的に活動をしていただきたいと考えております。

御質問の 2 件目、「頼朝桜の費用対効果をどのように思っているか」についてお答えをいたします。

頼朝桜の植栽を中心とした花いっぱい事業による景観づくりにつきましては、平成 13 年度から桜の植栽を実施をし、順調に生育しているもの、育成状況の悪いもの、残念ながら倒木、枯死して植え替えたものなどさまざまな状況がございますが、町で拠点と位置付けた、保田川・佐久間川・佐久間ダム湖周辺等では、十分に鑑賞できる桜も育っており、水仙観光後の継続した観光客誘致の素材として定着をしております。

また、景観を形成する。構成する他の観光資源として、佐久間ダムを中心に水仙やアジサイ、フヨウの植栽・管理も進めております。

平成 25 年度までに水仙が 19 万 6,200 球、アジサイが 6,666 本、フヨウが 1,100 本を植栽をしており、水仙・頼朝桜・ソメイヨシノ・アジサイ・フヨウと花のリレーの景観づくりにも努めております。

御質問の 1 点目「桜にかかった経費の通算金額はどのくらいになるか」についてであります。平成 13 年度の植栽当初から平成 16 年度までの 4 年間は、地域の皆さんにも植栽をしていただいた関係で 1 万 1,210 本の苗木を購入し、苗木の購入代金は 1,057 万円となっております。

平成 17 年度以降は、無償配布の桜を植栽することにより、購入経費の削減にも努めました。平成 25 年度末までに、1 万 5,684 本の植栽を実施をし、苗木購入にかかった経費は 1,066 万円となっております。人件費に関しましては、桜や水仙、アジサイ、フヨウなどの景観形成のための経費の総額で、年に、年によって違いがありますが、年間平均で約 554 万円、13 年間で 7,195 万円となっております。

次に、御質問の 2 点目「昨年度の効果をどのように思っているのか」についてであります。今年、平成 26 年春の時点の水仙や桜の花観光の入り込みは、約 17 万 5,000 人で、桜まつりを開始をした平成 20 年春と比較をしますと約 7 万人の増となります。

桜観光の入り込みも、平成 20 年春には約 6,000 人でありましたが、今春は 4 万 9,000

人と大幅に増加をしましたので、頼朝桜を初めとした桜観光が、多くの方に認められ、花木による景観づくりがようやく実を結びつつあると実感しております。

また、一昨年からJRとのタイアップにより、頼朝桜「駅からハイキング」やビュー商品によるハイキングも実施をされ、ロコミや各種PR活動により、徐々に周知が図られてきているものと認識しております。

花観光の来訪客の増加に伴う経済効果につきましては、把握が難しいところではありますが、多くの観光客の皆さんに訪れていただき、町内を回遊をしていただくことにより、また、民間の方々、商店の方々がおもてなしの気持ちを持って来訪客と接していただくことにより、経済効果は上がるものと考えております。

次に、御質問の3点目、「道の駅きょなんについて」であります。初めに、個々の看板について、経緯を御説明いたします。

道の駅利用者の多くが、観光トイレ前の駐車場に車を置きますが、この駐車場から観光物産センターの各店舗の情報は、わかりづらい点も多いことから、各店舗の宣伝及び観光客の利便性、視認性を向上するため、各店舗の上に、戸別看板を設置をすることを町にて検討いたしました。

平成24年9月に各店舗と協議をした結果、7店舗中5店舗から設置の希望がありましたので、平成25年度当初予算にて、店舗看板枠の設置工事として42万円の予算を計上いたしました。

その後、物産センター入居者との打ち合わせ会議を平成25年5月に開催し、再度設置工事の実施を説明いたしました。看板枠を町で設置することにより、サイズやスペースは決まってしまうますが、各店舗で特色ある看板を作製し設置していただくこととなり、看板枠設置工事を平成25年7月に完了いたしました。

当初5店舗が看板設置を希望をしておりましたが、経済的な理由等により、直ぐに設置ができないとのことで、3店舗の設置予定となり、看板本体の設置の依頼をさせていただきましたが、やはり経済的な理由等により、設置がなされていないのが現状であります。

この現状において、看板枠設置の工事業から、物産センター入居店舗者に対して、道の駅の活性化のために、簡易なデザインの看板を無償で設置をさせていただきたいとの申し出があったと伺いました。

しかし、その後、業者の都合により取りやめとなっておりますので、引き続き物産センター入居店舗者の方々に、看板設置を説明してまいりたいと思います。

続きまして、「今後の道の駅きょなん」についてどのように考えているかですが、計画されている道の駅「保田小学校」は、道路利用者等に対する基本的な道の駅の機能のほか、直売所や飲食店など町民の多様な経済活動のステージの拠点や、都市住民との交流の拠点として整備を行います。

さらに、健康・医療・福祉のまちづくりのための拠点、長期避難に対応可能な防災拠

点など、コンパクトなネットワークタウンの拠点としても今後整備を図りたいと考えております。

一方、現在の道の駅きょなんは、町を代表する施設である鋸南町歴史民俗資料館、通称「菱川師宣記念館」に併設をし、また東京湾に面し、富士山や大島、鋸山を見渡せ、まさに風光明媚な立地を活かした安らぎの空間となっております。

施設の整備に関しましては、駐車場の舗装工事やトイレの改修、屋外休憩スペースの整備など、物産センター入居者の方々とも協議をさせていただきながら整備を進めさせていただいております。

また、物産センターでは、空き店舗も新たに入居者が決まり、館内全ての店舗が営業を実施できるようになりました。

こだわりの新鮮な農産物やおいしい食事、おみやげやお菓子など、多岐にわたる店舗が展開され、来訪客にゆったりとした時間を過ごしていただける施設として、今後も必要な整備を図ってまいります。

以上で、笹生正己議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

笹生正己君、再質問はありますか。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

今冒頭、町長がお答えになった農林業センサスについてですけれども、これは農業従事者の平均年齢について、日本の農林行政の基本となっているものですからまるっきり否定するものではありませんけれども、実際は老夫婦が農業をしても、勤め人の息子の年齢になっている例も存じておりますから鶴呑みにできないこともあるということをおしえておきます。

これを全て信じて単純計算で、2005年に65歳で、2010年に68なら、今70.4です。答えられた懸念を乗り越え、私は深刻ととっていいかと思えます。

鋸南町の面積は45.16平方キロです。人口に対する面積はそこそこあるんですけども、山林あるいは原野は多くても、宅地・耕地は少なく、また、中山間地のような傾斜のある農地も多い鋸南町にとってどうしても農産物に付加価値を付けることを考えなければならぬのは、これは誰しも同じだと思います。

先ほどの渡邊議員・緒方議員に対する質問、あるいは答え、その中にもありました。人口減、あるいは六次産業化、付加価値、耕作放棄地。それらと関連しているとは思いますが、農協あるいは漁協が考えることかもしれませんが、高機能野菜について、これは付加価値、ただ普通の野菜じゃなくて、高くても買う人がこの頃増えてきた。その高機能野菜について、その考えと、六次産業化、六次産業化と申しますけれども、おっしゃいますけれども、六次産業化について、具体的にどのような考えを持っているのか伺います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

高機能野菜につきまして、まずお答えいたします。

近年の健康ブーム等によりまして、こういうような野菜がですね、人気を得ているというのがわかっております。これにつきましてはいろいろな栽培方法とか、あるいは土壌改良等によりましてですね、こういうような野菜をつくって、野菜に付加価値を付けて農業経営をやっているというふうに判断をしているところでございます。

次に六次産業につきましては、地域に働ける場所と生活できる所得の確保を図り、若者や子どもたちがですね、地域に定住できる社会をつくるためには、また、地域に活力を生み出すためには第1次産業である農林水産業の生産と加工、販売を一体化した産業や、地域の資源を活力とする新たな産業、これらのことをですね、六次化産業というふうに判断しております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

高機能野菜はね、企業がもう品種改良して種も売っているんですよ。だからそのままつくろうと思えばすぐできるんですよ。今鋸南町の中でもリコピンでしたっけ、トマトは。トマトに特に含まれる量が多くなる、その種も売っているんですよ。だからつくる気ならブロッコリー・トマト・たまねぎ・ピーマン、その中に高機能野菜になる種ももう市販はされています。

それと、六次産業。六次産業って言ったら、町長が町政報告会の中にも文字でありました。それで先ほどからも言葉の中に随分あります。それで職員に講習も受けさせているということがありました。

11月にもあったんですけども、実は昨日、議会の1日前で私もどうしようかなと考えたんですけども、これは、この資料、この倍くらいありましたけれども、『千葉六次産業化サポートセンター』、これは公益社団法人ですよ。これであの、六次産業を推進するセミナーが行われて私行ってきました。

ある市では、まあ山武市なんですけれども、団体でバスを貸し切って来ていました。担当と、それと実際に農業をやっている方、話聞いたそうです。そうやって会場がいっぱいになるほど来ていましたけれども、鋸南町は担当もいなかったし、知っている方、鋸南町から来ている方は一人もおりませんでした。

もう今ね、やろうとしてもすぐできることじゃないんですよ。もう今始めなきゃこれ、間に合わないと思いますけれども、どういうふうに思います。勉強本当にやる気あるんですかと、私はそう思っちゃいました。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

今笹生議員から千葉六次、千葉の方のサポートセンターの方の講習的なものがあるというお話をいただきましたけれども、今担当課とも確認しましたけれども、申し訳ありませんけれども、このことについてはちょっと私どもも承知していなかった部分もごさいます。

しかしながらあの、ただいま御質問の内容、あるいは町が進めています大きな事業の都市交流施設等々を含めて六次産業化につきましてはですね、いろいろな部分で言葉も出てきますので、これはきちんと一生懸命ですね、町と、町もですね、併せて勉強をし、あるいは検討をしていくという大きな一つの課題にはなっていると、このように認識はしております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

あの、前の質問に付け加えておきますけれども、昨日の内容は「商品開発に必要なスキルを学ぶ」という題です。これはね、これからやろうとしている保田小の跡地の、その商品開発にも関係してくるんですよ。それだけは付け加えておきます。

それで、例えばの話になって申し訳ないんですけども、六次産業としてある方が農家レストランをやろうという方がいるとします。すると、畑の中に、一般的に考えれば畑の中にレストラン風のそんな立派なものじゃないですよ。畑の中につくって、その、そのすぐ脇にある畑から取れたものを食材にして売るっていうやり方が一般的かと思えます。

そのような場合、ほとんどの場合が、農転が関係してきます。場所によっては、農振除外も関係してきます。それ、そういうような場合、まあ例え話で申し訳ないんですけども、ある方、この町では聞いたことないんですけども、ほかでは聞いたことがあるんで、そういう場合町はどういうふうにか考えるか伺いたいと思います。

すぐに答えが出なければ、またそのうちでかまいませんけれども。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

農振の除外がまず必要という場合におきましては、年に2回やっております、例えば4月に受け付けました場合におきましては、いろいろな手続きを踏まえた中で12月にはですね、農振の除外がなされると、それから転用許可申請ができて、その後2カ月でできるということになりますので、4月から始めまして、転用の許可は2月になろうかと

思います。

今例えば、農家レストランにつきましては、農用地区域内であれば農地は原則として転用することはできないとなっておりますが、例外といたしまして、農業用施設に該当する場合には農地転用許可をすることができるというような規定がございます。

農家レストランにつきましては、国家戦略特別区域における農業振興地域整備法施行規則の特例措置が平成 26 年の 4 月 1 日から施行され、主として同一市町村内で生産される農畜産物またはそれを原材料として製造・加工したものを提供を行う農家レストランについては、農振用施設として、あ、農業用施設として、農業者がこれを行う農業区域内に設置することは可能になったということございまして、したがって、ライスセンターとか出荷場、あるいは堆肥舎等とですね、同じ扱いになるということになりますので、農振の除外につきましては、除外ではなくて軽微な変更で対応できるという形になりますので、その辺で約 8 カ月くらいはですね、やる気になれば対応可能だというような形には、取ることはできるというような状態だと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○9 番（笹生正己君）

これにあまり時間はかけられないと思いますけれどももう 1 点。

先ほどリコピンの多いトマトの話をしましたけれども、この付加価値という点で、「ちばエコ」というのを御存知ですよ。この町にも何人かその資格を取得して、シールを貼っている方がいると思うんですけども、それがどんどん増えるかと思ったらそうでもないですよ。減農薬、それで化学肥料はあんまり使わない。それで認可を取ってシールを貼るとちょっと高く売れるということで、そのちばエコの推進についてはどう考えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

まあ、ちばエコにつきましてはですね、当然あの販売ルート等も違ってくると思いますので、それなりの生産技術も必要ですし、やっぱり考え方も必要だというふうに考えておりますので、まああの、これからの農業では必要だと思いますが、なかなか今現在の昔ながらの農業とはちょっと違うもので対応を、やっぱりやるのであれば本格的にやらなきゃいけないと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

今本格的にやらなければ対応できない旨の発言があったんですけれども、本格的にやる気あるんですか、どうですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

なかなかあの、当然あの、農家の人の協力も必要になろうかと思っておりますので、申し訳ございませんこの場については、「検討させていただきます」という答えしかできないと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

先ほど土地改良をして、地盤改良をして、それでその時は良かった。それから何十年か経って、今では体も、その時は50・60でバリバリだったかもしれない。それで賦課金払わなきゃいけないのが、もう払えなくなって、私の聞いた範囲では数百万、それがだんだんだんだん増えてきたと。これからも増えるんじゃないかと、その土地改良の人たちももちろんそうですけれども、農業者全体でどういうふうにしていったらいいかっていう話になるそうですけれども、どういうふうを考えます。

先ほどの答えではちょっとわからなかったんで。

現在賦課金はいくらくらいになっているのか、それを答えてもらいましょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

賦課金につきましては、5,200円になろうかと思っております。

徴収については5月と11月にですね、分けまして、2回で徴収されているというふうに思っております。

それからまああの、滞納の関係につきましては、改良区の総代会の資料等を見ますと、24年度で21人、約450万くらいというふうな形に数値としては出ているところでおります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

この質問だけで終わるわけにはいかないんで、次の質問に移る前に、この農業、私先ほど深刻だと申しましたけれども、まあどういうふうにいるか私とは違いますか

ら町長はわかりませんが、ただ、このまま行ったら、もう鋸南町の農業は、何人かの人は残っています。町政報告で説明した方も、余所から来てここでやっている。そういう方も勿論10年・15年じゃ、バリバリだと思います。

ただ、平均年齢を言って、70を超えて、それで10年・15年経ったら平均ですから、もう今の何分の1しか残らない。

先ほど答えの中にありましたけれども、中間管理機構、これをうまく利用できる土地もあるかと思います。でも、最初に私が言ったように中山間地のような土地はかなり広ければ耕す機械、トラクターも使えますけれども、それが使えない土地がいっぱいあるっていうのを御存知かと思います。

耕運機でやるにはね、とてもちよっと体力がなければ危険です。私はそれでやってますけど、一度家に落としそうになりました。ですからどうしても、あの、年齢には勝てない、できなくなる方が多いと思います。

ですから総合的に判断して、私が今日申し上げたことも加味してもらって、これからの農業、この鋸南町の農業を衰退させない施策をお願いして次に移らせてもらいます。

頼朝桜のこの件ですけれども、13年間で7,000万あまりということ。これは当然企業感覚を持っているよということでしたから、人件費も含めた経費と思ってよろしいんですね。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

人件費が入った金額となっております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

人件費、臨時で交付金使って、なんて申しましたか、臨時の交付金ありましたよね。あれで、ああ、臨時職員を使ったのは、もちろん入っていると思います。ただですね、職員が専属で付いていた時期がありましたよね。2人、多い時は3人くらい、さくら係って私は人から聞きましたけれども、その経費は入ってないんじゃないですかこれ。

どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

人数的には一人分の職員の経費を見込んでおります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

今のその一人分ってというのは一人で1年ってことですか、一人で何カ月かっていうことですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

失礼しました。

細かく言いますと、平成13年度につきましては専任の職員1名、兼務職員1名、平成14年度は選任職員が2名、兼務職員が1名。15年が選任2名、兼務1名。平成16年は選任3名。平成17年も選任2名というような形でやっております、18年までは。

17年まではそのような形で選任という形で取らせていただいて、18年からはですね、兼務職員という形で、兼務職員を18年が2名、19年からは兼務職員1名というような形での算出でございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

私はね、この程度、この程度と申し上げたら申し訳ないんですけども、7,000万でしょ、それで、それから一人分二人分、それが年間まあ体の利く若い方ですから4・500万ですかね。そうしたら億にもみたくない金でこれだけの桜を植えて管理しているんだという点では、町長がやろうとしていることは認めて、認めた上で聞いているわけです。

ちょっと余計にみてもいけないでしょうけど、一時期本当3人くらいかかっていたと思うんですけどもね、それをどういうふうに計算しているのか、まあ、計算の仕方が違えば、違えばって、見方が違えば計算の仕方も違ってきますからこれ以上は申し上げることはございませんけれども、私はこの桜について先ほども申したように、こだわった桜っていうのは、目標目途になったものと私は考えています。まだまだ小さい木もありますけれども。

役場の前の木、直径が7・8センチで貰ったんですかね。ひ孫か孫か知りませんが、河津町の町から直接頂いたと思うんですけども、あれがもう20センチ以上になっている。

それで、川沿いはもう本当にこの桜は背はそんなに伸びない、ずんぐりした桜ですから、一人前、まだいかないかも知れないですけども、それに近くなっていると思います。

最初は河津に行って300万人って聞いたんですかね。私は又聞きですから、その1割は30万は来るだろうっていうことをおっしゃったということを知りました。それが違

うかどうかわかりませんが又聞きです。

それで、町政報告で、ありましたよね、花観光、まあ21年11万2,000、22年17万6,000、23年20万、これが20万が最高ですよねこれは水仙と併せてです。まあ震災もこの20、この4・5、関係しているかもしれませんが、24年18万1,000、25年14万1,000、そして、26年17万5,000。これ、再度申し上げますけれども、水仙と一緒にですね。

まだ私は増やす余地もあるし、でも、いまこれでこんなもんかよということは思います。それで、見てる方、江月の水仙はほとんどで、時間によってですけども、外から来る人が結構います。まあ桜もいます。だけれども、町の人、この町の人、もちろんこの町で推進して植えて、お客を呼ぼうとしているんだからこの町の人もそれを楽しまなきゃいけない。けれど、町の人が結構多いと感ずることがあります。それで、この数字、町政報告で町長が直接説明した数字、増える、まあ、23年が一番多いと先ほど言いましたけれども、そういう説明だったですけども、これが減ってまた増えて、その、これ以上なんか増えないような感じにとっているんですけども、保田の中ではJR桜やってくれるようになったということですけども、もっと増えてもいいんじゃないかと思うんですけどもどう思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

数字の面でいきますと、25年度につきましてはですね、減少の要因といたしましては、水仙の開花がひと月遅れたことによりましての減少及び、桜につきましては春のにぎわいイベント等がですね、雨天のため中止というようなことの中で、環境状況によりましてですね、25年度はちょっと厳しかったので、人数の方もですね、減っているという状況だと思えます。

これからにつきましても、折角植えて育った桜でございますので、皆さんに来ていただけるように努力してまいります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

ぜひとも努力、努力と申しましても、来てくれる、それこそ昨日勉強したんですけども、キャッチコピーとか、そういうのだけで人が集まることあるんですよ。ですから、ちょっと視点を変えた広告なりをうったらどうかと思うんですけども、いろいろな手段を講じて、少なくとも桜だけで30万は来てもらえるように努めていただきたいと私は考えています。

その点よろしくお願いします。

それで、最後の件に入ります。

ほかの2件についてもちょっといつもよりいいかげんかなと思ったんですけれども、特にこの3件目についての答えがいいかげんと思いましたので、聞きますけれども、7店舗中5店舗、その時7店舗あったんですか。それで5店舗。

私実際聞いていると、どっちでもいいんだよそんな、そんなものねえったって別にいいよっていう方だけで、どうしても付けてくれって言った人、まあ聞いてない人でしょうけれどもね、枠が付いている所だと思うんですけれども、7店舗ってその時7店舗ないでしょう。どういう計算しているんですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

24年のときに各店舗と協議した結果、7店舗中5店舗ということでございますので、25年ではなく24年のときにですね、聞き取りをして。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

7店舗、24年だって同じでしょ。空きが、空きがあるのになんでそこ聞けるんですか。7店舗って、今入っているのがね、西のほうから、ボンボン・なぎさ・櫻華、ああ違う。ふく丸・和さび・名人館、ああ、反対からいって、名人館があるでしょ、和さびがあつて、ふく丸があつて、櫻華、それとなぎさ、それと空きがあつてボンボンでしょ。これで7つですよ。今7つですよ。その時空いてたんですよ。空いてるところに今からまだ入るのがいるかどうかわからないのになんで7店舗なんですか。

まあ、そうやって書いてあるだろうから。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

今回の町報にもですね、12月5日号にも出ささせていただきました、道の駅きよなん観光物産センターの店舗の御紹介という形で出ささせていただいてですね、この中で8店舗入れさせていただいて、人材センター名人館ときよなんの直売所、これをそれぞれ分けて、今現在8店舗でその当時7店舗という形になっております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

きよなん直売所っていうのは、シルバー人材の後藤さん、ああ、失礼名前出してしまいました。その方の借りているところを間借りしているんですよ。

なんで間借り人が別なんですか。

まあいいや、こんなの突っ込んでもしようがないから。

その枠です。9月に私、枠のと言いました。大した金額じゃないので、重箱の隅をつつくような質問かって思われるかもしれませんがけれども、私は是は是で、非は非で考えてもいるし、言っているつもりです。

これは設置業者は町長のよーく御存知の会社ですよ。この業者から簡易なデザインの看板を無償で設置したい旨の申し入れがあったということですがけれども、おかしいと思いませんか。一番東側、間借りしてた団体の移動式看板は、この、同じ業者さんだそうです。制作当初は寄付するって言っていたものを、確か15万円と記憶していますけれども、6年後に請求して払ってもらっている筈です。

簡易と言っても、私が看板頼んだりなんかちょっと仕事の関係上あるんですけども、簡易と言っても3万、安くて3万かと思えますけれども、これが7つで21万。基礎のアンクル、アンクルしかない所が4カ所もあるんで、架台が完成するには、前以上かかると思います。そんな奇妙な業者なんているんですか。

変だと思わないんですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

先ほどの7店舗についてまずお詫び申し上げます。

当時はですね、なぎささんが2店舗という形でカウントしたということでございますのでお詫び申し上げます。

これにつきましては、町の方といたしましては、この物産センターがより有効に活用できると、また、お客さんからも見えるということの中で、看板の設置を考えたということでございますので、それに伴いまして、今回につきましては業者さんの方からの申し出等もありましたので、看板が有効に使えるということの中で町としてもですね、考えているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

私はこの金額の低いことについて、入店者にね、無償で付けるから、つけませんかって、当初役場で言ったと思います。

入店者に無償でつけませんかと言っていて、それで「はいお願いします」ってその気になった人もいる中でね、「やーめた」なんて、そんな都合で取りやめにするっていうのも私は納得できません。

まあ、7日に2店聞きましたら、1店は2・3日前に、クレームが付いたのでやめる

ことになったと、これは掃除の日、私が聞いたんですけれども、ちょうど会ったんで、2・3日前にクレームが付いたんでやめることになった。

それでもう1店は7日の前の日だから6日ですか、昨日業者さんが来て、白紙に戻してくれということだったそうです。今国会で団扇を配っただけで問題になったばかりで、公のこの場で追及されないように、これは、こういうふうにと考えたら、穿った考えかもしれないですけれども、理由は聞いていますか。やめた理由。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

これにつきましては、業者の方からですね、今回はやめるということでございますので、私どもとしては、それ以上の理由はちょっと聞いておりません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

空き家部分に決まると、入居者が決まると、大変良いことです。ただ、私としては、あそこは無料の休憩所がないんですよ。それと配置が案内所どこですかって聞いてくるお客がいて、各店舗、その対応に時間を割かれる。忙しいときに来られると、本当に頭にきちゃうっていう店舗が何軒かあるんですけれどもね、配置も含めた検討もしますという答えをいただいたんですけれども、それはそれで無料の休憩所が外に、外のあの椅子じゃあ休めないですかね。だからちょっと欠陥がある道の駅に現状態、現時点ではなっていると私は認識しております。

ですから、うまいことそっち、そっちかどこかわかりませんが、案内所を移して、そういう考えは前話してあるんですから、あるから、それ以上はまあ、皆さん方がやることですから、それ以上口は出せませんが、この入居者についてですけれども、土産物屋が入る、土産物屋さんですかこれ、八百屋さんって私は聞いていますけれども。実際の業が。生業が八百屋だって聞いていますけれども。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

これもですね、12月5日号で、町報で出ささせていただきますして、物産館きららということで、新鮮な野菜・果物・花や特産物を提供するお店というふうに聞いております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

まあ実態ということで、名前出してここで言うわけにはいきませんが、私は町長の答弁の中で、最初の答弁の締めと言うんですか、来訪客にゆったりとした時間を過ごしていただける施設としてこの吉浜の道の駅ですね、今後も必要な整備を図っていくと答えられました。

と、ということですので、逆に必要な整備があったらよろしく整備していただくっていうことをお願いして、これで質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、笹生正己君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午後4時45分から再開します。

…………… 休 憩・午後 4時36分 ……………
…………… 再 開・午後 6時45分 ……………

◎会議時間の延長

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで本日の本会議、時間の延長が見込まれますので、会議規則第9条第2項の規定により日程第4一般質問を消化をしたいと思いますので皆さんの御協力をお願いいたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって時間延長をさせていただきます。

引き続き会議を続行いたします。

◎一般質問

◎12番 三国幸次君

○議長（伊藤茂明）

次に三国幸次君の一般質問を許します。

12番 三国幸次君。

【ベルが鳴る】

○12番（三国幸次君）

私は、鋸南町の財政指標の推移と見通しについて、3点の質問をします。

白石町長が自立を選択してからちょうど10年になります。この10年はまさに、財政再建の10年だったと言っていいでしょう。

振り返ってみますと、長い間、国の主導で地方自治体が公共事業を行い、多額の借金を積み重ねてきました。

そして小泉内閣のときに、地方交付税を大幅に削減し、全国的に地方財政を悪化させたこと、その穴埋めとして臨時財政対策債が導入されたこと、まさに国の政策によって全国の地方自治体が振り回されてきた、と言ってもいいでしょう。

しかし、近年は、国の経済対策に何度か助けられたのも事実です。

この間の鋸南町民の協力はもとより、町の特別職、職員の報酬や給料の削減を続けてきて、各種団体にも補助金などの削減にも協力していただくなど、町ぐるみの財政再建だったと考えます。

そして、なんと言っても、金額的には町職員の給料削減が大きく、この場をお借りして、町職員に感謝の気持ちを表明するものです。

いま、財政状況に明るい兆しが見えてきましたが、財政指標が良くなるのはこれからです。

そこで、3点質問します。

1点目、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、それぞれについて経緯と今後の見通しはどうか。

2点目、この間の財政再建についての評価と今後の基本姿勢についての考えはどうか。

3点目、財政再建は道半ばであり、町づくりはこれからであり、町づくりについての町長の抱負はどうか。

以上で1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

「町、財政指標の推移と見通しについて」お答えをいたします。

御質問の1点目、「経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、それぞれについて、経緯と今後の見通しは」についてであります。まず、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」の経緯であります。10年前の平成17年度では97.6%、昨年、平成25年度

では 88.4%で、9.2 ポイントの改善となりました。

今後の見通しは、歳入面で町税や地方交付税など経常経費に充当可能な一般財源が減少をする見込みから、比率は上昇するものと想定をされます。

次に、標準的な財政規模に占める公債費等の割合を示す「実質公債費比率」の経緯がありますが、“地方公共団体の財政の健全化に関する法律”が施行された平成 19 年度では 22.2%、平成 25 年度では 19.9%と、2.3 ポイント改善をされました。

今後の見通しであります。公債費負担適正化計画に基づき、新規発行の起債額を元金償還額以下に抑制する財政規律を徹底したことなどから、今後も比率は改善され、平成 29 年度では 16%程度となる見込みであります。

次に、標準的な財政規模に対し、現在抱えている負債の大きさを示す「将来負担比率」の経緯であります。平成 19 年度では 225.5%、平成 25 年度では 109.4%となり、116.1 ポイントの大幅な改善となりました。

今後の見通しであります。債務の 6 割程を占める起債の残高が、ほぼ横ばいに推移をすることから、将来債務は同様に推移するものと予想をしております。しかしながら、地方交付税の減額などにより標準的な財政規模は年々減少しますので、比率自体は若干ではありますが上昇をする見込みであります。

御質問の 2 点目、「この間の財政再建についての評価と今後の基本姿勢についての考えは」についてであります。平成 17 年 6 月に策定した自律ビジョンでは、10 年後の平成 26 年度までの財政シミュレーションを、現状で推移した場合と、行財政改革を行った場合に分け、お示しをいたしました。現状で推移した場合では、10 年後の平成 26 年度には 28 億円の累積赤字が発生する見込みとなり、行財政改革を行った場合でも、10 年間で 1 億円ほどの赤字が生じるシミュレーション結果となっております。

過去の 10 年間を振り返りますと、計画策定時の平成 16 年度末での財政調整基金及び減債基金の残高は 2 億円余り、対して平成 26 年度末の基金残高の想定は 7 億円程度となる見込みで、基金残高の増減を財政収支に置き換えるとするならば、5 億円程度の黒字となる予定でございます。

この間、歳入面において地方交付税の増額や景気対策のための経済対策交付金等の交付など、国の政策によって財政的な支援がなされたことも大きな要因ではありますが、計画の目標値であった 1 億円余りの赤字から、大幅な改善となり、財政の健全化が図られたものと認識をしております。

町民の皆様には、厳しい財政状況を乗り切るため、住民負担の増加や事業の先送りなど、御理解を賜りましたこと、深く感謝をいたしております。財政再建の功労者は、正に町民の皆様一人一人でございます。町執行部の自己評価を申し上げるならば、自律を選択した時点で、財政再建を最重要課題と位置付け、情報を開示した上で、皆さんに御協力を仰いだことであつたと思っております。

人口減少や東京一極集中を是正するため、国と地方が総力を挙げて取り組む地方創生

の時代が到来しますが、何とかその時期に間に合ったというのが実感でありまして、今後投資を必要とする取り組みに対し、ある程度の財源を確保することができました。

今後の財政運営の基本姿勢ですが、今までの10年間と同様に、住民サービスの低下を招かず、活力あるまちづくりのための施策の展開を図りつつ、行財政改革の実行、継続を図ってまいりたいと考えております。

地方交付税に依存する町財政にあつて、進行する人口減少と高齢化により、町税など歳入の減少、福祉関係経費の増大など、将来的には厳しい財政状況を強いられることが予想をされます。

国の政策等に大きく影響を受ける財政構造ゆえに、歳出をスリム化し、財政の硬直化を未然に防止して、弾力性のある財政状況を整える必要があると思っております。

今までの取り組みによって、起債の償還額はある程度の金額に抑制することができましたが、人件費や物件費、その他経常的な経費につきましても、費用の削減や合理化、広域化など、様々な手法を用いて、減少する人口に対応するよう、抑制に努めてまいりたいと考えております。

御質問の3点目、「財政再建は道半ばであり、町づくりはこれからであり、町づくりについての抱負は」についてであります。財政再建は道半ばと表現されましたが、自主財源の乏しい自治体では、常に注視すべき課題であり、到達点はないと感じております。

財政部局のみならず、特別会計や企業会計の担当部局、さらには職員全体が、予算要求や事務事業の実施にあたり、常に心掛けなければならない行政課題だと思っております。

町づくりに関する抱負であります。町長に初めて立候補した際、政策としてお示しをした「ふるさと鋸南に元気をとりもどす、元気宣言」を実現したいと強く思っております。

掲げた目標のうち、「生活基盤や教育の充実を優先させる町づくり」については、補助金などを有効に活用することで、高齢化や少子化に適応した取り組みを行うことができ、ある程度の成果を得られたものと考えております。

もう一つの目標は、「農漁業、観光など異業種が連帯する産業おこし」で、異業種の連携が図れないことなどから、成果が上がっていない状況でございます。

今回の都市交流施設の整備とその関連した取り組みによって、長年の懸案であった新たな産業の創出に、道が開かれるのではないかと感じています。

都市交流施設を地域の特性や人材を活用した産業を興すことのできる拠点に整え、様々な業種、年齢の方々に御活躍いただき、鋸南町を支えるローカルベンチャーが生まれることを期待し、また支援をしていきたいと考えております。

財政再建は待ったなしの状況で、可及的速やかに着手しなければならない至上命題でありましたので、やむを得ずとの心境でありました。

一方で、“まちづくり”、“鋸南町を元気にする、元気宣言”は、就任から今も変わらな

い町政に対する基本姿勢でございます。

水仙や桜、アジサイなど自然景観の醸成も進み、これから交流人口の増加、さらには地域への経済効果も発揮される状況になりました。

また、地場産業である農水産業では、都市交流施設での直売機能や、新規就農者の受け入れ、農業、漁業と観光を結びつけたグリーン、ブルーツーリズムの取り組みが始まっております。

さらに、交通アクセスの向上などに伴い、支援策を講ずることにより通勤、通学が可能な地域に生まれ変わることも可能となりました。

さまざまな資源が開花をしようとしている今日、生まれ育ち、仕事をし、暮らすこの町を良くしたい、鋸南町を元気にするため、“まちづくり”は正に道半ばの、道半ばの思いであります。

地方創生の時代を向かえ、今まで培ってきた資源等を活用し、町民の皆様の活力を最大限に引き出して、本格的な“まちづくり”を推進していく所存であります。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

まず1点目の再質問ですが、1点目のこの3つの指標、これ連携、関連している指標ではありませんけれども、あえて個別に再質問したいと思います。

経常収支比率ですが、町長の答弁でもだいぶ改善してきたという答弁がありました。しかし、自治体として望ましいとされる数値からすればまだちょっと離れております。この数値は都道府県で80%、市町村で75%を上回らないことが望ましいとされております。経常収支比率ですね。

やはりまだまだそこまでいくのには引き続き努力がいるというふうに思います。町長として望ましい数値をいつ頃までにとかっていう考えがあればお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

あの、御質問のとおりですね、教科書的にと言いますか、町、町村のですね経常収支比率は75%程度が望ましいと。これは私が役場に入った時からそのような数値で変わっておりません。しかしながらですね、その、実状的には行政のその当時と環境も変わっておりますし、例えば福祉に係る扶助費の増大って言いますかね、扶助費の増加、あるいはその会計等におきましても介護保険会計ができたり後期高齢者会計、その新しい会計ができてそこへの繰出金等もございます。

また、電算化等ですね、等も進みまして、それに係る委託料、あるいは人件費の分は

削減になっておりますけれども、それに代わりまして臨時職員等の雇用、賃金に係る経費等も実状的には増えております。

なかなか 75%の数値までいくのはですね、なかなか厳しいかなっていうのはちょっと実感としてございます。それで、先ほど御指摘のありました県の平均がですね、昨年度 86.6 ということでございました。まあ、80 から 85 くらいをですね、目指してと言いますかそういうようなことの中で経常経費費用の削減できるものについては削減していく。そういうような行政改革と言いますか、そういう努力は引き続きしてまいりたいと、当然しなければならぬと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

今課長の答弁、私もよくわかります。

しかし、これやはりね、あの、とりあえずは少なくとも県平均になるように努力していく。しかし、やはり目標はね、望ましい目標においた上での努力をしないと、八十何%になったからって気を緩めたらまたすぐということも考えられますのでね、やはり目標はやっぱり標準的なものを目標にした上で取り組みをしてほしい。

町長に再度答弁を求めた方がいいか、要望で終わるかちょっと考えるところですけども、もし町長答弁できればお願いします。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

いずれにしてもですね、我々の町の財政状況は豊かでは決してないわけで、これからですね、町民の皆さんと共にですね、行政と一緒に共同をするという考え方の中でですね、少しでも良い係数にもっていければと、そう希望しております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

ぜひともその姿勢を貫いてほしいと思います。

次に実質公債費比率のことですけども、25年度で16%、あ、25年度で19%で29年度で16%だったかな。という答弁がありましたけれども、18%を超えると起債制限で適正化計画をつくらせるということで、やっと18%以下になる見込みが出てきたといった状況です。

やはり私はこれ望ましいのは、やっぱり地方自治体の1年間の財政規模の1割、10%がやはりこれ目標だと思うんですね。それにいくにはまだまだちょっと先がありますけ

れども、とりあえずは18%をできるだけ早く達成して、国の起債制限団体から抜けると、これがやはりどうしても必要だと思います。

そういう意味で、これまでの10年間でかなり改善はしていましたがけれども、やはりこれもまだ道半ばと、いう状況だと思います。その辺でさらにこういう取り組みをしたいとかいう答えがあればお願いします。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

県からの指導については御案内のとおり平成28年度に公債費比率を18%以下にすることがまずございます。それで現在の見込みについては先般の全員協議会の折にも財政推計等で御説明させていただきましたけれども、平成27年にはですね、試算ですがけれども、17.2%ということで1年前倒しで18%を切るということの試算となっております。その後ですね、公債費比率につきましては減少をしていくということでございます。

一つ考え方といたしましては、返す元金以上に起債を、新たな起債を起こさないということが一つの財政規律として財政運営を心がけてきたわけでございますけれども、基本的にはそのスタイルを踏襲していくことかなと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

この実質公債費比率の改善っていうのはねやはり3年で平均になりますから、なかなか数値は良くなるいんですよね。そういう意味で一番これがあれ、良くするのに時間のかかる指数だと思います。やはり引き続き気を緩めずに改善の方向で、私としてはやはり財政規模の10%を目指して取り組んでほしいと思います。

次に将来負担比率についてです。これも大幅に改善したという答弁がありました。25年度109.4と、19年度で225.5%が、25年度で109.4%となったということでやはりこれも大幅に改善しております。しかし、これも市町村の平均を見ると、もっともっと低いんですね。町村の平均だと大体80とか90。都道府県で90%くらいとか、全国平均で110%くらいっていうのが、その将来負担比率だと思いますそういう意味では、やっとそれに近くなってきた。

しかしこの町村としては100%以下でないとはやはり健全とは言えないと言われておりますのでね、やはりこれも引き続き努力をしてほしい、と思います。その点で、とにかく三つの指標を全てこの間の財政再建の取り組みによって、かなり良くなっていると。そういう点ではかなり自信をもって答弁できたんじゃないかと思うんですけれども、それでもやはり標準的な自治体とか健全な自治体と、財政と、いう点ではまだ先がありますのでね、引き続き努力してほしいと思うんですがその点でどうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

正にあの、三国議員さんのおっしゃるとおりでございます。数字的には良くなってきているという状況ではございますが、まだまだ健全化というものに対してはまだまだ到達していない状況がありますので、これからも引き続いてですね、皆様方の御協力、あるいは御支援を得る中で、行財政改革に努めて少しでも財政が良い方向へとですね、向かうことを我々も町といたしましても、精一杯がんばっていく、そのような気持ちでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

1点目はこのくらいで終わりにします。

引き続き努力してほしいと、2点目のこの間の取り組みの評価ですけれども、かなり心強い、私とも共通するような町長の答弁がありました。この中で1点だけ、私が最初のときに言いましたように、やはり金額的には町職員の協力があってこそだというふうに思います。そういう意味で、町長この答弁の中にね、これが入ったらよかったなと思いましたが入ってなかったんで、改めてここで町職員に対しての想いをお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

当然ですね、町職員の皆様方の当然人件費をですね、削減をさせていただいた状況もございますし、いろんな各種団体の皆さんのですね、人件費を削減をさせていただきました。議会の皆さんにも削減をしていただきですね、これはあの、町、町民って言いますかね、町一丸となってですね、財政状況の改善にですね、取り組んできた結果だと、そんなことを思っておりますから、だれかれじゃなくてですね、町全体で一丸として、財政再建に立ち向かった結果であると、そう思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

私もその点では同感です。

引き続き健全な財政、自治体になるように努力を求めて最後の、今後のまちづくりについての抱負についての再質問に入ります。町長の答弁を聞きますと、かなり意欲的な

答弁です。引き続き町を担当したいという意欲がうかがえる答弁だと思います。

今鋸南町では汚染土壌の埋め立て問題、そして都市交流施設と、懸案の大きな問題があります。そういうなかで町長の任期は来年の4月で終わります。

その辺で町長の考え、再度答弁とは別にお聞きしたいんですけれどもどうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

その件につきましてはですね、当然あの、私は任期があるわけでありますから、任期までは一生懸命ですね、考えている町に対しての想いをですね、町長として一生懸命勤めさせていただくということであります。

その後についてはですね、きちっとした考え方をまたまとめた時点で、いろんな皆さんの御意見等を伺いながらですね、判断をしてみたいと、そう思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

町長なかなか明確には答えてもらえませんが、私はこの町長の答弁を聞いてね、やはり意欲があるなというふうに受け取りました。それで、そういう受け取りでいいかどうかどうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

それぞれ受け止め方、それぞれ個人差がございますので、三国議員さんがですね、そういう受け止め方であるとすればですね、それは三国議員さんの受け止め方というようにとらえさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

これ以上言っても話は進まないと思いますので、最後に鋸南町民の皆さんが合併をしないで自立して良かったと言える町にするために、お互いに奮闘しようではありませんか。

呼びかけて質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、三国幸次君の質問を終了します。

◎散会の宣言

○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

12月11日から16日は議案調査のため休会とし、12月17日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集を願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 5 時 1 5 分 ……………

平成 26 年第 6 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

平成 26 年 12 月 17 日 午前 10 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算(第 3 号)について) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算(第 4 号)について) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 鋸南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 鋸南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算(第 5 号)について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 平成 26 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 平成 26 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 平成 26 年度鋸南町水道事業会計補正予算(第 1 号)について |

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	渡 邊 信 廣 君	2 番	小 藤 田 一 幸 君
3 番	緒 方 猛 君	4 番	鈴 木 辰 也 君
5 番	手 塚 節 君	6 番	黒 川 大 司 君
7 番	伊 藤 茂 明 君	8 番	松 岡 直 行 君
9 番	笹 生 正 己 君	10 番	平 島 孝 一 郎 君
11 番	中 村 豊 君	12 番	三 国 幸 次 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
教 育 長	富 永 清 人 君	会 計 管 理 者	篠 原 一 成 君
総務企画課長	内 田 正 司 君	税務住民課長	福 原 傳 夫 君
保健福祉課長	渡 邊 昌 廣 君	地域振興課長	菊 間 幸 一 君
教 育 課 長	前 田 義 夫 君	水 道 課 長	山 崎 友 之 君
監 査 委 員	川 名 洋 司 君	総務管理室長	福 原 規 生 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増 田 光 俊	書 記	醍 醐 陽 子
---------	---------	-----	---------

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さん、おはようございます。
議員各位には御苦労さまです。
ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第1 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）」についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

専決処分の御承認をお願いするものは、「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）」について、でございます。

10月16日の台風18号による被災施設の修繕費及び個人事業主に対する委託料の源泉徴収に係る予算、718万7,000円を去る10月21日に専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

それでは、予算書の7ページをお願いをいたします。

歳出から説明をさせていただきます。

第1款総務費の一般管理費でございますが、平成22年1月から平成26年5月まで4

人の個人事業主に対します委託料について、所得税の源泉徴収漏れが判明したことから、所得税及び不納付加算税、延滞税の合計 104 万円をお願いいたしました。

なお、特定財源の 99 万 9,000 円につきましては、個人事業主からの所得税返還金でございます。

第 3 目財産管理費でございますが、修繕料 70 万 2,000 円をお願いいたしました。本庁舎屋上ドアの交換、中 3 階窓ガラスの交換、旧保田小学校倉庫の解体撤去費用でございます。

5 目の交通安全対策費でございますが、消耗品費 6 万 7,000 円につきましては、カーブミラーの破損等によりまして、既決予算に不足が生じたので、予算の計上をお願いしたものでございます。

第 7 款土木費でございます。住宅費につきまして、修繕料 20 万 8,000 円、これは町営住宅の排気口破損によります修理、それから倉庫屋根の修繕費となっております。

第 9 款の教育費でございます。小学校費、第 1 目の学校管理費 64 万 8,000 円の修繕料をお願いいたしました。プールフェンスの倒壊等によります修繕でございます。

同じく教育費の 3 項中学校費、1 目の学校管理費でございます。191 万 7,000 円の修繕料をお願いいたしました。多目的室ほか窓ガラスの破損修理、換気扇破損によります修理、視聴覚室の屋根の補修修理等をお願いをしたものでございます。

同じく 9 款、5 項の社会教育費でございます。2 目の公民館費 11 万 6,000 円につきましては中央公民館の軒天井の補修をお願いしたものでございます。

3 目の民俗資料館費、修繕料 2 万 6,000 円につきましては、民俗資料館の屋根の修繕料でございます。

8 ページでございます。

5 目体育施設費、修繕料 58 万 4,000 円につきましては、岩井袋野球場の観覧席手すり倒壊によります修繕料をお願いいたしました。

3 目の町民体育施設費でございます。修繕料 188 万円につきましては、海洋センターの玄関引き戸ガラスの交換、アリーナの高窓のガラス破損によります修繕、駐輪場の破損箇所撤去及び弓道場屋根の補修費等をお願いをしたものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、今補正予算の財源といたしまして第 18 款繰越金、618 万 8,000 円をお願いいたしました。また、19 款の諸収入、雑入でございますが、所得税の返還金 99 万 9,000 円を充当させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第2 議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）」についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

専決処分の御承認をお願いするのは、「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）」についてでございます。

11月21日に衆議院が解散され、12月14日に衆議院議員選挙が執行されましたことから、選挙執行にかかる予算748万3,000円を、去る11月21日付で、専決処分をさせていただきました。

地方自治法第179条第3項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

それでは歳出から説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第2款総務費、第4項選挙費でございます。第2目衆議院議員選挙費でございます。補正額は748万3,000円でございますが、その支出の明細につきましては、1節の報酬で73万7,000円。3節職員手当410万3,000円、賃金3万5,000円、報償費4万円、旅費1万1,000円、需用費ポスターの掲示板等で103万3,000円、役務費28万3,000円、委託料でございます。ポスターの設置撤去等含めまして112万1,000円、14節の使用料及び賃借料2万円につきましては各区の投票所の借り上げの使用料でございます。

その他18節で備品購入といたしまして、10万円お願いをいたしました。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、今補正予算にかかる財源は、第13款国庫支出金、衆議院議員選挙委託金600万円、第18款繰越金、前年度繰越金148万3,000円を充当したものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、9番 笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

関連した質問になりますけれども、今回の選挙、いままでも同じですけれども、この町結構お年寄り、多くなっています。それで、投票所に、投票するのに靴を脱いで上がる。まあ、杖を突いている方もおいでになります。

そういう方たちに対して、思いやりって言うんですか。

例えば、シートを張ってそのまま上がれるとか、そういうようなことを今後考えていくつもりはありますか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

投票所の会場によりまして、どうしても段差のある所もございまして、できるだけですね、シートを引いてそのままですね、投票ができるようなことではしていると思います。

ただ、新しい施設等ですね、初めてやった所もございまして、今後ですね、そういう方のできるだけ簡易と言いますか、投票できるような方法については考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

この予算で申し訳ないんですけども、今回の選挙でそのような方が何人かおいでになりましたので、今後対策、お願いします。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

他に質問はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 議案第3号「鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第3号「鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

旧保田小学校活用整備する鋸南町都市交流施設につきましての設置及び管理に関する条例を新たに制定をしようとするものでございます。

まず、新しい条例でございますが、第1条でございますが、設置規定でございます。道路利用者の利便に供し、本町の農水産物及び地域特産品の紹介、販売並びに地域情報の発信を行い、都市と農山漁村の交流を促進するとともに、町民、町内団体、農林水産業、商工業、観光業相互の連携による産業の振興及び地域の活性化を図るため、鋸南町都市交流施設を設置するものでございます。

第2条でございます。施設の名称及び位置でございますが、名称といたしましては、鋸南町都市交流施設、設置位置につきましては、鋸南町保田724番地でございます。

第3条、事業でございますが、交流施設で行います事業を列記してございますが1から6号までの、1条でも掲げました目的を達成するために交流施設で行う、事業の規定を定めたものでございます。

第4条、施設でございますが、交流施設には、次に掲げる機能等を行うということで1から13号までですね、施設の機能につきまして列記をしているところでございます。

第5条でございます。開館日及び開館時間でございます。施設の開館日及び開館時間については、規則で定めるということになっております。現在指定管理者候補との協議の中では、施設につきましては年中無休ということ、開館時間につきましては、午前9時から午後8時というようなことで調整を図っておりますが、今後管理者及びテナント等の協議中で、規則で定めてまいりたいと考えております。

第6条でございますが、施設の設置の目的を効果的に達成するため、自治法第244条の2、第3項に基づきまして指定管理者による施設の管理を行わせるものの規定を定めたものでございます。

第7条でございます。指定管理者が行う業務につきまして、第1号から第5号まで定めたところでございます。なお、利用料金によります収受につきましては、現在鋸南町で行っております4施設ですね、ボランティアセンターを除きました3施設で利用料金制を導入をしているところでございます。

第8条管理の基準でございます。管理の基準につきましては当該施設を適正に管理するため必要不可欠な業務運営の基本的事項として1から4号までを定めたものでございます。

第9条でございます。指定管理者の指定手続でございますが、鋸南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の定めるところによりまして、指定の手続きをしていこうというものでございます。

なお、今後の予定でございますが、平成27年1月から2月にかけて指定管理者の選定、3月議会におきまして指定管理者の指定議決等を予定をしているところでございます。その議決後ですね、4月以降に指定管理者との協定書締結を予定をしているところでございます。

第10条でございます。利用の許可の規定でございます。第4条第4号から第7号、これはですね、宿泊施設・入浴施設・多目的室・貸しスタジオにつきまして、指定管理者

の利用に関して許可を受ける旨の規定でございます。

次に11条でございます。行為の制限ということでございますが、1から4号までに掲げます行為をする者につきましては、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないとするものでございます。

第12条占用利用でございます。これはテナント店舗等を対象にしたものでございますが、施設を占用して利用するものにつきましては、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならないとするものでございます。

第13条でございます。利用料金でございます。利用料金の詳細につきましては、別表に規定をしておりますが、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

第14条でございます。占用利用者の費用負担ということでございますが、占有者につきましては、利用料金のほか、電気水道光熱水費、共益費及び販売促進費用など、専用利用者に負担させる旨の規定でございます。

第15条、利用料金の減免規定及び16条につきましては利用料金の不還付ということの規定でございます。減免の規定、不還付の規定につきましては、それぞれ規則により定めるところでございます。

第17条でございます。特別設備等の許可ということでございますが、施設の利用者やテナント店舗などの占有利用者が行う特別な設備等につきましては、指定管理者の許可を得るとともにですね、費用については各自それぞれの負担ということで規定をするものでございます。

第18条、第19条につきましては、利用に関し、入場の拒否等あるいは利用者等の利用制限等をですね指定管理者が行うことのできる行為を規定したものでございます。

第20条、第21条でございますが、利用に関しまして20条では原状回復、21条では損害賠償義務を定める規定となっております。

第22条でございます。指定管理者の指定を取り消した場合等の特例ということでございますが、指定管理者の指定を取り消した時、あるいは業務の停止を命じた時、その他の事情によりまして、町長が施設を直接管理する場合、利用料金に替え、別表の範囲内で使用料を徴収する規定。その場合におきまして、指定管理者とあるものは町長と読み替えをし、利用料金と、の規定は使用料として読み替えをする旨の規定を定めているものでございます。

23条は委任事項でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

附則でございます。この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。2といたしまして、この条例の規定による指定管理者の指定に係る手続きは、この条例の施行前においても行うことができるものとしてございます。

続きまして別表でございます。

利用料金の規定でございますが、ここに定めます利用料金につきましては、上限としての設定となっております。

一つ目でございます。簡易宿泊施設につきましては、中学生以上1人1泊につき4,000円、小学生以下1人1泊につき3,200円とするものでございます。次に入浴施設でございますが、入浴施設につきましては、中学生以上1人につき500円、小学生1人につき250円と定めるものでございます。3の多目的室でございます。多目的室の利用料金については1時間につき2,000円とするものでございます。

次に4の貸しスタジオにつきましても1時間につき2,000円の料金と規定をするものでございます。

次に2項目の占用利用者に係る利用料金の上限でございますが、一つ目に直売所、直売及び特産品等販売にかかります料金につきましては、売上額に100分の20を乗じて得た額とするものでございます。2の飲食提供施設、これは主にテナントの規定でございますが、売上額に100分の15を乗じて得た額。ただし、規則で定める額を下限とするものでございます。

3の物産販売施設につきましては同じくテナントを活用しての物産の販売につきましては、売上額に100分の15を乗じて得た額。ただし、規則で定める額を下限とするものでございます。これら利用料金の規定につきましては、先ほども申し上げましたが、上限の規定ということでございますので今後指定管理者とテナント、あるいは直売所の活用される方々と協議をする中で最終的な決定をしていくものでございます。

以上、雑駁でございますが説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、6番 黒川大司君。

○6番（黒川大司君）

えっとですね、この附則の料金の方なんですけれども、この料金っていうのはちょっと聞きたいんですけれども、税込みか税別かっていう話なんだけれども。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

税込みの規定でございます。

○議長（伊藤茂明）

よろしいですか。

はい、黒川大司君。

○6番（黒川大司君）

そうしますと、税別だといくらになるんですかね。

税込みで4,000円だから、税別だといくらになるのかってそういう話。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

宿泊料につきまして、4,000円の場合、ちょっと端数が出ますけれども、概ね3,700円程度ということになります。

○議長（伊藤茂明）

再質問はありますか。

はい、黒川大司君。

3回目です。

○6番（黒川大司君）

宿泊施設で、よく表示してあるのは大体4,500円の税抜きでよくしてあるんですけれども、ちょっと値段がまだ改善されたとしても税込みで4,000円っていうと、ちょっとこの値段ではちょっとどうかと思いますけれども。

これはもうこのまま載っけたままいっちゃうんかしね。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

まあ今回の条例の規定の中では一応4,000円を上限として、その範囲で料金を規定するということになりますので、まあ条例を可決いただければこの料金で、料金ですね、管理者の方が決定をしていくという形になります。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はありますか。

はい4番 鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

第5条の開館日と開館時間について、まああの、開館日は毎日、開館時間は午前9時から8時までという、午後8時までということで協議中ということで説明がありましたが、これは町の基本的な考え方としてとらえていいんでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

町の意向といたしましては、まああのできるだけですね、開館時間については長くということをお願いをしているところでございますけれども、ただそれはそれぞれのテナントの運営の方針、あるいは直売所等ですね、皆さんの考えもあると思いますので、

その中でですね、最終的には規則で定めてまいりたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

私はあの、こういう施設はですね、やはり今説明があったように年中無休毎日営業し、営業時間の方はですね、それぞれのお店の特徴があるから、お店によって違う場合もあるかもしれませんが、基本的に私は町は、こういう、毎日開けてほしいという考えであればですね、やはり指定管理業者及びテナント業者さんとのですね、やはりあの協議のときに、契約する前にですね、やはり町の意向としてできる限り事情が許す限り毎日開けていただけるような方向でですね、私は進めていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

説明の折に申し上げましたけれども、開館日につきましては年中無休ということで、町としてもそのような方向で協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、3回目です。

○4番（鈴木辰也君）

いろんな業者さんの都合もあるかもしれませんが、町の意向ということですね、強く私は要望していただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

答弁がありますか、いいですか、要望ということですが。

町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

鈴木議員の御質問が、当然あの町がですねあの、年中無休でやっていただいてですね、それで業種によってはですね、時間がやはり制限してはなかなか難しいところもあると思うので、その辺はですね、適時調整はさせていただくつもりであります。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はありますか。

11番 中村豊君。

○11番（中村豊君）

私は使用料、あるいは占有者にかかわる利用料金ですが、こうやってまで料金を条例化しなければいけないのかっていうのがちょっと疑問なんです。ということは、

宿泊にしても利用者が非常に多くなると、利用者が多くて抽選だ、くらいの利用者があれば多少値上げしてでもどんどん活用できるような気がするんですよ。その意味で、まああくまでも町の考え方はこうですよということの中で、利用料というものをあえて条例化しないでね、やってみたらどうか。それは町の施設との兼ね合いがあるという説明もちらっとありましたけれどもね、これはあの、指定管理者に管理委託するわけですので、やりやすい運営方法を、という格好の中で、まるで、まるで町がタッチしませんということではなくしてね、状況に応じて、それじゃないといちいち条例改正という格好をしなきゃいけないかと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

指定管理者のですね、指定の規定を利用料金制ということで管理の方お願いする予定でございますので、まず条例の中でその利用料金に関しては定めることが必要となってまいります。その中であくまでその、例えばその、宿泊の 4,000 円ということは、上限ということでございますので、その上限の範囲、管理者の方が 3,000 円にするとか、そういうようなことがあればそれぞれ 3,000 円の料金設定で運営をしてもらって、ことができるということになっております。

ただ、上限が、上限として設定をさせていただくわけでございますけれども、いままでの協議の中でこのくらいの上限の範囲でということで、協議した中で定めさせていただいております。

また、今後逆にですね、これを 5,000 円にするというような場合につきましては議員おっしゃるとおり、その条例改正が必要となってまいります。現在の協議の中では、宿泊等それぞれの利用料金についてはこの上限の範囲で運営が可能であるということで、条例の規定をお願いしているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

中村豊君。

○11番（中村豊君）

じゃあ確認させていただきますけれども、こういう施設であるがためにこういう条例で設定しなければいけないという解釈でよろしいですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

はい。

そのとおりでございます。

○議長（伊藤茂明）

再質問よろしいですか。

○11番（中村豊君）

はい、終わります。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

ないようですので質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第4 議案第4号「鋸南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 前田義夫君。

〔教育課長 前田義夫君 登壇〕

○教育課長（前田義夫君）

議案第4号「鋸南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明いたします。

本議案から議案第6号までの三つの議案につきましては、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に伴うものでございます。

この「子ども・子育て支援新制度」でございますが、社会環境等の変化により、国に

においてこれまでの子育て支援施策が大きく見直しされ、給付の支援に関しては、保育の必要性に応じた認定区分制度の導入により行われる仕組みへ移行することになります。

そして、教育や保育を行う施設及び事業者が、国の給付サービスの対象施設となるためには、「子ども・子育て支援法」に基づいて、市町村の「確認」を受けることが必要となりまして、その一定の基準を満たしているかどうか、確認すべき内容については、市町村の条例で定めることとされましたことから、国が示す基準に従い、本条例を定めようとするものでございます。

それでは、各条文の趣旨について、御説明をさせていただきます。

本条例は、52条立てとなっております。

第1章は総則の規定でございまして、第1条から第3条まで、条例の趣旨、用語の定義、事業実施における一般原則についての規定でございまして、

第2章でございまして、保育所、幼稚園、認定こども園に係る「特定教育・保育施設の運営に関する基準」を定めるものでございまして、第4条において、保育所及び認定こども園の利用定員については20人以上とし、その他、各施設の具体的な利用定員については、それぞれ、保育認定区分ごとに定める旨、規定をしております。

第2節の第5条から第7条でございまして、施設利用申込者に対する手続きの、に対する説明義務のほか、定員を上回る利用申込みがあった場合の選考方法等についての基準でございまして、

第8条から第12条までは、特定教育・保育施設での受給資格については、町がこれから発行することとなる「支給認定証」をもって確認をすること、また、支給認定を受けていない保護者に対する援助、あるいはまた、子どもの心身の状況把握に対する努力義務など、規定をしようとするものであります。

第13条及び第14条は、保護者からの利用者負担に関する規定でございまして、第15条から第18条までは、各施設においては「教育要領」や「保育指針」に則った「取扱方針」に基づくこと、また、施設ごとに行う自己評価により、常に改善を図っていくこと等の、義務規定でございまして、

第19条から第26条までは、運営規程の設置義務、職員の勤務体制の確保、児童を平等に取り扱うこと等の諸原則でございまして、

第27条から第30条までにつきましては、秘密の保持、保護者への情報提供、苦情窓口の設置等についての規定でございまして、

第31条から第34条までは、地域との連携、交流、事故発生の防止及び発生時の対応等について、の規定であります。

第3節、第35条及び第36条では、「特例施設型給付費に関する基準」でございまして、例外的な対応として、「幼稚園の利用を認定された子に対し、保育所において保育を提供する場合」及び「保育所の利用を認定された子どもに対し、幼稚園において教育を提供する場合」等の例外規定の基準について、定めようとするものでございまして、

第3章でございます。家庭的保育事業などの四つの事業に係る「特定地域型保育事業の運営に関する基準」でありまして、第37条で、各事業ごとの利用定員に関する基準。第38条から第50条におきまして、第2章に規定する基準の準用の規定でございます。第51条及び第52条は、1号認定及び2号認定の子どもに対し、特別及び特定の利用地域型保育を提供する場合の「特例地域型保育給付費に関する基準」の規定でございます。

なお、附則でございますが、本条例は、「子ども・子育て支援法」の施行の日から施行をし、特定保育所に関する特例及び施設型給付費等に関する経過措置等について、規定させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第5 議案第5号 鋸南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を求める。失礼しました。運営に関する基準を定める条例の制定について、を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 前田義夫君。

〔教育課長 前田義夫君 登壇〕

○教育課長（前田義夫君）

議案第5号「鋸南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明いたします。

本条例につきましても、「子ども・子育て支援新制度」に係るものでございまして、地域型保育給付の対象となる家庭的保育事業などの四つの事業が、町の認可事業として位置づけられましたことから、国が示す基準に基づいて本条例を定めようとするものでございます。

それでは、内容について、御説明申し上げます。

本条例は、48条立てで構成してございます。

第1章であります。これは総則でございます。第1条から第21条におきまして、条例の趣旨、用語の定義のほか、各事業の共通の基準について、規定をしようとするものでございます。

第2章は、利用定員が1人から5人以下の、保育者の居宅などで行う「家庭的保育事業」に関する認可基準を定めようとするものでございまして、第22条から第26条までにおいて、設備の基準、保育時間及び保育内容、その他、保護者との連絡により、保護者の理解と協力を求める努力義務等について、規定をしております。

次に、第3章でございますが、利用定員が6人から19人以下の、保育者の居宅などで行う「小規模保育事業」のA型、B型、C型の3類型についての認可基準を定めようとするものでございます。第28条から第36条において、設備の基準のほか、「家庭的保育事業」で規定した第24条から第26条までの「保育時間」及び「保育内容」等の規定を、準用する旨の内容でございます。

次に、第4章であります。保育を必要とする子どもの居宅において、保育者と乳幼児が1対1で行う「居宅訪問型保育事業」に関する認可基準でございまして、第37条から第41条において、職員の基準、連携施設の確保義務等について、規定しようとするものでございます。

第5章は、会社や事業所などで、「従業員子ども」と「地域の子ども」を一緒に保育する「事業所内保育事業」に関する認可基準でございまして、第42条から第48条において、利用定員の設定、設備の基準、職員の設置基準等を定めるものでございます。

なお、附則でございますが、本条例は、「子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行の日から施行し、併せて、食事の提供等に係る経過措置等について、規定をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第6号「鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 前田義夫君。

〔教育課長 前田義夫君 登壇〕

○教育課長（前田義夫君）

議案第6号「鋸南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明いたします。

本条例も、「子ども・子育て支援新制度」によるものでありますが、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業、いわゆる「学童保育所の設備及び運営に関する基準」につきましても、市町村の条例で定めることとなりましたことから、国が示す基準を踏まえ、本条例を定めようとするものでございます。

本条例は、21 条立てでございます。第 1 条から第 4 条まで、条例の趣旨、用語の定義、最低基準の向上に努めることなどについてを規定し、第 5 条及び第 6 条におきまして、一般原則を規定し、保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学校児童を対象とすること、また利用者の人権や人格を尊重した運営や、避難訓練に対する非常時の災害対策等について、規定をするものでございます。

第 7 条及び第 8 条につきましては、職員の要件及び資質向上に対する規定。

第 9 条は、施設の区画面積は児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上とし、必要な備品等を備える旨、設備の基準について規定をするものでございます。

第 10 条は支援員の資格及び配置基準、第 11 条から第 17 条につきましては、利用者を平等に取り扱う原則等について、第 18 条におきましては、開所時間について小学校の休業日の場合は 1 日 8 時間以上、休業日以外の場合は 1 日 3 時間以上とし、開所日数については、年 250 日以上を原則とする旨、規定をしようとするものでございます。

なお、附則でございますが、本条例は「子ども子育て支援法及び関係法律の整備等に関する法律」の施行の日から施行し、併せて、職員の資格に関する経過措置について、定めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は 11 時からということで、お願いします。

…………… 休憩・午前 10 時 48 分 ……………

…………… 再開・午前 11 時 00 分 ……………

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 7 議案第 7 号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 7 号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入ります、新旧対照表を御覧願います。

第 24 条は勤勉手当にかかる規定であります。第 2 項、第 1 号に規定する勤勉手当の支給率を現行 100 分の 67.5 から 100 分の 82.5 に改めるものです。

附則の第 9 項でございます。

町が行っております給料の削減の実施期間におきまして、退職時等における給料の月額、削減前の給料月額とする規定でございますが、現行の適用期間平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとなっておりますが、これを平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに改めようとするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

2 ページ以降は給料表の改定でございますが、県人事委員会勧告に基づきます、県給料表の改定に準じるものでございます。若年層を中心に 200 円から 2,000 円の給料表の改定となっております。

本条例の規定でございます。

適用でございますが、本条例の規定につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から適用をするものですが、第 24 条勤勉手当に関する規定につきましては、平成 26 年 12 月 1 日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 8 議案第 8 号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 8 号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明を申し上げます。

恐れ入ります、新旧対照表の方を御覧願います。

第 3 条はその他の給与という規定でございますが、期末手当にかかります規定でございます。下から 2 行目でございます。12 月の支給率を、現行「100 分の 205」から「100 分の 220」に改めようとするものでございます。

なお、本条例の規定は平成 26 年 12 月 1 日から適用するものでございます。
以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 9 議案第 9 号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第 9 号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律及び所得税法施行令の一部を改正する政令が、平成 26 年 3 月 31 日にそれぞれ公布されたことに伴い、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正は、町民税の寄附金税額控除に関する規定の整備及び軽自動車税の税率の見直しでございます。

それでは、新旧対照表により、御説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いします。

第20条の6「寄附金税額控除」につきましては第1項第1号イに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正により創設された「幼保連携型認定こども園」の施設を県内に有する法人に対する寄附金を、町民税の寄附金税額控除の対象に加えるものでございます。

裏面の2ページをお願いします。

第66条「軽自動車税の税率」につきましては地方税法の改正に併せて、軽自動車及び小型特殊自動車のうち小型特殊自動車の、農耕トラクターなどの「農耕作業用のもの」の税率を年額1,600円を2,400円にフォークリフトなどの「その他のもの」の税率を年額4,700円を5,900円にそれぞれ税率を引き上げようとするものでございます。

施行期日につきましては、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。ただし、第20条の6「寄附金税額控除」につきましては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第10 議案第10号「鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第10号「鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例」の制定について御説明申し上げます。

現在鋸南町におきましては、千葉県が実施する「子ども医療費支給助成事業」を受け、小学校3年生までの通院及び中学校3年生までの入院について、医療費助成を行っておりますが、さらなる子育て支援のため、子ども医療費に係る通院の助成を現行の「小学校3年生まで」から「中学校3年生まで」に拡大いたしたく、条例の一部改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第3条の2では、拡大する小学校4年生から中学校3年生までの通院について、新たに所得制限を設ける規定を追加しようとするものでございます。

第4条では、助成の対象医療について規定しておりますが、第2号で、小学校高学年児童及び中学生の入院に係る医療費が助成対象となっておりますが、新たに通院についても助成対象とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

別表では、一部負担金を規定しておりますが、課税世帯につきましては、乳幼児の自己負担額を200円から、県の補助対象に合わせ一律300円とするものでございます。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 11 議案第 11 号「安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 11 号「安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について」御説明を申し上げます。

恐れ入ります。新旧対照表を御覧願います。

第 4 条に規定する、共同処理する事務のうち、第 5 号に規定する「特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設中里ワークホーム、介護老人保健施設の設置、管理及び運営に要する費用の一部助成に関すること」と規定がございますが、この共同処理する事務につきましてを削除し、第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げをしようとするものでございます。

なお、この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係市町村と協議をするにあたり、同法第 290 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第12 議案第12号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第12号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について」御説明を申し上げます。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ1,460万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,063万1,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

初めに、人件費の補正につきましては、各費目に計上をされていますが、県人勸に伴

います給与改定による増額その他、当初予算後の異動等を反映し、特別職では期末手当 34 万 7,000 円、共済費 11 万 5,000 円、一般職では給料 185 万円、職員手当 528 万 7,000 円、共済費 194 万 6,000 円、これら総額で 954 万 5,000 円の増額をお願いしているところでございます。

第 2 款の総務費でございます。第 3 目財産管理費、13 節委託料でございます。58 万 9,000 円をお願いいたしました。旧一中跡地に、倉庫及び重機置き場の建設を来年度行うため、設計委託費及び地質調査費をお願いしたものでございます。

その下の 15 節工事請負費でございますが、2,737 万 7,000 円の減額でございます。吉浜岸壁補修工事費及び旧鋸南一中校舎等解体工事費の確定により減額をお願いをするものでございます。

その下になります、9 目の都市交流施設整備事業費でございます。公有財産購入費 543 万 8,000 円につきまして、及び 12 ページ、建物移転補償費 726 万 5,000 円につきましては、都市交流施設として活用したい隣接の民有地 263.96 平米を購入し、既存の倉庫移転に伴う補償費を併せてお願いするものでございます。

第 3 項でございます。第 1 目の戸籍住民基本台帳費、第 13 節委託料でございます。当初予算では「住民記録システム等改修委託」として 400 万円を計上いたしましたが、今後、社会保障・税番号制度に関わるものは、細節標記を統一するため、社会保障・税番号制度関連システム改修委託費として組み替えし、合わせて 11 万 1,000 円の増額をお願いするものでございます。

19 節でございますが、国が管理いたします中間サーバの整備に必要な町の負担金をお願いいたしました。66 万 3,000 円でございます。

13 ページをお願いします。

選挙費でございます。3 目の千葉県議会議員選挙費につきましては、来年の 4 月 12 日に執行予定の千葉県議会議員選挙執行経費につきまして、選挙準備等で 3 月中に執行する必要な経費の計上をお願いいたしました。

13 ページの一番下の行になります。

社会福祉総務費の 13 節委託料 100 万 1,000 円でございますが、これにつきましては、国民年金システム導入委託費で、日本年金機構と町を結ぶ国民年金システムの導入費用でございます。なお、国から 100 万円の助成を受け事業を実施するものでございます。

14 ページをお願いいたします。

一番上の行でございます。国民健康保険特別会計繰出金 17 万 6,000 円の減額につきましては、人件費の変動により減額するものでございます。

第 5 目でございます。介護保険費、28 節繰出金でございますが介護保険特別会計繰出金 81 万 8,000 円につきましては、給与改定に伴う人件費分を増額するものでございます。

第 8 目の障害福祉費でございます。償還金利子及び割引料 66 万 8,000 円をお願いしてございますが、各事業の前年度清算に伴います返還金を計上したものでございます。

15 ページをお願いいたします。

4 款衛生費でございます。3 目環境衛生費、12 節の役務費でございますが、水質検査手数料 45 万 8,000 円につきましては、佐久間川の水質検査 3 回分をお願いしたものであります。

16 ページをお願いいたします。16 ページの一番上の行でございますが、鳥獣被害防止総合対策交付金 47 万円につきましては、県の助成 46 万 9,000 円を受けまして、鋸南町有害鳥獣協議会に対し、鳥獣被害対策実施隊で活用するドックナビの購入にかかります交付金でございます。

第 5 款の農林水産業費でございます。第 3 目の漁港管理費でございます。第 15 節工事請負費 120 万円につきましては、岩井袋漁港西護岸転落防止柵の設置工事をお願いするものでございます。老朽化に伴い改修をするものでございますが 50 メートルの更新を行うものでございます。

17 ページをお願いいたします。第 6 款、第 4 目道の駅推進事業費でございます。11 節の修繕料 21 万 2,000 円につきましては、道の駅観光案内所脇の観光案内看板老朽化に伴いまして修繕するものでございます。なお、県の観光地魅力アップ事業補助金を活用し、事業を実施するものでございます。

18 ページをお願いいたします。第 9 款の教育費、第 2 項の小学校費でございます。11 節の需用費燃料費 5 万円、その下 14 節の重機借上料 43 万 2,000 円につきましては、一時転用して鋸南小学校前の駐車場用地として活用しておりましたが、この用地を農地に復元する費用を計上したものでございます。

第 3 項の中学校費、1 目学校管理費の修繕料 56 万 7,000 円でございますが、校内放送のチャイム、昇降口ドア等の修繕料をお願いしたものでございます。

20 ページをお願いいたします。

10 款の災害復旧費でございます。1 目の道路橋梁災害復旧費 800 万円につきましては、9 月 10 日から 11 日の豪雨により被災しました、大崩地先の町道 4043 号線の災害復旧工事費をお願いをしております。

次に歳入でございます。

9 ページをお開き願います。

歳出に充当いたします特定財源以外といたしまして、第 8 款の地方特例交付金につきましては、交付額の確定によりまして、減収補てん特例交付金 3 万 9,000 円を増額するものでございます。

第 9 款の地方交付税では、普通交付税 1 億 228 万 9,000 円を計上しております。今年度の普通交付税の交付確定額は 17 億 6,128 万 9,000 円でございます。留保しております全額を予算化したものでございます。

10 ページをお願いいたします。

第 17 款でございます。繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、1 億 5,350 万 8,000

円減額するものでございます。今補正によりまして余剰となった分を減額するものでございますが、補正後の財政調整基金残高は7億4,403万5,000円を見込んでいるところでございます。

第18款でございます。繰越金につきましては、前年度繰越金留保額4,510万9,000円を計上いたしました。19節諸収入、雑入でございますが、県税の取扱費交付金27万1,000円につきましては9月30日までの県税の取扱額に対します交付金を計上したものでございます。取扱額は1,364万7,000円でございます。

その下の市町村振興宝くじ交付金617万円につきましては、サマージャンボ宝くじにかかります交付金でございます。

5ページを、お願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。公共土木施設災害復旧事業といたしまして地方債260万円を新たに追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございます。

社会保障・税番号制度対応例規整備支援業務委託といたしまして、限度額108万円の債務負担行為を設定するものでございます。

個人情報保護法をはじめ、町例規集の改正箇所抽出や改正案の作成を委託するもので、平成27年10月施行までに整備を行うものでございます。

21ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございますが、表の右下、48億8,883万1,000円が平成26年度末の起債残高見込みとなるものでございます。

22ページから26ページは給与明細書となりますので、御参照願いたいと思います。

以上で、議案第12号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）」の説明を終わります。

よろしく、御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 13 議案第 13 号「平成 26 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第 13 号「平成 26 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1 ページを御覧ください。

「平成 26 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」であります。歳入歳出それぞれ 124 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 9,458 万 2,000 円にしようとするものです。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7 ページを御覧ください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、2 目退職被保険者等療養給付費につきましては、給付動向を勘案し、100 万円の減額補正をお願いするものでございます。

2 項高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費につきましては、療養費の見込み額が伸びていることから 100 万円の増額を、増額補正をお願いするものでございます。

8 款保健事業費、1 目施設管理費 17 万 6,000 円の減額補正につきましては、給与改定及び職員の産後休暇の確定による減額補正をお願いするものでございます。

10 款諸支出金、1 目一般被保険者保険料還付金 141 万 9,000 円の増額補正につきましては他の保険制度に移行したにもかかわらず、被保険者からの資格喪失届出の申請手続きが遅れたことから、その間に納付されていた保険料を被保険者に還付するものでございます。

次のページ、8 ページをお願いします。

3 目償還金につきましては 6,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

平成 25 年度高齢者医療制度円滑運営事業による 70 歳以上に交付される高齢受給者証再交付事業の補助金が確定したことにより、超過交付金となった 7,000 円を返還するものでございます。補正は、不足額の 6,000 円を増額補正するものでございます。

以上で、歳出を終わります。

続きまして歳入について御説明いたします。

6 ページをお願いします。

7 款繰入金、1 目一般会計繰入金 17 万 6,000 円の減額補正につきましては、給与改定及び職員の産後休暇の確定に伴い補正をお願いするものでございます。

9 款諸収入、3 目一般被保険者返納金につきましては、労働者災害補償保険該当により、被保険者から診療費 142 万 5,000 円が返納されるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 14 議案第 14 号「平成 26 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第 14 号「平成 26 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」御説明申し上げます。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ 81 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11 億 9,979 万 7,000 円とするものでございます。

今回の補正は、千葉県人事委員会の勧告に基づく給与改定によりまして、増額補正を行おうとするものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

第 6 款地域支援事業、第 1 項介護予防事業費及び第 2 項包括的支援事業・任意事業費に係る職員 3 名分の人件費を、県人事委員会の勧告に伴う改定率によりまして、合せて 81 万 8,000 円の増額をしようとするものでございます。

また、第 1 項介護予防事業費、第 1 目介護予防特定高齢者施策事業費では補正額はありませんが、年度末を見据え過不足の調整をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

第 7 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金、第 2 目及び第 3 目の地域支援事業繰入金、合わせまして 81 万 8,000 円を増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第15 議案第15号「平成26年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

水道課長より議案の説明を求めます。

水道課長 山崎友之君。

〔水道課長 山崎友之君 登壇〕

○水道課長（山崎友之君）

議案第15号「平成26年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

今補正予算につきましては、県人事委員会勧告による給与改定及び人事異動に伴う職員給与と費の減額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが2ページをお願いいたします。

実施計画により御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、今回補正はございません。

支出において第1款水道事業費を348万円減額し、4億8,502万4,000円にしようとするものであります。内訳であります、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費42万6,000円と、第2目配水及び給水費30万2,000円の増額は給与改定によるものでございます。

第4目総掛費391万6,000円の減額は給与改定及び人事異動によるものでございます。

第4項特別損失、第1目その他特別損失29万2,000円の減額は給与改定及び人事異動による期末勤勉手当等の減額であります。

資本的収入及び支出ですが、今回補正はございません。

3ページをお願いいたします。

平成26年度鋸南町水道事業会計予算予定キャッシュフロー計算書でございますが、9月の決算認定を受け、平成26年度末における資金残高は2億4,732万8,000円となる見込みでございます。

4ページをお願いいたします。

給与費明細書であります、給与改定及び人事異動に伴う人件費の状況であります。

5 ページから 7 ページは、平成 25 年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表。
8 ページ、9 ページは平成 26 年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほど御
参照願います。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣言

○議長（伊藤茂明）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成 26 年第 6 回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 1 時 4 0 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

平成27年 2月20日

議 会 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 手 塚 節

署 名 議 員 平 島 孝 一 郎